ねる。

郵便葉書に貼用

郵便葉書の裏面を委任狀に印刷して、相手方に送付することは便利であつて、株主總會表決權の委任狀などは概ねこの方法によつてゐるが、この場合葉書の裏面には委任狀として二錢の印紙を貼用しなければならぬが、郵便規則に依れば一般には他物を貼り付けたり、餘分の物を喰つ付けることを禁じてあるが、裏面に印紙を貼用することは差支ない旨の規定がある。（明治三十三年九月一日信遞省令四二郵便規則第十五條第三項）

印紙は貼用すべきであるが例外の方法として稅印押捺の方法がある

稅印押捺を受ける手續

一二、稅印押捺の方法

印紙稅は證書、帳簿に印紙を貼用して納付するのが原則である。（稅法第六條）而し多數の證書などを一時に作成するときは一々印紙を貼用することが、非常に繁雜となり、時には貼りもれを生じて過失に困る脫稅を爲さしめる虞れもあり、またその證書が例へば、何々會社株式とか何々社債と云ふやうに、コロタイプ刷りか何かで極めて美麗を極めてゐるものである場合に、所定の印紙を糊で貼り付けることは多少その美觀を傷けるやうな場合がないでもないと云ふやうなことから、稅印押捺の方法が設けられてゐる。三越などの商品券に浮出し模樣の印紙が見えるのが即ちそれである。即ち稅法第六條の但書に依れば、印紙稅額に相當する現金を納付して稅印の押捺を受け印紙の貼用に代ふることを得る旨の規定がある。

税印の押捺を受けるには、適當の税務署に申出で、税金相當額を納付し、其の領收書又は納税濟證書を添付して、税印の押捺を受くべき用紙と共に請求書を作成し、これを税印の押捺を取扱ふ税務監督局又は指定の税務署に提出し、又は口頭を以て押印方を申出づればよろしいのである。又遠隔の地にある場合は税印押捺請求者用紙返送に要する郵便料金に相當する郵便切手を併せ提出すれば税務監督局又は税務署に於て税印押捺の上郵便を以て用紙を返送して貰へることになつてゐる。（明治三二、大藏省令五號）税印押捺請求書には其證書に用ひる用紙の價格を記載しておかなければならぬ。（明治三四、告示二二）又税印押捺を受けた用紙が證書又は帳簿に調製してしまつてからまだ使用しない前に、損傷又は汚染したときには一口十枚以上綴つてゐるときに限り、代用紙を提出して更に税印の押捺を請求することが出來る。但し損傷又は汚染用紙の税印はこれを抹消して貰はねばならぬ。（明治三九、大藏省令四二）

玆に所謂「一口十枚以上」と云ふのは同一種類のものに限ると云ふ意味

損傷汚染用紙の代用紙

押印事務は各税務監督局又八函館、小樽、東京、横濱、神戸、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、静岡、濱松、姫路、岡山、佐賀、長野、松本、新潟、長岡、足利、四日市（三重縣）、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、德島、高知、松山、福岡、小倉、大分、鹿兒島税務署で取扱ふ

であつて、小切手三枚預金證書七枚合計十枚と云ふ様な場合は駄目である。

また昭和二年印紙税法改正前に税印の押捺を受けた證書用紙が改正税法に依つて非課税となつたもの例へば賣買仕切書の如きは之を提出して代用紙に更に税印の押捺を請求する事を得るものと解せらる。又一口十枚以上の解釋も非課税となつた證書帳簿に限つて少しく緩和するも妨げなき事に解してはどうかと思ふ。參考の爲め押印請求書の雛形をかゝげておく。

押印願の雛形

押印請求番號　第　號
押印用紙ノ種類
數量
税額
用紙ノ價格　壹枚ニ付金
總額金　但壹枚ニ付金　錢
右税印押捺相成度候也
昭和　年　月　日
（證書の住所氏名）印
「何」税務監督局長殿

取締の方法外になし

一三、税務官吏の檢査權限

税法第十條に依れば、當該官吏即ち收税官吏は印紙を貼用すべき證書帳簿にして營業に關するものを檢査することを得る旨規定してある。

印紙税は其の納付義務の履行を證書又は帳簿の作成者即ち納税義務者自身に於て自發的に印紙を貼用するとか又は税印の押捺を受けるとかすることに任せてあるのであつて、一般の税金のやうに、官廳が强制的に賦課處分を爲して徴收の手續をするものではない。從つて脱税行爲に對する取締は手ぬるいことでは目的を達しない。即ち直接に證書帳簿に對し果して納税義務が完全に履行せられて居るかどうかを檢査するより外に仕方がないのである。そこで税法は當該官吏をして此等證書帳簿の檢査を爲る權限を附與してゐるのである。

私人の迷惑をも顧慮して營業關係だけに止む

印紙税を納めなければならぬ證書帳簿に對する脱税行爲の取締は、此等の證書帳簿を作成した後に於て、檢査を執行して確かめるより外其の途がないけれども、また一面證書帳簿は私人の權利義務を證明する文書であつて、其の所持人はみだりに他人に閲覽せられては困ると云ふ事情も亦酌んでやらねばならぬ。たとへ徴税の取締上必要であるからと云つて、印紙税の課税物件たる證書帳簿は全部を擧げて、當該官吏の檢査權限内に置くと云ふことは、取締を爲すことに急で、之が爲めに私人の迷惑を顧みず、秘密を發き人權を蹂躙することは甚しいと云ふやうな虞れもあつて、税法は其の間に於ける調和を圖り、營業に關するものだけに限定したのである。

そこで印紙を貼用すべき證書帳簿であつて、「營業に關するもの」とは「作成者の營業に關するもの」と解すべきか又は「所持人の營業に關するもの」と解すべきかと云ふに、税法上一定の證書帳簿に對する檢査權限を認めたる精神に鑑みて、檢査を執行する上に於て妥當なる取扱の出來るや

う解しなければならぬ。

稅法では、當該官吏の檢査權限は『印紙を貼附すべき證書帳簿にして營業に關するもの』に限定せられたのであるが、稅法違犯の事實ありと認められる場合には、間接國稅犯則者處分法第二條に依つて、廣い意味の臨檢搜索の權限があることは勿論である。

脫稅犯

脫稅高の二十倍に相當する罰金又は科料

印紙を貼らなければ脫稅なり

一四、罰則

稅法第十一條に依れば

證書帳簿に相當印紙を貼用せず又は稅印の押捺を受けない者は證書、帳簿一箇毎に脫稅高の二十倍に相當する罰金又は科料に處す。而もこの二十倍に相當する金額が、三圓に達しなければ三圓の科料に處する旨が規定されてゐる。

脫稅であるかどうかは、印紙が貼つてあるか無いか或は押印があるか無いかに依つて決するのである。この場合脫稅と云ふことが普通積極的な行爲であることを想像するので、印紙を貼らぬと云ふことは消極的な不作爲の行爲であることに注意しなければならぬ。普通の脫稅と違つてこの不作爲の脫稅は、見付かつた際に罰則を課すると云ふのでなくては、到底その

納稅の完璧を取締り、徵稅の適正を貫くことは出來ない。この印紙稅法に罰則があり殊に他の稅に比して、罰則が嚴重で課刑が重いと云ふのはこの理由によるのである。

相當印紙の貼用してないものは、すべて脫稅であるから全然貼つてないのは勿論不足のものも脫稅である。

又證書一通毎に處罰することになつてゐるから、同一人の脫稅した證書帳簿を同時に數個發覺したやうな場合にも、刑法上の連續犯の適用がないのである。

一個の證書、帳簿を數人共同して作成する場合に脫稅があつたとすればこれに對しては、共同作成者全員が各別に制裁を受けることになる。この點に關して次のやうな判例がある。

（註）（一）印紙稅法第一條には財産權の創設移轉變更若は消滅を證明すべき證書帳簿及財産權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作成する者は此の法律に依り印紙稅を納むべしと規定するを以て其の納稅義務者は當該證書の作成者たること明なると同時に其の作成者數人なるときは各自其の納稅義務を負擔するものと解するを正當とす然り而して同法第二條に該當する證書の作成者數人ある場合に於ては必ずしも全員共同して印紙稅を納付することを要せず假令其の中一人なりとも相當印紙稅を納付したる以上は其の徵稅の目的は完全に達せられたるものにして爾餘の義務者に於て復び印紙稅を納むるの要なきこと疑を容れず然りと雖も印紙稅法第十一條は證書又は帳簿等に相當印紙を貼用せざりし場合に關する制裁規程にして之に依り同法所定の納稅義務を强制せんとするに在れば納稅義務者數人ある場合に於て苟も證書に相當印紙稅を貼用せざる以上は擧く其の義務違背者たることを免れざるが故に右罰條の適用に於ては各獨立して其の罪責に任ずべきものと解するを立法の精神に適したるものと謂はざるべからず。（大審院、大正一五、四、二七）

印紙不足の場合も脫稅である
連續犯の適用を排除す
共同納稅の義務者の脫稅

脫稅犯の公訴時效
脫稅處分後の使用

脫稅犯の公訴時效の起算は次の通りに取扱ふのである。

證書……證書作成の時より起算する。

帳簿……帳簿の最後の附込の時より起算する。

脫稅處分後引續き尙ほ脫稅のまゝ帳簿を繼續して使用する者あるときは、

不消印犯

更に脫稅として處罰すべきである。この場合處罰の後印紙を貼用したときは、處分後第一回の附込から一箇年分に付て納稅したものと認める。

稅法第十三條には證書、帳簿に貼用したる印紙に適法なる消印を爲さない者は證書、帳簿一箇毎に二圓の科料に處すとある。

不消印犯の公訴時效

印紙を貼用するときには證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書又は帳簿の作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべきことは稅法第九條に規定してある。若し之に違背して消印を爲さない行爲は、その貼用印紙を再び使用をするの動機となるかも知れないと想像せられる。從て其の取締上消印をしない行爲は罪として刑罰の制裁を課することにしたのである。不消印犯は直接には脫稅犯ではないが、脫稅犯の豫備行爲となつたり、脫稅犯の動機となる虞れのある不作爲を取締ると云ふことである。この不消印犯も不作爲犯である。

不消印犯に對する公訴時效の起算日は、次の通り取扱ふのである。

罰金と科料との別

檢查拒否犯

證書に付ては……印紙貼用の時から起算する。

帳簿に付ては……帳簿附込最終の日から起算する。

脫稅犯に對する罰金と科料との區分は、脫稅高二十倍の金額が二十圓以上であれば罰金であつて、二十圓未滿であれば科料と解すべきである。從つて公訴時效の計算に付てもこの區分に據るべきである。

稅法第十二條によれば、收稅官吏が印紙を貼用すべき證書帳簿であつて、營業に關するものを檢查しやうとする際に、其の檢查を拒否した者は二圓以上の科料に處すとある。

收稅官吏は、印紙を貼用すべき證書帳簿であつて營業に關するものに付て檢查を執行する權限を附與されてゐる。そこで、此の檢查權限の執行を妨害する行爲を其の儘に放置すれば、到底檢查執行の目的を達することを得ない。そこで此の檢查執行を妨害する行爲に、刑罰の制裁を課することにしたのである。

刑法總則の適用がない

處罰に當つては人的事情を斟酌せぬ

尤も事實上「印紙を貼用すべき證書帳簿であつて營業に關するもの」を所持しない者が、「檢査物件はありません」と答へたやうな場合は犯罪は成立しない。檢査執行の妨害行爲とは檢査を受くべき證書、帳簿の所持者が其の檢査執行を拒否するの總ての行動を指すのであつて、其の行動が積極的であるか、又は收税官吏から證書帳簿の提出を命ぜられながら之を提出しないと云ふやうな消極的な行動であるかは問はない。

印紙税法を犯したる者の處罰に付ては、刑法總則の規定の中で犯罪の不成立、刑の減免、併合罪及酌量減輕の例を用ひない。然し檢査拒否犯に付ては、刑法總則の規定全部を適用する旨、税法第十四條に規定してある。税法の犯罪は所謂法定犯であつて、制裁を課する目的は課税權を侵害する行爲とか、侵害する虞れある行爲を防遏しやうとする財政上の要求に出たものであつて、犯人の惡性を報復すると云ふやうな一般刑法の犯罪に對する刑罰の觀念とは多少趣を異にして居り、目的は、要するに課税に

作成名義人の責任

關する取締の貫徹を期する爲めであるから、人的事情の適用はないのである。

證書帳簿の作成名義人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人等が名義人の爲に作成する證書、帳簿に關して、税法に違反し之を處罰すべき場合には、其の名義人を處罰することは税法第十四條のノ二に規定してある。税法の罰則規定に於ては、業務の主體に、其の業務に使役する從業者等の犯罪行爲の責任を負擔させるのであつて、印紙税法も證書帳簿の作成名義人に税法違反刑罰の責任を負擔せしめてゐる。即ち作成名義人が普通業務主であるからである。

（註）（一）雇人が營業主名義の受取書を作成發付したるは營業主の包括的委任に基く權限内の行爲に屬するや將た全く何等の委任なき無權限の行爲に屬するや雇人の權限如何を確定し若し無權限の行爲なるに於ては營業主が從業者の行爲に付責任を負ふべき特別の規定なき印紙税法の下に在ては到底許すべきものにあらざれども若し委任權限内の行爲なりとせば假令該受取書作成當時に之を

雇業主に告ぐることなかりしとするも其の行爲は適法なるが故に其の適法行爲を爲すに當り印紙を貼用せざりし儘意即ち不法行爲に付雇業主は責任を負ふは當然なり。（名古屋控訴院、明治四一、二、二一）

一、契約書中記載の金員が契約主要の事項にあらざる場合は單に金高記載あるのみにては證券印紙規則第二條所定の契約書に該當せず

記載金高ある證書なりや否の判定

附（一）印紙税法判例

一、契約書中記載の金員が契約主要の事項にあらざる場合は單に金高記載あるのみにては證券印紙規則第二條所定の契約書に該當せず（民第六〇號　明治三十年三月十一日判決）

（註）この判例は當時の「證券印紙税規則」に『金高記載ある諸般の契約證書には金高八百圓以上千圓未滿印税三十二錢』の印紙を貼用すべき旨の規定があり、記載金高の有無が問題となつたものである。

上告綸旨第四點は原院に於て採用せられたる證據中主要のものは乙第二號證なり該證は示談濟口證即ち和解契約證書にして證書中に金高に相當する證券印紙を貼用せざるべからず然るに貼用印紙は僅か一錢印紙のみなるに拘はらず原院之を取りて證據に供したる證券印紙規則第四條に違背したる不法の判決なりと云ふに在れども○證券印紙規則第二條に金高の多寡に從ひ定むる所の印紙を貼用す可き金高記載ある契約證書たるには其記載ある金員が契約主要の事項ならざる可からず只金額の記

載あるのみにては該當するものに非ず而して乙第二號證を閲するに『一千圓を以て圓滑なる和解を爲したる以上は爾後雙方當事者間に於ては右精算に關し聊か苦情無之然る上は雙方間に於て提起しある訴訟は速に願下可仕』云々とありて精算に關し苦情なきこと、訴訟取下のことゝを目的とする約束證書に止まり一千圓なる金額云云の記載あるは契約を爲すに至りたる原因を表示せむが爲めにして契約に付き重要なる事項に非ず然れば單に一錢の印紙貼用しあるも決して印紙貼用不足の契約證書なりと云ふを得ず

二、印紙は證書の原本に貼用すべきものにして其謄本に貼用することを要せず　（民第四六五號　明治三十一年十月二十九日判決）

上告論旨は被上告人が提出したる甲第一號證は貼用印紙不足なるに依り證券印稅規則違犯に係るものなり然るに原裁判所は之を證據として採用したるは法律に違背して爲したる不法の裁判なりと云ふに在れども〇印紙を貼用すべき證書は原本にして謄本は其貼用を要すべきものに非ず而して訴訟記錄を閲するに本件甲第一號證は謄本即ち寫にて提出せられたるものにして其寫なることは上告人の認むる所なり原院は其謄本に記載したる事實を適實なりとし爭點に付き判斷を爲したるものなれば

二、印紙は證書の原本に貼用すべきものにして其謄本に貼用することを要せず

印紙は證書の原本に貼用すべきで、謄本に貼用することを要せず

三、法律改正の結果新法が舊法の制裁を不必要として之を削除し若くは之を輕減したる場合に於ては其新法に據るべきは法理の當然なりとす

新法と舊法との關係

證券印稅規則を引用して原判決を攻擊するは失當なりとす

三、法律改正の結果新法が舊法の制裁を不必要として之を削除し若くは之を輕減したる場合に於ては其新法に據るべきは法理の當然なりとす　（民第三九〇號　明治三十二年六月二日判決）

上告論旨第三點は第二審辯論調書中被上告人（被控訴人）の陳述を見るに『前略甲第一號證にも成立當時證券印紙貼用しあらざりしが控訴人に於て乙第一號證に印紙貼用せざりし爲め罰金刑に處せられたる趣を承知したるに付甲第一號證にも他日貼用せしめたるなり』とあり即ち本案重要なる甲第一號證は證書の差出人に於て證書の授受の前印紙を貼用せざる違法の證書にして而かも現に貼用しある印紙は處罰を受けたる後貼用したるものにあらざるを以て證券印紙規則第四條の規定により民事裁判上之を受理すべきものにあらざる筋合なるに原院は採て以て被上告人の唯一利益の證據となしたるは失當の裁判なりと云ふに在り〇按ずるに明治十七年五月第十一號布告中印稅規則は本年三月公布第五十四號法律を以て改正せられ舊法第四條の制裁は全く削除せられたるを以て無印紙若は不足貼用の證書帳簿と雖も民事裁判上に於ては何等制裁を受くることなく裁判官は任意之を採用し得べきことゝなれり

抑も法律改正に付新法が舊法の制裁を必要とし之を削除し若は之を輕減したる場合に於ては其新法によるべきは法理の當然にして假令舊法を以て論ぜられたるものと雖も新法實施の後未だ確定せず上級審に繫屬する時は上級審に於て新法により更正せらるべきものとすされば本件甲第一號證は舊法によれば上告人所論の如く裁判上採用すべからざるものに付原裁判所が之を採用したるは違法たるを免れずと雖も最早新法實施の今日に於ては之を更正せざるものとす故に本論の論旨も亦其理由なし

四、一旦貼用の上消印を施し印紙の効用を了りたるものは再び印紙として使用すべからざる紙片たるに過ぎず從て此紙片を切斷し其斷片を彼此繼合にして新に印紙を製造したる所爲は印紙の僞造なりとす　（れ）第二〇七二號　明治三十六年十一月十三日判決）

被告ナカ上告趣意の第一は原院は既に貼用消印ある印紙の斷片を繼合せたる所爲を目して印紙僞造なりと斷定したるは不法なりと云ふに在れども一旦貼用消印を施し印紙の効用を了りたるものは再び印紙として使用すべからざる紙片たるに過ぎず故に此紙片を切斷し其斷片を彼此繼合せて新たに印紙を製造せば之を以て印紙の僞造と論ずべきは當然なるにより論旨は理由なし

五、荷送人より荷受人に發送したる文書が一種の送狀なること疑なき場合に於ても發送人の請求に依り交付せられたるものに非ざるときは印紙稅法第五條に所謂發送契約に依らざる送狀なるを以て之に對しては印紙稅を納むることを要せず　（れ）第一七五二號　大正二年十一月十五日判決）

（註）當時の荷印紙稅法第五條に『左に掲ぐる證書帳簿に關しては印紙稅を納むることを要せず』『一金高五圓未滿若は金高記載なき又は運送契約に依らざる送狀』とあり。運送契約に依らざる送狀なりや否が問題となつたものである。

靑森地方裁判所檢事正金子富次郎上告趣意書第一點原裁判所は雜貨商たる被告音次郎が同業池田祐一郎に對し同人の注文に依り賣却の目的を以て砂糖紙類其他の雜貨を運送する際貨物の品目數量代金額を記載せる書面十證（通第一號乃至第十號）を作成し印紙を貼用せずして右商品の運搬を委託したる馬夫に渡し該商品と共に祐一郎に交付せしめたる事實ありと認定し後段に於て右は仕切書にあらざるのみならず

四、一旦貼用の上消印を施し印紙の効用を了りたるものは再び印紙として使用すべからざる紙片たるに過ぎず從て此紙片を切斷し其斷片を彼此繼合して新に印紙を製造したる所爲は印紙の僞造なりとす

使用濟の印紙の斷片を繼合して印紙を作成するは僞造なり

五、荷送人より荷受人に發送したる文書が一種の送狀なること疑なき場合に於ても運送人の請求に依り交付せられたるものに非ざるときは印紙稅法第五條に所謂運送契約に依らざる送狀なるを以て之に對しては印紙稅を納むることを要せず

運送契約に依らざる送狀

印紙稅法に依り印紙を貼付すべき書面にあらずと認め罪とならざる旨判決せるも原
審認定の事實に據れば、被告晉次郎は右書面を以て一定の商品を一定の代價にて賣
却する旨を承認し池田祐一郎に對し一定の代金にて賣却す可き財産權上の義務を負
ひ池田祐一郎は右書面を以て一定の商品の價格を以て買受けたる事實を證明するの
用に供するを以て右書面は讓渡承認に關する證書として印紙稅法第四條に該當し原
裁判所に於て印紙を貼用すべき書面にあらずと認めたるは擬律錯誤の判決なりと云
ひ、第二點右書面は承認に關する證書にあらずと假定するも被告晉次郎は右書面を
以て一定の商品を一定の代價にて賣却す可き旨申込同時に貨物を送付し池田祐一郎
に對し一定の商品を一定の價額にて賣却す可き義務を負ひ池田祐一郎は右書面にて
一定の商品を一定の價額にて買受けたる事實を證明するを以て被告晉次郎は作成當
時より池田祐一郎に於て財産權の移轉を證明す可きことを豫期して作成したる證書
にして印紙稅法第一條第二條財産權の移轉を證明する證書に該當す可し或は財産權
の移轉變更を證明する證書とは直接に證明する證書に限ると主張する者ある可しと
雖も(中略)第四條第五條列記の證書は何れも第一條規定の性質を有する證書に外な
らず而して第四條第五條に列記せる證書の性質を研究せば必ずしも財産權の創設移
轉變更若くは消滅を直接に證明する證書に限らず間接に證明する證書の少なからざ

るを發見す可し故に本件證書も亦賣買豫約證と同じく第一條第二條に據り印紙を貼
用す可き證書にして原判決は擬律錯誤の判決なりと云ひ、第三點本件證書は財産權
の移轉變更を證明し又は財産權に關する承認を證明す可き證書にあらずと假定する
も原裁判所に於て被告晉次郎は砂糖紙類其他の雜貨を發送するに當り貨物の品目數
量代金額を記載せる書面十通を作成し印紙を貼付せずして運搬人たる馬夫に渡し該
商品に添へ池田祐一郎に送付したる旨認定し送狀は必ずしも運送人に於て作成する
ものに限らず貨物發送人に於て作成し貨物に添へ運送人に交付せらるることあり右
書面も現に送狀と題し居るを以て原判決認定の事實は一種の送狀を作成し印紙を貼
付せずして交付したりと解釋せざるべからず果して然らば原裁判所に於て第五條に
據り印紙貼用を要せざる送狀なるや否や說明の上相當の判決を爲さざる可からざる
に何等の說明を爲さずして印紙貼用を要せざる書面なりと判定したるは理由不備の
判決なりと云ひ、第四點原裁判所に於て本件證書は仕切書にあらざる旨說明するに
當り印紙稅法第四條に所謂賣買仕切書は賣買取引結了後に於て其決算を表明する爲
め作成し相手方に交付する書面を謂ふと說明せり數回繼續せる賣買取引に於て一定
の時期に取引の既に結了せる賣買の決算を表明する爲め仕切書を作成する慣例も亦
存在するも仕切書は必ずしも既に取引結了せる賣買の商品價額代價及拂込代金を計

算し決算を爲す書面に限らず取引結了前買入注文に對し價額を定め賣却商品數量及代價を計算したる賣買仕切書を作成し商品と共に買主に送付し又は賣却注文に對し價額を定め買入商品の數量及代價を計算したる買仕切書を作成し代金と共に又は代金の仕拂前賣主に送付することあり之等の仕切書は總て印紙を貼用し居るは普通一般の慣例なるを以て原裁判所に於て賣買取引結了後に於て其決算を表明する爲めに作成したるものにあらざれば仕切書にあらざる旨說明し本件證書は仕切書にあらざるものと認めたるは理由不備の判決なりと云ふに在れども○所論第一號乃至第十號を査するに大正元年十一月より同二年四月迄の間に在りて被告より池田祐一郎に宛て發送したる文書にして『送り』又は『出荷案內』と題し被告より祐一郎に賣渡すべき貨物の品目數量金額並に此品を送付するに依り査收せられ度き旨を記載せり荷受人は之により自己に送付せられたる貨物の品目數量及代價を知り得るを以て一種の送狀なること疑なきも運送人の請求に依り之に交付せられたるものにあらざるが故に運送契約に依らざるものと謂はざる可からず即ち印紙稅法第五條に所謂運送契約に依らざる送狀なるものに該當すること明かなるを以て之に對しては印紙稅を納むることを要せざるものとす從て原判決が右書面は同法に依り印紙の貼用を要するものにあらずと說明し無罪の言渡を爲したるは相當にして論旨は理由なし

六、印紙稅法に所謂賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き其確定代價を表示して決算を證明する書面を謂ふものとす　（れ）第五二三號　大正三年四月三十日判決）

辯護人秋山源藏上告趣意書第一點印紙稅法第四條に所謂賣買仕切書とは如何なる文書を意味するやは同法中に於て明解を下したる條文なく又判例學說等も紛々として歸一する所なきが如し殊に同法第四條に違反する罪は其罰輕微にして第一審は區裁判所の管轄に屬するが故に從來は控訴院の審理を以て最終審と爲し未た御院の判例を見るに至らざりしなり然りと雖も賣買仕切書なる文字は吾國古來商人間に或一定の意義を以て慣用せられたる處に係り印紙稅法第四條の規定は此古來の意義用語に基き規定せられたるものなるや疑を容れず加之多くの學說判例の中にも亦自ら賣買仕切書の性質を知るに足るべき共通の觀念を發見し得べきを以て左に之を開陳すべし按ずるには古來吾國商人間に行はれたる賣買仕切書なるものは專ら委託販賣に關聯して發達したるものにして仕切書に買仕切書賣仕切書二種あるに徹するも委託販賣の場合の實際上の必要より生じたるものなることを知るべし今日に於ては仕切書を委託販賣の場合に限り發行せらるゝものなりと解するは狹きに失すべしと雖も

六、印紙稅法に所謂賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き其確定代價を表示して決算を證明する書面を謂ふものとす

賣買仕切書の意義

一、賣買の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き

二、其の確定代價を表示して

三、決算を證明する書面

而も其性質は尙古來の限局せられたる或意義を保有するものなるや論なく然らざれば普通の賣買代金請求書出荷案內書等と區別すること能はざるに至るべし是を字義より論ずるも『仕切』とは普通『さかいをたつ』『へだてをこしろふ』抔の意義を有する語にして之を商取引に適用し其取引を仕切と云ふ時は自ら或期間の繼續的に存在したる取引關係に一定の區劃を設けて一先づ取引を結了することを意味し又價格に付て云へば標準的の價格を以て取引を爲したる場合に其價格を確定することを意味す從て斯る取引を結了し且價格確定を表示する目的を以て作成し相手方に交付する文書を仕切書と云ふと解するを正當と信ず古來商人間に行はれたる賣買仕切書なる文書の意義も亦如斯きものなりしは疑ふ可からず是れ本辯護人の一個の私解に非ずして學識經驗ある諸氏が編纂せる法律辭書第一册に賣買仕切書を說明して曰く『賣買仕切書は賣買の目的物たる物品の代價は一定の時及處に於ける相場に依るべきことを約して賣買を爲し又は賣買の委託を爲したる場合に其取引の結了したる後に於て之に關する決算を表示するが爲め相手方に對して交付する證書なり』又大阪控訴院は明治四十二年十二月二日石崎合資會社業務擔當社員石崎喜兵衞に對する印紙稅法違反事件に關し判決を下して曰く『仕切なる語は元來一體を成せる事物中に區劃を設け他と其存在を獨立ならしむる行爲を指稱するものなれば賣買仕切と云へ

ば從來爲し來りたる賣買取引の或時期迄を分劃し一先づ右取引を結了し決算を爲すを云ふ』と更に又東京地方裁判所は明治四十三年一月二十二日東京製鋼株式會社代表者山田昌邦に對する印紙稅法違反事件に付きて賣買仕切書に關する見解を示して曰く『賣買成立の際には値段を仕切る要なき場合の請求書は既に確定せる代價を基本として物品の員數斤量に應じて計算したる代金の請求書に該當するが故に所謂賣買仕切書と云ふを得ず』と判示せり其他明治四十五年四月梅岡正吉に對する東京區裁判所の判決及大正二年二月大日本人造肥料株式會社大阪支店代表者に對する印紙稅法違反に關する大阪地方裁判所の判決等も大體右と同一の見解を採用したるものなり之を要するに古來より行はるゝ賣買仕切書の意義學說判決例等を比較研究するときは少くも三箇の點に就て多數の見解の一致するを發見することを得べし即ち(一)取引が或期間繼續的に行はるゝ場合に一定の時期を區劃して一先づ取引を結了し其事實を證明する文書なること(二)標準價格に依り物品の賣買を爲し又は賣買の委託を爲したる場合に其價格を確定し決算を表明する文書なること(三)前記の(一)(二)の如く取引を結了し及び價格を確定し決算を表明することは其文書作成の目的なること是なり從て單に個々獨立せる賣買を爲し其都度取引が結了する場合には毫も賣買を仕切る必要を生ぜざるものなるが故に斯る場合には普通の賣買書を生ずべ

きも賣買仕切書なるもの發生する餘地なしと云ふべく又價格が初めより定價表其他に依りて確定し此價格を基本として物品の斤量員數に應じ代價を計算し得る場合に發行する文書は所謂代金請求書なりと云ふべくして價格を仕切る處の仕切書なるものとあらずと謂はざる可らず原判決は賣買仕切書の性質に付き如何なる見解を取りたるものなるやは明確を缺くと雖も其賣買仕切書と認定したる理由として採用したる被告代人の陳述及び證人の證言に依れば被告代人中島誠治は『領置に係る八通の書面は既に賣買契約成立し賣買の目的物の荷渡を爲したる際即日又は翌日頃買受人に郵送したる書面にして計算を通知し且つ代金請求の目的の爲め發送したるものなり』と陳述し金田宗三郎に對する檢事の聽取書には『パラビン蠟は同一函に磅の多きものあり又少なきものありて値段に相違を生ずるを以て證第一號用紙に依り其賣買を明確に知らしむる爲め判示會社に於て使用する用紙なり』とあり證人飯田桂介の證言には『油竝に蠟の價は會社より送付し來る定價表に依り注文前了知し得るも蠟は箱の都合に依り注文の斤量と實際送來る斤量とは過不足あるが故に判示書面の來る迄は實際の買取りたる斤量代金等は判明せざるものなり從て右文書は賣買を完結し且代金を決算報告するものにして證人が右文書に基き帳簿に買取りたる斤量代金等を記入するものなり』とあり其他公判始末書に就き之を見るも本件被告會社と

飯田桂介間のパラビン蠟の賣買は繼續的に行はれたる取引なることを見るに足るべき事實なく却て個々の賣買が其都度結了したる場合に發せられたる文書なること明瞭なり又其價格の仕切に就て云ふ時は斤量に付ては注文の斤量と實際賣受けたる斤量と過不足ある場合を生ずるも定價は初より定價表に依り一定し居たるものにして買受人に於ても此定價表に基き斤量に應じて計算する時は物品の代價を確知することを得たるものなること明瞭なりとす由是觀之ときは原裁判所は賣買仕切書に就ては最も廣義に解釋し苟も賣買の事實を表明し品名斤量代價を記載したる文書は悉く仕切書なりと解釋せられたるが如きも如斯は賣買仕切書の解釋としては餘りに廣汎に失し前述せる古來一般に認められたる賣買仕切書の性質に關する見解學說及び判例と合致せざるのみならず如斯解釋に依るときは普通の賣買書入日記出荷案內書代金請求書等も凡て賣買仕切書なりと結論せざるを得ざるに至るべし何となれば此等の文書も其形式に於ては賣買の事實を表明し品名斤量代價等を記載することあればなり原判決の採りたる如き解釋に就き法律が特に賣買仕切書なる古來慣用に係る文字を用ゐて普通の賣買書出荷案內書代金請求書等と區別したる法意に副ふものならむや之を要するに原判決判示文書は單純なる代金請求書たるに過ぎずして賣買仕切書なりと認むべきものにあらざるに係らず原裁判所が被告會社の所爲は印紙稅法第

四條第十一條に觸るる犯罪なりと斷定せられたるは畢竟賣買仕切書の意義を誤り法律を不當に解釋して刑を適用したる不法あるものと云はざるを得ずと云ふに在り○因て按ずるに印紙税法に所謂賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付其確定代價を表示して決算を證明する書面を云ふものとす原判決の認むる處に依れば本件文書は紐育スタンダードオイル會社横濱支店が飯田桂介より豫て同支店の交付し置きたる定價表に基き代金五圓以上のパラピン蠟礦油の注文を受けて之を販賣し其都度賣買を結了し決算を表明する目的を以て金高五圓以上の品目斤量單價等を記載せしものにして標準價格に依り商品の賣買を爲し其取引を結了したる後其確定代價を表示して決算を證明したるものに非ず即ち被告會社が作成したる所のものは賣買當時より商品の代價は既に確定し其確定せる代價を基本として決算を表明する爲め商品の品目斤量單價等を記載せし文書なれば之を以て所謂賣買仕切書と云ふを得ず然るに原裁判所が之を賣買仕切書なりと判定し之に印紙を貼用せずして飯田桂介に發送交付したる行爲を印紙税法第四條第十一條等に問擬したるは即ち擬律の錯誤にして原判決は破毀を免れざるものとす

七、イ、印紙税法は營業に關せざる通帳に付き印紙税を免除することの除外例を設くることなし

ロ、通帳は繼續若くは連續する財産權上の取引を爲す當時者の一方より相手方に對し其取引關係を證明する爲め作成する帳簿類なれども其取引は商業又は營業たることを要せず

ハ、通帳は必ずしも受取の證明のみを目的とするものに限らざれば印紙税法第四條に所謂通帳は營業に關する受取書を帳簿と爲したるもののみを指稱するものに非ず

（【れ】第二八六一號　大正三年十二月十七日判決）

辯護人卜部喜太郎宮崎一上告趣意書第一點原判決は『被告は醫を業とする者なるところ通帳を作成し之に相當の印紙を貼用せず而して『醫師なるが故に其作製に係る通帳に印紙貼用を免除せらるべき旨の規定なき』により科刑を免れずと云ふにあるも元來一定の帳簿が通帳なりや否やは單に帳簿の作製者が之を通帳と稱するや否やによりて決すること能はざるは勿論該帳簿が一定の權利義務の證明の用に供せざ

七、イ、印紙税法は營業に關せざる通帳に付き印紙税を免除することの除外例を設くることなし

ロ、通帳は繼續若くは連續する財産權上の取引を爲す當時者の一方より相手方に對し其取引關係を證明する爲め作成する帳簿類なれども其取引は商業又は營業たることを要せず

ハ、通帳は必ずしも受取の證明のみを目的とするものに限らざれば印紙税法第四條に所謂通帳は營業に關する受取書を帳簿と爲したるもののみを指稱するものに非ず

通帳は營業に關せざるものも免除せず

通帳の意義

通帳は營業に關する受取書を帳簿に結成したるものに非ず

るべきものなると否とによりても亦之を確定的に決定すること能はず通帳は必然に『繼續して取引をなす當事者間に於て其營業上の取引關係を記載證明するの用に供せらるべき帳簿』たることを要す而して醫業が營業に非らざることは一點の疑なきにより醫師が醫業に關して作成したる本件の帳簿の如きは營業上の取引關係を記載證明するの用に供するものと云ふべからず從つて所謂通帳に非らざること勿論にして之に印紙を貼用せざるも何等法規に違反する所なし原審が本件係爭の帳簿を醫師が醫業に關して作製したるものなる事を認めながら之を印紙稅法に所謂通帳なりと稱するは論旨矛盾せるものにして畢竟實體法に違背したるものと云はざるべからず（明治明治十七年五月一日布告第十一號證券印紙規則第二條には『一、營業に關する請取書印稅一錢中略右證書を通帳となすときは一年以內一冊につき一錢の印紙を貼用す可し』とありて明白に通帳の法律上の性質として當然營業に關するものなることを明言せりと云ふに在り）○按ずるに印紙稅法第四條には汎く通帳に付き印紙稅の納付を必要とすることを規定し同法には營業に關せざるものに付き之を免除することの除外例を設けず通帳とは繼續若は通續する財產權上の取引を爲す當事者の一方より相手方に對し其取引關係を證明する爲め作成する帳簿類なれども其取引が商業又は營業たることを必要とせず論旨に引用する明治十七年五月一日布告第十一號

證券印稅規則第二條に營業に關する請取書云々證書を通帳となすときは云々一年以內一冊に付き一錢の印紙を貼用す可しとあるは所論の如しと雖も同條には別に金錢諸物品通帳一年以內一冊に付き印紙稅一錢なる旨の規定あり原來通帳は請取を證明するを一の目的とするものなれども必ずしも請取の證明のみを目的とするものに限らず從て印紙稅法第四條に單に通帳とある以上は其通帳は營業に關する請取書を通帳と爲したるもののみを指稱するものにあらざること論を俟たず原判決の判示の趣に依るも本件通帳は醫を業とする被告賢司が製糸業大星工場主たる林淸吉に交付して使用したるものにして通帳に患者の氏名藥價等を逐次記載し之を證明する用にも供したるものに外ならず從て單純なる受取を證明するものにあらざることも亦明なり故に原審が之を印紙稅法第四條の通帳に該當するものと認めたるは正當なり論旨は理由なし

八、印紙稅法に於ては各違犯行爲毎に之が刑を科すべきものなるを以て刑法第五十五條の規定は本法に之が適用なきものとす（れ）第三四一〇號　大正四年五月十七日判決）

八、印紙稅法に於ては各違犯行爲毎に之が刑を科すべきものなるを以て刑法第五十五條の規定は本法に之が適用なきものとす

印紙稅犯則と連續犯との關係

辯護人高木益太郎上告趣意書第四點同一罪名に觸るる數個の行爲が性質上當然繼續の意思に出でたること明白にして其間意思の變更ありと推測すべき餘地を存せざるときは之を連續犯として處斷すべきものにして獨立の數罪として處斷すべきものに非ずとは御院に於て夙に認容せらるる所なり（大正二年(れ)二四二二號）依て今原判決を査閲するに其第一乃至第七事實として認めらるる所のものは孰れも同一罪名に觸るる行爲にして然かも其手段方法全く同一に出て互に相前後して行はれたるものなるを以て其性質上當然繼續の意思に出でたるものと認めざるべからざるものとす然るに原判決が之に對し科料を併科せられたるは則ち擬律錯誤の違法あるものとすと云ふに在り○仍て按ずるに印紙稅法には之が總則の規定なきを以て同法第十四條の場合を除き刑法第八條の明文に從ひ同法の總則に準據すべく從て連續犯に關する規定亦本法違犯の場合に適用すべきものの如しと雖も本法第二條以下の規定に徴すれば本法に於ては各罪各個即各行爲毎に之が刑を科すべき趣旨なること明瞭なるを以て連續の意思に基く數個の行爲を總括して單に之を一罪と認むべき刑法第五十五條の規定は本法に適用することを得ざるものと解するを相當とす左れば右と同一趣旨に出でたる原判決は適法にして本論旨は理由なし

九、判取帳又は通帳に受取の記入を爲したる場合と雖も苟も金圓を受取りたる旨の意思を表示しある以上は之に印紙稅法所定の印紙を貼用せざるべからず（れ第三一二四號　大正五年一月十八日判決）

被告富次郎上告趣意書及び被告儀左衞門上告趣意書の各一、上告人は大崎眞二なるものを代理とし須田六右衞門より酒代金を受領せしめ代理人たる眞二は須田六右衞門の印紙貼用の判取帳に受取の記入を爲し尚上告人より六右衞門に交付の印紙貼用の通帳に受取の記入を爲し以て其受領の證明は完備し終了せり而して本件上告人より差出したる郵便端書は眞二に御渡し下され正に消帳云々の通知を發したるものにして印紙貼用を爲すの要なき旨陳述し又其事實は一件記錄にて確定せり然るに右の點に對し何等說明を與へず判決せられたるは理由不備の違法あるものと信ずと云ひ、各二、元來證券の複本謄本に對しては印紙貼用を要せざることは同法第五條末項に規定する所なりされば本件の如き既に立法者の要求する收稅は既に完了したるものと云はざる可からず何となれば前陳の如く代理人たる眞二は六右衞門の判取帳に記入し且つ上告人より交付の通帳に記入したるに於ては既に稅法が受取證に要求する收稅の目的を達したるものにして隨て本件の郵便端書は其證書の複本謄本に印

判取帳、通帳に受取の記入を爲したる場合にも、金圓を受取の意思を表示せる以上は印紙貼用の義務あり

紙を要せざると同律意に依り印紙貼用を爲すの要なきものとす若し然らずとせば設令は玆に代理人たる眞二をして印紙貼用したる受領證を持參せしめ而して上告人より六右衞門に對し尙ほ本件の如く眞二より慥に受取り候云々の印紙なき文書を發したりとせむか尙ほ處罰せざる可からず天下豈に如此理あらむや然るに原裁判所は有罪の判決を爲されたるは違法の判決なりと信ずと云ひ、各三、本件郵便端書は單に眞二より受領したるとの通知書にして受領證にあらざることは其文意自體竝に上告人の意思に於ても明かなり然るに原裁判所は漫然之れを受取書と判示せられたるは理由不備且つ擬律錯誤の判決なりと信ずと云ふに在り○因て按ずるに所揭判取帳通帳に受取の記入を爲したる事實は原判決の認めざる所に屬するのみならず假令前揭事實ありたるものとするも苟くも金圓を受取りたる旨の意思を表示したる證書を作成したる以上は之に印紙税法所定の印紙を貼用す可きものなること明白なり而して原判決は本件の郵便端書を受取證と認めたるものにして所論の如く之を證券の複本謄本と同視し又は之を單純なる通知書なりと解す可き理由毫末も存在することなきを以て上告は何れも其理由なし

一〇、賣買に附隨せる費用の存せざる場合に在りては單に確定代價を表示するに止まる書面と雖も之に依りて決算を證明するものたる以上は仕切書に該當すべしと雖も賣買に附隨せる費用の存する場合に在りては商品自體の確定代價のみならず是等の費用をも包括して計算を遂げ賣買に關する一切の決算を證明する文書を以て印紙税法に所謂仕切書なりと解すべきものとす

賣買諸掛なきときは單に確定代價表示に止る書面と雖も決算證明なる以上は仕切書に該當し、賣買諸掛ある場合は一切の費用を決算證明する文書を仕切書と解す

一〇、賣買に附隨せる費用の存せざる場合に在りては單に確定代價を表示するに止まる書面と雖も之に依りて決算を證明するものたる以上は仕切書に該當すべしと雖も賣買に附隨せる費用の存する場合に在りては商品自體の確定代價のみならず是等の費用をも包括して計算を遂げ賣買に關する一切の決算を證明する文書を以て印紙税法に所謂仕切書なりと解すべきものとす（【れ】第四五號　大正六年四月七日判決）

辯護人鳩山一郎伊藤一重上告趣意書第二點原判決は擬律錯誤の違法あり原判決は被告會社は賣買仕切書に制規の印紙を貼用せず税印の押捺なきものを委託者に交付したりとして被告會社を印紙税法違反罪に問擬處斷したり仍て其證據説明の部を閲するに被告會社代表社員前田健之助の供述には『各入荷と題する判示內容の葉書を判示の如く交付したるに相違なきも其れは賣買仕切狀にあらずして唯單に賣買の通知又は案內の書面に過ぎざるものと思ふ』又證人壽原重太郎の檢事の聽取書中には『前略自分會社より販賣の委託をなし苫小牧市場に於ては其品を販賣したる時一々葉書を以て自分會社に値段を通知し自分會社にては之れに基きて記帳し置き其れより毎月一回目初めに苫小牧に行きて計算するなり』との供述記載あり然して本件被告會社より發したる入荷通知書なるものは委託者に對し委託物品の賣買を了したこ

と並に其價格を通知するに供したるものにして唯其記載價格は後日の計算上に於て基本となるべき確定價格に過ぎざるものなり凡そ商法に於ては問屋業者の義務として問屋が委託せられたる物品の販賣を爲したるときは遲滯なく委託者に對し其通知を發することを要す（商法第三一九條同第三七條參照）と規定す故に本件問屋なる被告會社は其委託物品の販賣を爲したるときは直に其物品の品目並名稱と其價格を委託者に通知すべきものにして本件入荷通知書なるものは商法上に認められたる一定の賣買通知書に過ぎざるものなり所謂商慣習に於て委託賣買仕切書なるものは其取引に附帶する一切の諸計算即賣買の目的物種類品目價格並口錢金利藏敷保險通信料其他の諸經費の記入を必要條件とするは公知の事實なり然て本件入荷通知書なるものを見るに問屋なる被告會社は其委託品を販賣したることを單に委託者に對し通知するの材料に供したるものにして唯其葉書は後日の仕切計算書の基本となるべき地位を有したるに過ぎず然るに原判決は斯る公知の事實を看過し仕切書の內容並形式を具備せざる本件入荷通知書なるものに制規の印紙を貼用せざるを理由とし印紙稅法第四條同第十一條を適用處罰したるは法律を不當に適用したる擬律錯誤の違法あり故に破毀すべきものなりと信ずと云ふに在り○按ずるに印紙稅法に所謂賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き其確定代價を表示して決算

を證明する書面を謂ふものなることは屢きに大正三年（れ）第五二三號事件に付き當院の判示したる所にして賣買仕切書の目的は賣買の決算を證明するに在るが故に賣買に附隨せる費用の存せざる場合に在りては單に確定代價を表示するに止まる書面と雖も苟も之に依りて決算を證明するものたる以上は其書面は則ち仕切書に該當すべし然れども運送賃賣買手數料其他賣買に附隨せる費用の存する場合に在りては商品自體の確定代價のみならず此等の費用をも包括して計算を遂げ賣買に關する文書を以て右法律に所謂仕切書なりと解すべく單に商品の確定代價のみを表示したるものは縱しや後日決算の基本となり得べきものなるにせよ該文書自體は未だ賣買の決算を證明したるものにあらざるが故に之を目して同法に所謂仕切書なりと云ふを得ず原判決を査するに其判示事實は魚菜類等の商品の委託を受け之が販賣を營業とせる被告會社は其商品を委託の都度競賣の方法に依り其最高價格を標準價格となして販賣し委託者に對し其販賣せる價格を確定價格として通知し相互の決算をなすものなる處判示各營業者より委託せられたる商品を競次競賣の方法に依り夫々販賣し其代表者たる被告人は右販賣品の種類數額及び右標準價格に依り販賣せる確定價格を表示し之に依りて決算を證明する記載金高五圓以上の入荷と題する賣買仕切書を各回每に一通宛作成し總計五十二通の仕切書に孰れも制規の印紙を貼用せず之に代

一一、證書に印紙を貼用せずして發送したる旨の供述を俳して印紙稅を納付せざりし旨の供述と說示したるは違法に非ず

無印紙證書を發送したりとの供述に印紙を納付せざるものと俳して可なり

一二、賣買を證明すべき通知書は單純なる事實通知に關する文書に非ずして賣買に因る所有權移轉を證明する文書なるを以て當然印紙稅法第一條第二條に依り其證書の作成者は相當額の印紙稅を納付すべきものとす（大正七年六月二十五日判決）

はるべき稅印の押捺を受けずして各作成の都度委託者に交付したりと云ふに在れども其證據理由に判示各文書は結局計算の基本となるものなれども後日其記載金高に基き計算書を作りて計算を爲す際其金高中より送り賃の立替又は同市場の手數料を差引くものなる旨の前田健之助の供述及び壽田重太郎聽取書の記載を揭げあるに依りて之を看れば原判示事實中に所謂決算の意義は之等附隨費用を全然除外して單に商品自體の確定代價の計算を云ふに外ならざること明瞭なり然れば原判示の文書は同法に所謂仕切書にあらざるに原判決が之を仕切書なりと斷定し犯罪を構成せざる所爲を處罰したる違法に歸し論旨は理由あり原判決は破毀を免れず

一一、證書に印紙を貼用せずして發送したる旨の供述を解して印紙稅を納付せざりし旨の供述と說示したるは違法に非ず

一二、賣買を證明すべき通知書は單純なる事實通知に關する文書に非ずして賣買に因る所有權を證明する文書なるを以て當然印紙稅法第一條第二條に依り其證書の作成者は相當額の印紙稅を納付すべきものとす（これ第一六一一號　大正七年六

證書の作成者は相當額の印紙稅を納付すべきものとす

賣買證明の通知は賣買に因る所有權移轉の證明なり

辯護人前田米藏同大谷彰一上告趣意書第一點原判決の認定せる事實理由第一乃至第六の要旨は『被告は綿糸賣買を證明すべき通知書と題する證明に法定の印紙稅を納付せずして之れを相手方に發送交付したるものなり』と謂ふに在り而して其證據理由の部に『被告代人阪田楠四郎の當公廷に於ける本件通知書は綿糸賣買を證明すべき契約書にあらざれば印紙稅法により印紙を貼用すべきものにあらずと辯解したる外判示同趣旨の供述と說明したり仍て原審公判始末書を閱するに被告代理人は判示通知書に印紙を貼用せずして發送したるに相違なしとの供述存するも原判決摘示の如く印紙稅を納付せざりしとの供述毫も存することなし印紙稅法第六條には『但し印紙稅額に相當する現金を政府に納付して稅印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得』と規定しありて被告は判示通知書に印紙を貼用をせざりしとするも之に代ふるに印紙稅を政府に納付し之が稅印の證據を受け居るに於ては本件犯罪は成立せざること勿論なりとす從て被告代人は單に印紙を貼用せざる旨供述したるものなりや將又印紙稅を納付せざりしものなりと供述したるものなりやは本件斷罪上重要の關係を有する點なりとす然るに原判決は前叙の如く被告代人は單に印紙を貼用せざりしと供述せしを判示の如く印紙稅を納付せざりとの供述ありとして之を罪證に供したるは慮無の證據を罪證に供したる違法あるものとすと云ふに在れども〇印紙稅

法第六條には『印紙稅は證書帳簿に印紙を貼用して納むるものとす』とあり通例印紙稅の納付方法としては印紙を證書帳簿に貼用するものとす故に通知書に印紙を貼用せずして發送したる旨の供述を解して判示の如く印紙稅を納付せざりし旨の供述と說判したるは違法に非ず本論旨は理由なし

第二點原判決は其事實理由に『被告は綿糸賣買を證明すべき通知書と題する證書に法定の印紙稅を納付せずして宛名人に發送交付したるものなり』と判示し之を印紙稅法第一條に問擬處斷したり然れども印紙稅法第一條に所謂證明すべき證書とは該證書自體に依り當該財產權の移轉創設若くは消滅を直接證明する用に供する爲め當事者間に於て特に作成せられたる文書を指稱すべく本件通知書の如く該賣買は既に成立し其成立と同時に自己の商業帳簿に記入し置きたるものを慣習上其記帳したることを相手方に通知したるに止まるものなるに於ては之れ單純なる通知書にして未だ以て前記法條の所謂證明すべき證書と謂ふこと能はざるなり然るに原判決は此點を看過し漫然被告を前記法等に問擬處斷したるは擬律錯誤の違法あるものとすと云ふに在れども〇所論の判示通知書は其名稱の如く單純なる事實通知に關する文書に非ずして其性質は賣買に因る所有權移轉を證明する文書なるを以て當然印紙稅法第一條第二條に依り右證書の作成者は相當額の印紙稅を納付すべきものとす故に所揭

原判示事實を認定し之を印紙稅法第十一條に問擬したるは相當なり本論旨は理由なし

第三點原判決事實理由に依れば被告は安心湯三千五百七十六劑の內三百七十劑を一劑に付き金七錢宛千七十一劑を七劑に付き金六十五錢宛二千三十五劑を七劑に付き金六十錢宛にて孰れも相當印紙の貼用を爲さず之を販賣して賣藥業を營み右定價總計金三百八圓三十五錢の一割に相當する印紙稅を免れたりとありて恰も定價あるが如く認定すれども其證據說明を缺く前記判示價格は定價に非ずして賣價なり賣價は必ずしも定價によるものに非ず加之前記各三樣の價格は單に右價格を以て賣却したる賣藥の數量を示したるに過ぎずして諸物價の高低に伴れ賣藥の定價を變更したることを示すものに非ざるなり(中略)定價は一定せざるべからざるに同時に三樣の價格を以て販賣したる場合其の何れを以て定價と見るべきやは證據なくして漫然之を識り得べきに非ず右三樣の價格を皆定價なりとすることは論理上肯定することを得ず蓋し同一藥品を同時に販賣するに定價に差異あるべきの理あるべからざればなり然るに原判決は此三樣の價格を皆定價なりとせり何等の證據によらずして斯の如き不合理なる認定をなしたる原判決は違法にして破毀せらるべきものと信ずと云ふに在り〇按ずるに賣藥稅法第三條に於て定價の附記を又第五條に於て定價增加の場合

一三、商品の確定代價とは賣買の當初より確定せる代價の謂に非ず代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き後日決算を表明する場合に於て標準價格に因りて確定せる代價を指すものに外ならず故に賣買代價にして當初より確定せる場合に於ては其附屬費用が賣買當初より確定せず後日に至り確定したりとするも之を當初より確定せる賣買代價と共に包括的計算を遂げ右賣買に關する一切の決算を表明する文書を作成するも其文書は賣買仕切書と謂ふを得ざるものとす確定代價とは後日決算を表明する場合に標準價格により確定せる代價なり當初より確定せる代價に附屬費用を清算確定する場合亦同じ

には定價の改記を賣藥營業者に命ぜるに依りて看るも一定せる價の明示を必要とせることは洵に明白なり然れども原判示被告の行爲の如く法に背きて定價を附記することなく種々なる價を以て無印紙の儘賣藥を販賣したる場合に於ては其各賣價は則ち賣藥税法に所謂定價に外ならずして脱税高は畢竟其現に販賣せる價の一割に外ならず而して判示三樣の販賣價格は原判示の證據に依りて之を認むること容易なりとす故に何等の不法あることなく論旨は理由なし

一三、商品の確定代價とは賣買の當初より確定せる代價の謂に非ず代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き後日決算を表明する場合に於て標準價格に因りて確定せる代價を指すものに外ならず故に賣買代價にして當初より確定せる場合に於ては其附屬費用が賣買當初より確定せず後日に至り確定したりとするも之を當初より確定せる賣買代價と共に包括的計算を遂げ右賣買に關する一切の決算を表明する文書を作成するも其文書は賣買仕切書と謂ふを得ざるもの

とす（【れ】第一六三四號　大正九年十月八日判決）

東京地方裁判所檢事正太田黑英記上告趣意書本件仕入傳票は賣買に係る商品の品目單價數量代金額の外賣買結約當時に於ては確定し得ざる荷造費箱代（傳票裏面の説明參照）及當日迄の帳尻金計算等を記載しありて當事者間に於ける商品賣買に付き確定代價竝に荷造費等賣買に附隨せる費用を決算表明したる書面にして賣買に關する一切の決算を後日に證明する目的の文書なること其記載に依り明白なる所なるを以て印紙税法に所謂賣買仕切書に該當するものと爲さゞるべからず然り而して凡そ是等文書の性質を究むるに各種の證據を參照すべきは勿論なりと雖も主として其文書の記載自體に依りて之を判定せざるべからず然るに原判決は本件仕入傳票は單に賣買當時より確定せる商品の代價を基本として其品目數量單價等を表示したる書面に過ぎずと爲し荷造費箱代等の附隨費用其他の記載に付ては何等説明を與ふることなく漫然本件仕入傳票は法律上賣買仕切書と認め難しと爲せり是れ主要なる事項に付き審理判斷を遺脱したる理由不備の不法あると同時に文書の法律上の性質を誤解せる擬律錯誤の判決なりと思料すと云ふに在れども○印紙税法に所謂仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き其確定代價を表示して決算を證明する文書を指稱するものなれば賣買の當初より商品の代價は既に確定し其確定せる代

價を基本として決算を表明する爲め商品の種目數量單價等を記載せる文書は法律上賣買仕切書と謂ふべからずとなし但運送賃荷造費賣買手數料其他賣買に附隨する費用の存する場合に在りては商品の確定代價のみならず此等の費用をも包括して計算を遂げ賣買に關する一切の決算を證明する文書亦所謂仕切書に該當すと解すべきものとす是れ亦本院に於て曩に判示する所なり而して此判示に所謂商品の確定代價とは賣買の當初より確定せる代價の謂に非ず代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き後日決算を表明する場合に於て標準價格に因りて確定せる代價を指すものに外ならず故に賣買代價にして當初より確定せる場合に於ては其附屬費用が賣買當初より確定せず後日に至り確定したりとするも之を當初より確定せる賣買代價と共に包括的計算を遂げ以て右賣買に關する一切の決算を表明する文書を作成するも其文書は賣買仕切書を以て論ずべからず今原判決の認定せる本件の仕入傳票と稱する文書を觀るに右文書は單に賣買當初より確定せる商品代價を基本として其品目數量單價等を表示したるものに過ぎざれば之を賣買仕切書と稱すべからざるや論を俟たず而して該文書中に賣買の當初より確定せず後日に至り確定せる荷造費箱代其他帳尻計算の記載存するも之れが爲めに文書の性質を變更して賣買仕切書たらしむることを得ざれば原審に於て附隨

一四、金錢債權の一部辨濟の場合に辨濟金額と共に債權殘額を表示して之を一通の文書中に揭載したる事實ありとするも苟くも文書中に一部分の辨濟を證明する趣旨が包含せらるる以上は其文書の受取書たる性質に缺くる所なきものとす

一通の文書中に債權の內入金を表示して其の殘額を表したる場合に於ても其の文書中に債權の一部分の辨濟を證明する趣旨を含むときは其の文書は受取書たる性質を具備す

費用其他の記載を顧みず判示仕入傳票を以て賣買仕切書に該當せずと判斷し被告人に無罪を言渡したる第一審判決を是認し檢事の控訴を棄却したるは相當なり本論旨は理由なし

一四、金錢債權の一部辨濟の場合に辨濟金額と共に債權殘額を表示して之を一通の文書中に揭載したる事實ありとするも苟くも文書中に一部分の辨濟を證明する趣旨が包含せらるる以上は其文書の受取書たる性質に缺くる所なきものとす

（れ）第五三七號　大正十年五月二十一日判決）

辯護人一松定吉古市文太郎上告趣意書第一點印紙稅法違反事件に於て問題の文書が果して印紙の貼用を要する文書なりや否やは例へば彼の一定の契約が公秩良俗に反する無効の契約なりや否やの係爭事實に於けると同じく事實認定の問題にあらずして法律上の問題なりとす左れば問題の文書自體が印紙稅法に於ける文書にあらざるに拘らず盲然之れを其文書なりと爲し夫れに印紙無きの點に於て有罪の判決を爲したりとせば罪と爲らざる事實に對し有罪の判決を爲したる擬律錯誤の違法あるものなり文書とは文字を以て爲したる意思表示に外ならざれば文書の性質は文書自體

に於て定まるべし而して本件文書の内容は

中田春一殿

日九月四年九正大　天野秀七商店

一金四十二圓也　假記

內十圓　入金　タレバ厚司　六枚

差引殘金三十二圓也　7,807.00　二枚

三圓六十錢

右の通りに御座候也

正に以上の如し即ち本件文書は商取引に於ては後日往々代金に付き爭ひて生ずることと無きを保せざるが故に(一)雙方の爲め後日の計算を明確にする爲めと(二)相手方の記帳に便ずる爲めに(三)殊に下に說示する如き本件の特種の取引に於ては格段に其必要ありて作成したる計算書なることは一目誠に瞭然たるものありて存す即ち其のことは(一)假記と題し一金四十二圓也と總代金を主題に表示し其の下に單價品名數量を記載し差引殘り三十二圓也に明示し意思表示として右の通りに御座候と確示し居るの點即ち右等を不可分的內容と爲せる單一の文書なる點(二)計算書に於ては

常に先づ第一價格總額貸方を表示し最後に差引殘高を計算確定する必要上其の前に相手方より受取りたる入金を表示すべきは素より當然のことなり內十圓入金なる文字は殘高即ち賣主上告人の債權額が三十二圓たることを計算明示するの必要上先づ總代金四十二圓也と表示したるものの側書とし段を下げ右總代金より差引くべき金即ち計算上の基本たる金圓として表示しあるに過ぎず計算書に差引殘高を確保するに當り既に受取りたる入金を差引く爲めに之れを表示するは當然のことなり內十圓入金なる文字に該當して本件文書を受取書なりとするが如きは抑も淺薄なる見解なり本件文書の內十圓入金なる記載は同文書の性質の全部を爲すものにあらざるは勿論其性質の一部をも爲すものにあらず單に殘金三十二圓也たることを明示する前提內容事項即ち總代金四十二圓より差引くべき內金として擧示したるに過ぎず(三)右の如き目的即ち後日の計算を明確にする目的內容に於ける文書なるが故に賣主上告人の手許に其一半を保存する爲め複寫紙を以て作成し居るの點(四)右の如き目的の意思表示の計算書なるが故に買主中田が賣主たる上告人が本件文書作成後其場に於て品物を一部變更し(其際現品を引渡したるものにあらざるは後段說示の如し)即ち單價七圓のもの六枚なりしを內二枚に付き單價七圓八十錢のものに變更し文書の內容事項に變更を生じたるを以て買主中田が即時其場に於て單價及び其變更したる枚

數を書き換へ差引殘高も亦一圓六七錢を增加して書き換へ訂正し居るなり即ち本件文書は雙方の爲めにする後日の計算を明かにする計算書なればこそ文書の內容事項が變更されたる際相手方中田に於て即時從つて又之に相應ずる文書內容の訂正を爲し居るにあらずや(五)彼の受取書なるものは(い)辨濟者の爲めに（即ち雙方の爲めに文書にあらず民第四八六條參照）辨濟事實を證明する目的を以て作成するものにして(ろ)從つてヲ辨濟目的物も文書の主題に表示され(は)意思表示として受取文句の意思表示即ち普通右正に受取候也とか又は右正に領收等の文字なかるべからざるに拘はらず叙上詳論せる如く本件文書は(イ)雙方の爲めに後日の計算を明かにする爲めの目的に於て作成したるものにして(ロ)本件文書に於ける十圓なるものは唯單に計算上差引くべき金圓として總代金の側に於ける內書に過ぎざること叙上の如し尙又(ハ)意思表示として差引殘り三十二圓也（總代金單價品名數量等の記載あることも叙上の如し）右の通りに御座候也と意思表示を爲し居るものにあらずや何んぞ本件文書を目して受取書なりとするの餘地あらむや(六)文書の性質の問題と證據力の問題とは斷じて之れを混ずべからず問題の文書が受取書なるや否やの事實は文書の性質の問題にして決して證據力の問題にあらず即ち受取書たるには辨濟事實を證明する目的を以て作成されたる文書ならざるべからず本件の文書が相手方の十圓辨濟なる事實を立證するの材料たるべきは勿論なり多くの計算書商業帳簿日記手帳信書等にして同種の證據力を有するもの多々ありと雖も之れ等のものが其證據力を有するの故を以て之れを受取書なりと云ふべからざるは勿論なり即ち受取書とは辨濟を證明する目的を以て作成され辨濟受領の意思表示を爲したる文書ならざるべからず然るに本件文書は文書自體に於て全然之れに反することを見るべし決して金十圓を正に受取りましたと云ふ意思表示を爲したる文書にあらず（中略）之れを印紙稅法の受取書なりとし有罪の言渡を爲したる原判決は擬律錯誤の違法あるものと確信仕り候と云ふに在れども〇金錢債權の一部分の辨濟を證明する書面は其全部の辨濟を證明する書面と同じく印紙稅法第四條に所謂受取書に該當するは疑なき所にして又一部分辨濟の場合に辨濟金額と共に債權殘額を表示して之を一通の文書中に揭載したる事實ありとするも苟くも文書中に一部分の辨濟を證明する趣旨が包含せらるる以上は其文書の受取書たる性質に關くる所なきものと謂ふべく書面が受取書たるには敢て辨濟の證明を以て作成の唯一の目的とすることを必要とするものにあらず原判決が本件公訴に係る書面を受取書と認めたるは畢竟如上の趣旨に出でたるものと解するを相當とすべく從て原判決が其列擧する證據に基き判示の如く金高五圓以上の書柬に關する受取書一通を作成し相當の印紙稅を納付せずして他人に交付したる

一五、先物賣買の契約を證明する證書は第四條の賣買仕切書に該當せず
先物賣買契約書は賣買仕切書に非ず
一六、舊法時代の印紙稅法違反行爲に付ては舊法の罰則を適用すべきものとす
一七、大正十二年法律第十二號施行前に於ける印紙稅法第十一條の科料及罰金に付ては刑法施行法第十九條第二十條に依るべきものとす
稅法改正と罰則の關係

る事實を認定し之を印紙稅法第四條第十一條刑法施行法第十九條第二十條に問擬處罰したるは毫も違法にならず論旨は究竟原審の職權に屬する證據判斷及事實認定を非難し延て其擬律の違法を鳴らすに過ぎざるを以て上告の理由とならず

一五、先物賣買の契約を證明する證書は第四條の賣買仕切書に該當せず

一六、舊法時代の印紙稅法違反行爲に付ては舊法の罰則を適用すべきものとす

一七、大正十二年法律第十二號施行前に於ける印紙稅法第十一條の科料及罰金に付ては刑法施行法第十九條第二十條に依るべきものとす（れ）第八二四號　大正十二年七月二十一日判決）

（註）證書帳簿に相當印紙を貼用せず又は第六條但書に依り稅印の押捺を受けざる者は脫稅高二十倍の科料又は罰金に處す（印紙稅法舊第十一條）

辯護人小野田靜松井政治上告趣意書第一點印紙稅法第四條に所謂賣買仕切書とは商人間に於て商品の賣買を爲したる時に其の事實を證明せむが爲め品名數量單價を記載し交付する書面を云ひ或は通知書と題し或は追認書と題し或は出荷案內書と題し若は單に賣又は買契約書と題し仕切書なる名稱を使用せざることあるも形式用件としては品名數量單價の記載を要し實質的要件としては賣買成立後之を證明せむが爲に作成したることを要す之れ我が國古來の慣例竝に商事取引の實情に照し洵に明瞭なる事例なり然れども之等の慣例等を解せずして只證書自體より商人間に於ける商事賣買に於て賣主より買主宛名品名數量單價を記載し交付したる證書の性質に關しては或は同法第二條に因り金高萬分の五の印紙を貼用すべきものなりや或は同法第四條の所謂賣買仕切書なりと爲し三錢の收入印紙を貼用するものなりや證書の形式的判斷を以ては之が區別を爲すこと極めて困難なる問題にして而も單に仕切書又は契約なる題名によりて區別せむとするが如きは取引界の實情に反するものと云はざるべからず而して商人間に於ける物品の賣買に關する證書は民事賣買と異り證書に依り財產權の得喪を證明することを主眼として作成するものに非ずして寧ろ後日代金計算の便宜に供せむ爲作成交附せらるゝものなりと解するを相當とすべく大正十二年法律第十二號を以て同法第四條賣買仕切書の次ぎに『物品又は有價證券の賣買に關する契約書』を挿入したるは新規なる立法を爲したるに非ずして單に解釋的規定を設け收稅官吏に於て古來の慣例と取引界の實情を無視し民事賣買と一律に同

法第二條を適用せむとし商業取引の發達を阻害する恐あるを以て之を豫防せむが爲に其の趣旨を明にしたるものなりと信ず然るに第二審裁判所に於て玉繭の委託販賣を業とする被告會社が注文者なる關口某宛品名數量單價を記載したる判示押收の賣買契約書と題する十七通の證書を以て同法第二條の證書なりと判斷し同法第四條に所謂賣買仕切書の性質を有するや否に付ては何等判斷することなく直に第二條の反則行爲ありたりと判斷したるは商業界に於ける慣例及實情を無視し法文の文字に拘泥し其の適用を誤りたる擬律錯誤の違法あるか又は理由不備の裁判なりと云はざる可からずと云ふに在れども○原判決の趣旨は被告會社は其の業務に屬する玉繭の賣買に付關口某より玉繭先物買受の注文を受け賣買契約を締結し之を證明する爲證書を交付するに當り同會社從業員に於て總金高の記載なき も單價により之を算出し得べき契約書十七通に各三錢の收入印紙を貼用したのみにて相當印紙を貼用せず以て脫稅したりと云ふに在りて右證書は先物賣買に關するものにして既に爲したる賣買に付確定代價を表示して決算を證明するを目的とする賣買仕切書に非ざることは毫も疑を容れず故に原審が右所爲を以て大正十二年法律第十二號に依る改正以前の印紙稅法第二條に違反するものと判定したるは相當なり但し右改正法律第四條に依れば判示證書の如き物品の賣買に關する契約書に付ては三

錢の印紙を貼用するを以て足るを以て判示行爲は新法に照せば犯罪を構成せざるも右法律の附則には本法施行前作成したる證書又は帳簿の印紙稅に關しては仍從前の例に依ると規定しありて法律施行の日即ち同年四月一日以前に發行したる證書等に付ては發行當時の稅法に則り印紙を貼用することを要し之に違反したるときは又發行當時の罰則に照し處分すべきものなること明なれば改正前の法律を適用したる原判決は結局正當にして擬律錯誤の違法あるものに非ず論旨理由なし

第三點第二審判決主文第十一及第十四の各行爲は脫稅額二十倍が金額二十圓に滿たざるを以て大正十二年法律第十二號の改正前の解釋としては科料に處すべきものなりと信ず然るに罰金刑を言渡したるは法律の適用を誤りたるものなりと云ふに在れども○印紙稅法第十二條所定の刑は明治四十三年法律第十四號を以て改正せられ現行刑法の總則に從ふべきものと爲りたるも同稅法第十一條に付ては曾て改正せられたることなきを以て右法律第十二號に依り改正せられざる以前の同稅法第十一條に所謂科料又は罰金に付ては刑法施行法第十九條第二十條及舊刑法の總則に從ふことを要するものと解すべく從て脫稅高二十倍の金額二圓以上に達するときは罰金にして科料に非ず左れば原審が所論判示第十一の違反行爲に對し罰金十三圓二十錢を第十四に對し罰金九圓二十錢を科したるは正當なり論旨理由なし

一八、帳簿の附込使用を爲したる所爲に對する公訴時效は最後の使用のときより起算すべきものとす

帳簿の附込使用の所爲に對する公訴時效の起算は最終使の時とす

一八、帳簿の附込使用を爲したる所爲に對する公訴時效は最後の使用のときより起算すべきものとす（大正十三年五月十四日判決）

原審檢事正寺島久松上告趣意書原裁判所は被告人が大正十一年三月六日所定の三錢の印紙を貼用せずして長谷岩吉に對し通帳の交付を爲したる事實を認定しながら『印紙稅法第四條に依れば通帳には三錢の印紙稅を納むべしとあるのみにして其時效を明定せざれども通帳交付の時に當りて所定印紙を貼用すべきものと解するを相當とし從て同條違反罪の成立は所定印紙の貼付を爲さずして通帳を交付したる瞬間に成立する即時犯なりと謂ふべく云々、本件犯罪は叙上の如く即時犯なるを以て訟時效は大正十一年三月六日より起算すべく云々、稅務署長に於て大正十二年五月四日に被告に對し通告處分を爲すと雖該通告は既に時效完成後なるを以て時效中斷の效力なし』と判定し被告に免訴の言渡を爲したる一審判決を是認したり然れども印紙稅法第一條に依れば財產權の創設移轉變更若くは消滅を證明すべき證書帳簿等を作成する者は一定の印紙稅を納むべき者にして第二條及第三條の證書を作成する所爲は其の行爲完了すると同時に印紙稅を納むべく從て同法違反の犯罪は所謂即時犯たるを通常とすれども同法第四條には『左に掲ぐる云々帳簿に關しては云々一册は一定の期間內同一種類の附込に對し下に定むる所の印紙稅を納むべし』と規定し本條規定の帳簿一年以內の附込反覆せらるゝの性質を有し其の附込に對し印紙稅を課するものなることを認むるに難からず故に該帳簿の作成行爲は最初の第一回の附込を以て始り最後の附込を以て終了するものにして即ち其附込の反覆せらるゝ間は該帳簿の作成行爲は繼續するものと解せざるべからず從て假令通帳交付の事實あるも之に附込を爲さるゝ間は同法に所謂帳簿の作成ありと謂ふ能はざるを以て納稅の義務未だ發生せざると同時に第一回の附込より最後の附込迄の間は其の義務の存續し之を履行せざる於ては同法第一條の犯罪を構成するものと爲さざるべからず果して然らば時效の期間は其の年度內に於ける最後の附込を爲したる日より之を起算すべきものなることは嚮々を俟たざる所にして而も之れ從來收稅官吏の取扱ひ來りたる實例なりとす若し夫れ然らずして通帳の交付の日若は第一回の附込に依りて作成行爲完了し其日より時效期間を起算すべきものとせば六ヶ月經過後に於て其の年度內一年に滿つる迄は無印紙の儘其の通帳を使用して附込を爲すも既に時效完成するを以て之を處罰するに由なく反て脫稅行爲を續行せしむるの不都合なる結果を來すべし是豈法の精神ならんや夫れ然り而して本件通帳の附込は大正十一年三月六日に

始りて大正十二年四月二十二日に終りたるものにして各年度の最後の附込の日より稅務署長が通告處分を爲したる（同法第七條適用）同年五月四日迄には未だ六ヶ月を經過せざるを以て其の通告處分は時効中斷の効力を有し本件起訴の當時は未だ時効期間内なること明確なり故に原審に於ては須く一審判決を取消し有罪の裁判を爲すべきに拘らず事玆に出でず既に時効定成せるものと爲し一審判決を是認したるは擾律錯誤の違法ありと思料す依て原裁判を破毀し相當の判決相成度候と云ふに在りの如くなるを以て刑事訴訟法第四百四十七條に則り原判決を破毀すべきものとす仍て被告事件に付審案するに『被告は紙商なるが大正十一年三月六日福島縣若松市老松町四丁目長谷岩吉に對し同日より向ふ一ヶ年間附込みの上使用すべき自家用の通帳一册を交付しながら所定の三錢の印紙を貼付せずして同日より翌大正十二年二月七日迄引續き右岩吉との間の商取引を附込みたるものなり』而して通帳の如き一册一年以内の附込に對し所定の印紙を貼付すべきものにありて該印紙を貼付せずして附込使用を爲したる所爲に對する訟訴時効は右期間に於ける最後の使用の時より起算すべきものなるを以て本件に於ては大正十二年五月四日に爲したる稅務署長の通告處分は六ヶ月の公訴時効完成以前に係り右時効中斷の効力あること勿論にして其

一九、注文品送付の通知を兼ねたる賣買に依る所有權移轉を證明すべき文書は物品又は有價證券の賣買に關する證書に該當す

注文品送付の通知を兼ねたる賣買通知は賣買に關する證書に該當す

後同年九月二十日本件公訴が提起せられたるものなるが故に時効は未だ定成せざるものと云ふべし法律に照すに右被告の所爲は印紙稅法附則第二項（大正十二年三月法律第十二號）に依り印紙稅法（明治三十二年法律第五十四號）第四條第十一條に該當するを以て同法條及刑法施行法第十九條第二十條を適用し被告を科料六十錢に處すべく右科料を定納すること能はざる場合には刑法第十八條第二項第四項により一日勞役場に留置するものとす

一九、注文品送付の通知を兼ねたる賣買に依る所有權移轉を證明すべき文書は物品又は有價證券の賣買に關する證書に該當す（これ第七三二號　大正十四年六月三十日判決）

辯護人宮城與三郎上告趣意書原判決は不當に法令を適用したる違法の判決なり原判決の判示に係る被告人が第一大正十三年三月二十三日、第二同年四月十四日、第三同年二十三日の三回に作成し合資會社山本商店に郵送交付したる出荷通知書なるものは夫れ自體「御注文被下候品下記の通り出荷仕候間貴着御査收被下度候」との記載に依り明かなる如く單に注文書に對し注文品の發送及其月日を知らしむることを目的として作成したる物品出荷の案内狀にして何等賣買契約の内容としたる證書

と認むべきものに非ず蓋し印紙稅法第四條第二十九號に所謂『物品又は有價證券の賣買に關する證書』とは直接に賣買契約其のものを內容としたる證書を指示したるものにして廣く其他の之に關聯せる一切の文書をも包含せしめたるの法意に非ずと解すべく若し然らずして之に『關する』の字句あるの故を以て廣義に解せんか賣買仕切書送り狀、受取證等は孰れも賣買に關する證書中に包含せらるゝの結果別に同條第二十八號、第三十一號等の規定は無用の條項となり特に之を設けたる旨意を解する能はざるのみならず竟には賣買物件の瑕疵毀損等に因る代金減額の交涉文書の如きをも將之に包含せらるゝものとして印紙を貼用せざるべからざる不當の論決を來すに至るべし果して然らば上述賣買證書を以て目すべからざる本件出荷通知書が印紙稅法第四條第二十九號規定の賣買に關する證書に該當するものとして之に同法第十一條を適用し處斷したる原判決は明に法令の適用に付不當ある違法の判決と謂はざるべからずと云ふに在れども○原判決の判示事實並に其證據說明に徵すれば出荷通知書と題する文書は種類品目數量及代金等賣買の內容たる事項の記載あるものにして單純なる事實通知に關する文書に非ず其の性質注文品送付の通知を兼ねたる賣買に依る所有權移轉を證明すべき文書に屬し印紙稅法第四條第二十九號に所謂物品又は有價證券の賣買に關する證書に該當すること疑を容れざるを以て右

二〇、送金の委託を受けたる銀行が委託者に交付する爲替尻受入副報告書は委託者に對し金員受領の證明をも爲すものなるを以て印紙稅法第四條第一項第三十一號の所謂受取書に該當す

證書の作成者たる被告人が相當印紙稅を納付せずして該證書を注文者たる被告山本商店に郵送交付したる事實を認め印紙稅法第十一條を適用して被告人を處斷したる原判決は正當なり論旨は理由なし

二〇、送金の委託を受けたる銀行が委託者に交付する爲替尻受入副報告書は委託者に對し金員受領の證明をも爲すものなるを以て印紙稅法第四條第一項第三十一號の所謂受取書に該當す（大正十四年第三七三號　大正十四年五月二十三日判決）

辯護人藤井潤次郎藤井剛士上告趣意書第一點印紙稅法第四條第一項第三十一號の受取書に相當印紙を貼用せざるの故を以て同法第十一條を以て處斷すべき場合は當該文書が法律上受取書たることを要するものと云はざる可らず而して印紙稅法第一條には財產權の創設移轉變更若は消滅を證明すべき證書帳簿及財產權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作成するものは此の法律に依り印紙稅を納むべしと規定するが故に同法第四條に依り相當印紙を貼用すべき受取書に付て之を謂はゞ其の形式には敢て拘泥すべからずと雖直接に財產權の消滅を證明すべき目的を以て作成せられ且其の相手方に交付せられたる文書即同法所定の受取書なりと謂はざる可か

らず從て假令實際上或文書の內容か或は財產權の消滅を直接に證明するの効力を具有する場合に於ても苟も其の作成者に於て該事實を證明するの目的を以て作成せしものに非ざる限りは印紙稅法に所謂受取書に非ざるなり本件爲替尻受入副報告書は隔地者に對して送金を爲さむと欲する者が被告會社に對し受送金者と當座取引ある相手銀行の當座尻振込方委託を爲したる場合右振込ありたる事實を通知すべき銀行間のみの正報告書のみを以てしては紛失又は僞造變造せらるゝの危險なきを保し難きを以て右報告を更に確實ならしむる爲一面送金受託者及受送金者の手を經て之を相手銀行に提出せしめ相手銀行は該正副二通の報告書を對照して送金の事實を確めたる後之を帳簿に記入するものとす即被告會社が其の扉人をして該書面を作成せしめたるは單に報道の確實を期すべき一手段たるに過ぎず送金委託者に於て之を其の手中に留置し財產權消滅の事實を證明するの具に供せむとするも斯の如きは被告會社が之を作成したる目的外に之を使用するものにして該文書が偶〻財產權の消滅を證明するの効力を發揮することありとするも敢て被告會社の關知せざる所なり然るに原判決は該書面が偶〻受取書たるの効力を發揮すべきことある事實のみに着眼し本件を處斷したるは法律の解釋を誤りたるの違法あり破毀を免れずと信ずと云ふに在れども〇一般銀行業者が作成する爲替尻受入副報告書は振込人より相手方に送金

方を銀行に委託したる場合に相手方の當座勘定取引を爲し居る先方の銀行に對し受託銀行より直接に正報告書を送付するの外尙其の報告の確實を期するが爲に副報告書を作成して振込人に交付し振込人をして相手方の手を經て先方の銀行に提出せしむるものにして即ち該報告書の作成は主として爲替尻受入の事實を先方の銀行に報告するの用に供するの目的に出でたるものなれども右當座振込に付ては其の金錢の授受に關し所論副報告書の外受託銀行より振込人に對して何等之を證明すべき文書を交付することなく而て振込人が一旦送金の委託を爲したる後之が取消を爲す場合は受託銀行に於て振込人より副報告書の返付を受け之と引換に振込金の拂戻を爲すものなるが故に所論副報告書は爲替尻受入の通知書なると同時に振込金に對する領收書たるの性質を有するものなることは原判決に援用せる各證人の供述に徵するも明なり然れば則ち原判決が本件副報告書を以て印紙稅法第四條第一項第三十一號に規定する受取書なりと解し其の印紙貼用なきの故を以て同法第十一條に依り處斷したるは相當にして論旨理由なし

二一、新聞紙法に依り出版業が營利を目的とするものなるときは之に關し作成したる受取書は營業に關するものなるを以て印紙稅を納むべきものとす

二一、新聞紙法に依り出版業者の作したる受取書は營業に關する受取書とす

二二、新聞紙の發行を目的として成立したる會社の事業は常に營利事業なりとす　（れ第一八三七號　大正十五年二月一日判決）

辯護人赤井幸夫石倉就一上告趣意書第一點原判決に『新聞紙法に依る出版業の如きは一面特殊の社會的意義を有し公益を企圖するものなること洵に被告會社代理人及辯護人所論の如しと雖他面新聞を販賣するは牧利を目的とするものに外ならざるを以て單竟之を營業なりと謂はざるべからず彼の醫師辯護士の如きは一定の資格を要し特定の義務を負ひ特定の監督の下に一の社會的機關としての職責を有し專門の技術又は學識を要する精神的勞働に從事するものなるを以て之を所謂新聞業と軌を同うして論ずべきものにあらず』と判示したれども原裁判所は職業と營業とを混同し新聞紙の本質使命を誤解したるものなり勿論公益に屬する事業と雖利害を度外視して永く繼續し居るものにあらず醫師辯護士が業禮謝金を得ると雖之を營業と言はざると同樣新聞業が新聞を配付して代金を得るも之を以て直ちに新聞業を營業と看做すべきにあらず蓋は原判決判示の如く醫師辯護士の如きは一定の資格を要し特定の義務を負ひ特定の監督の下に一の社會的機關として職責を要する精神的勞働に從事すとの點も亦新聞業と異なる所なし即ち社會の木鐸國民の敎育宣傳報道の機關と

二二、新聞紙の發行を目的として成立したる會社の事業は常に營利事業なりとす

新聞紙發行の目的の會社の事業は營利事業なり

して相當の資格を要し新聞紙法の下に嚴密なる監督を受け多額の保證金を納付して始めて其の職に從事すべく其の條件を具備せざるときは何人も之をなし得ざる處なり然るに原判決は獨り新聞業を目して他の醫師辯護士と區別し之を營業なりと斷じ從て印紙稅法を適用したるは違法にして破毀を免れずと信ず』同第二點原判決は曰く『營業稅法に付て看るに同法第七條が其の第一項に於て印刷業出版業寫眞業等に付課稅上の制限を付し其の第二項に於て新聞紙法に依る出版業を課稅外に置きたるは前者が其の規模小にして擔稅力の比較的微弱なるが爲後者は特別なる法律の支配の下に立ち前叙の如く特殊の社會的意義を有する營業にして營利をのみ目的とするものにあらざるが爲めなり之を課稅の目的と爲すを避けたるものに外ならずして共に同法第一條に規定する課稅の目的たる營業なるも叙上特殊の事由より單た課稅に付其の例外を定めたるものに過ぎずと解するを相當とす然らば新聞紙法に依る出版業が營業稅を負擔せるの故を以て直ちに營業にあらずと論斷する被告會社代理人及辯護人の所論は失當なり』と判示したれども印紙稅法第五條第十四號には『記載金高十圓未滿者は金高記載なき又は營業に關せざる受取書』には印紙の貼用を要せざるや明白なり況んや原判決の如く被告が會社組織なる一事を捉へて直ちに營利を目的とする故に營業なりと斷ずるが如きは會社組織の私立病院を以て營業を營むもの

と論ずると等しく推持すべからざる議論なる事言を要せず蓋原判決は新聞紙業は特別の事情あるが故に營業稅を課せざるなりと假定するも營業稅を免除する程特別なる事情の存する公益事業たる新聞業に何故に同じく租稅たる印紙稅に於てのみ課稅するの理由ありや營業稅法に於て免除する其の特殊の理由が即ち印紙稅法に於ても亦免稅するものとの即ち『營業に關せざるもの』との第七條第二項に該當するものなること明かなり況んや新聞業の實際は營利を目的とすること難く府下二十數種の日刊新聞中收支相償ふもの幾何ありや殊に政黨の機關又は宗教宣傳の新聞の如きは當初より無料配達を爲すもの多く原判決所論も實際に適せざること論なしと云ふに在れども○印紙稅法第四條には一般的に受取書に付印紙稅を納付すべきことを命ずに拘らず同法第五條には例外として營業に關せざる受取書に付ては印紙稅を納付することを要せざるの規定を設くるを以て受取書に付印紙稅を納付すべきものなりや否は專ら其の受取書の營業に關するものなりや否により決定すべく營業は單なる職業又は業務と異り營利の目的に出づるものなるを要すること論なきを以て本件の受取書に付印紙稅を納付すべきものなりや否を決するには先づ本件被告會社の業務が營利事業なりや否を決定することを要す蓋て之を原判決に徵するに被告會社が新聞紙の發行を目的として設立せられたる合資會社にして新聞紙の刊行發賣を營業とするものなることは同判決の確定するところなり盖し商法の規定に依るときは會社は合資會社なると否とを問はず商行爲を業と爲すか又は營利事業を營む社團法人にして新聞發行の如き出版に關する行爲は之を營業と爲すときに於て商行爲と認むべきものなれば被告會社の如き新聞の發刊を目的として設立せられたる會社の事業が營業なること自ら明白なればなり而して本件の受取書が被告會社の業務に關し作成せられたることは被告の爭はざるところにして且原判決の認定するところなれば即ち本件受取書は被告會社の事業たる營業に關し作成せられたるものと言ふべく之に付被告會社に於て印紙稅を納付するの義務あるや言を俟たず之に對し本論旨に於て新聞事業を以て營利の目的を有せざるものにして其の義務は公益に關するものなりと主張すれども其の業務が公益に關するものあるの故を以て直に營利事業に非ずと爲すことを得ざるは明白なるべし何となれば若し營利の目的を以て新聞業を營むものありとせむか之を營業に非ずと爲すを得ざればなり又營業稅法第七條第二項に於て新聞紙法に依る出版業に付營業稅を課せざる規定の存するを理由とし新聞業は營業に非ずと主張すれども同法第一條に依るときは營業稅は營業を爲す者に對して課すべきものにして假令同條列記の業を爲す者なるも營利の目的を以て之を營業と爲す場合に非ざれば營業稅を課すべきものに非ざるを以て同法第七條第二項の規定は

出版業を營業と爲す場合に於ける特別規定なりと解すべく同規定は新聞業を以て當に營業に非ずと認めたるものに非ざること明白なれば之を以て直ちに新聞業を營業に非ずと爲すことを得ざるや又言を俟たず要するに新聞業が營業なりや否は業務者の主觀に於て營利の目的ありや否に依りて決定すべき事實問題にして其の業務自體に依りては之を決定することを得ざるものとす左れば原判決に於て本件被告會社の業務たる新聞業が營業なることを說明するに當り之を醫師若は辯護士の業務と區別し其の業務自體に於て當然營業なるが如き說明を爲したるは失當なりと雖結局本件被告會社の業務を以て營業なりと認めたるは原裁判所が其の職權により諸般の事情證據を參酌し之を認定したるものにして正當なるを以て論旨は理由なし

二三、不動產の賣買契約に因り賣主は買主に對し不動產を買受くべき債權を取得せしめ買主は賣主に對し代金債權を取得せしめたるときは之れ即ち債權を創設したるものにして印紙稅法第一條に所謂財產權の創設に該當し之を證明すべき證書を作成する者は同法に依り印紙稅を納付すべきものとす

二四、前記各債權の創設を證明する目的を以て同一內容を有する證書數通を作成するときは其の證書一通每に相當印紙を貼用すべきものとす

辯護人三根谷實藏上告趣意書第二點原判決は其の證據說明の部に於て本件契約證書を賣買の契約にあらず財產權の創設を目的とする契約證書なりと說明せり抑も權利の創設とは新に權利を設定するを謂ふものにして既存の權利を移轉し又は移轉せしむることを目的とする契約と區別すべきこと勿論なり然るに本件土地建物賣買契約證書には『右金額を以て今回賣買契約を締結候に付ては第一回契約と同時に金千圓を納入し殘額貳萬五千七百七拾四圓は大正十三年十二月二十日限納入可致尙期日到着前と雖自己等買受け又は他へ賣却したる場合は其の都度殘金の內入を爲すべく』との記載ありて土地建物所有權の移轉を目的とする契約にして新に權利を設定することを目的とする契約にあらざること寔に明なり而して所有權移轉を目的とする賣買契約にして直に權利を移轉する契約と更に本契約を締結して權利を移轉する契約とあり前者は所謂賣買契約にして後者は即ち賣買の豫約なり本件契約は前記土地家屋を買主等共同して讓受けむとするものにあらずして各自其の引受部分を確定

し其の部分に付買受くるか又は第三者をして買受けしむべきことを約し賣主たる株式會社長門銀行は買受人等に於て其の引受部分を確定し又は他に買主を確定し買受の意思表示をなしたるときは其の都度其の部分に付賣渡契約を爲し權利を移轉すべきことを契約したるものなること證第一號證及證第四號乃至八號證を對照せば自ら明なる處にして即ち該契約當時に於ては目的物及其の代金は確定するも買主等の引受人未定なりしが故所謂賣買契約成立せざるは勿論にして即ち賣買の豫約なりと謂はざるべからず而して賣買の豫約は更に相手方の意思表示に依りて本契約を締結するにあらざれば權利移轉の効力を生ぜざるを以て財產權の移轉を證すべき證書にあらず又新に財產權を創設するものにあらざること前叙の如し然れば本件契約證書は印紙稅法第一條の財產權の創設移轉其の他動れにも該當せざるを以て同法第二條所定の印紙を貼用するの必要なし然るに原判決は本件證書を以て賣買の豫約證書にあらず財產權の創設を目的とする證書なりと認定說明し右印紙稅法第二條に違反するものとして罰したるは該證書に依り締結したる契約の本質に付其の解釋を誤り右法條を不當に適用したる違法あるを以て破毀せらるべきものなりと云ふに在れども○判示證第一號の契約書に就き案ずるに株式會社長門銀行は賣主被告等五名は買主にして其の兩者間に於て同證記載の土地建物即ち判示物件を代金二萬八千七百七十

四圓にて賣買すべきことを約し之に依り株式會社長門銀行は右土地建物を代金二萬八千七百七十四圓にて被告等に賣却すべき債務を負擔すると共に二萬八千七百七十四圓の代金債權を取得し被告等は同銀行に對し右代金債務を負擔すると共に判示土地建物を買受くべき債權を取得したるものにして其の趣旨たるや單に當事者間に債權的効果の發生を目的となしたるに止り物權的效果の發生を目的とするものに非ること明白なると同時に所論の如く賣買の豫約を爲したるものに非ずと解するを正當と認む即ち該契約は當事者間に判示物件の所有權移轉を目的としたるものに非ざるは勿論賣主たる株式會社長門銀行は被告等に對し被告等に於て判示土地建物を買受くべき債權を創設し買主たる被告等は同銀行に對し判示代金債權を創設したるものにして證第一號の契約書は此の各債權の創設を證明すべき證書なるを以て印紙稅法第一條に所謂財產權の創設を證明すべき證書に該當するものと認むるを相當とす然らば原判決が本件契約證は財產權の創設を目的とするものと爲し被告等の行爲は印紙稅法第二條に違反するものと判示したるは正當にして論旨は其の理由なし

同第三點原判決は本件契約證一通に對し各通に付十四圓三十六錢の印紙稅を逋脫したるものなりと事實を認定し以て判示證書二通に付各通毎に罰金二百八十七圓二十錢に處したるは印紙稅法第二條及第十一條の解釋を誤り之を不當に適用したる違法

あり印紙稅法第二條に證書に關しては一通毎に印紙稅を納むべしと規定せるは其の證書自體が財產權の創設又は移轉等の效力を生ずべき證書たらざる可らざることは同法第一條に財產權の創設移轉變更若は消滅を證明すべき證書を作成したるものは印紙稅を納むべき旨の規定あるに徵して明にして從て印紙稅は證書の正本に課し證書の副本又は謄本に課するものにあらざることは論を俟たざる處なり蓋し副本又は謄本は財產權の創設又は移轉の效力を有せざればなり而して財產權の創設又は移轉を目的とする一個の契約に於て同一證書二通を作成したる場合は同一なる財產權の創設又は移轉が二重に重複成立する理由あらざるを以て其の一は正本にして他は副本と解せざるべからず然らば本件に於ては一個の契約に對し同一證書を二通作成したるを以て其の一は副本なり故に假に印紙稅を納むべき證書なりとするも一通に對してのみ印紙を貼用すれば足るものと謂はざるべからず從て被告人等に於て判示印紙を貼用せざりし違反行爲ありとするも違反は證書一通なるを以て罰金も亦證書一通に付處ずべきものなること自ら明なり然るに原判決は事玆に出でずして二通に對し各通に付印紙稅を通貶したるものとして處罰したるは前記法條の解釋を誤り不當に適用し重く處罰したる違法あるを以て破毀せらるべきものと信ず

同第四點印紙稅法は證書に關しては一通毎に印紙稅を納むべしと規定し其の納付義務者を明定せざるも財產權の創設又は移轉を證明すべき證書に於ては其の創設者又は移轉者に於て證書作成の義務あるを以て財產權の創設者又は移轉者に於て印紙稅を納むべき義務あるものと謂はざるべからず本件證書に於ては賣主及買主たる被告人等雙方共署名捺印したるも其の內容は買主等は賣主に對し引受部分を確定し又は他の引受人を確定し本件不動產を契約代金を以て讓受け又は受けしむべき權利を有するものにして賣主は之を移轉契約をなすべき義務を負擔するものなり然らば權利の移轉義務者若は設定者は賣主たる株式會社長門銀行たること勿論なり然れば假に該證書に對し印紙を貼付すべきものとせば賣主たる右銀行に於て貼付すべきものにして買主たる被告人等にあらざるなり故に右銀行を處罰するは格別被告人等に對し違反を認めたる原判決は印紙稅の納付義務者を誤認し印紙稅法第十一條を不當に適用したる違法あるを以て破毀せらるべきものと信ずと云ふに在れども〇所論判示證第一號に於ける契約の內容は前點に於て說示するが如くにして同證書は賣主たる株式會社長門銀行より被告等に對し前揭債權を創設したること及買主たる被告等より同銀行に對し前示債權を創設したることの二事項を證明するが爲作成せられたるものなるのみならず同證書中爲時日契約書二通を作成し各自一通を所持するの旨記載あるに依て之を觀れば當事者間に於て如上債權の創設を證明する目的を以て同一內

容を有する證書二通を作成し互に其の一通を所持するものなること明にして其二通共各事項を證明すべき證書の正本と認むべきものなれば所論の如く其の內一通を以て謄本又は謄本と解するは當らず然らば其の證書に關しては一通毎に制規の印紙稅を納むべきものなるを以て原判決が印紙稅法第十一條に從ひ判示二通の證書に付一通毎に判示罰金を科したるは正當にして論旨は其理由なし

二五、數人が連帶債務者と爲り一通の證書を作成したるときと雖各自に對し印紙稅法第十一條に規定する脫稅高二十倍の罰金又は科料を科すべきものとす（れ）第三八四號　大正十五年五月三日判決）

被告上告趣意書第三點原審判決は上告人兩名を各罰金二百二十七圓四十錢に處したるは法律を不當に適用したるものなる印紙稅法の處罰は刑の範圍を脫稅高の二十倍と限定し裁判官に斟酌を許さず刑の基本を脫稅高に措きたる法の精神より看察する脫稅高の二十倍以上の刑罰あるべき筈なければ頭數により各自に二十倍の處罰を科したるは法律を不當に適用したるものと信ずと云ふに在れども〇印紙稅法第十一條に依れば證書帳簿等に相當印紙を貼用せざる場合に於て其の脫稅高二十倍の罰金又は科料に處すべく犯人に對し科すべき罰金又は科料の額が脫稅高を標準とし其の二十倍の額を超過せざるを要するは所論の如し然れども刑罰は個別的に犯人一人毎に之を科すべきものなれば本件の如き數人にて一通の證書を作成するに當り之が相當印紙を貼付せざる爲處罰せらるゝ場合と雖苟くも特別規定の存せざる限其の數人に科したる罰金又は科料の合算額が法定の限度を越過したるとするも各犯人に科したる罰金又は科料の額が法定の額を超過せざる以上之を以て違法なりと爲すを得ざるや言を俟たず論旨理由なし

二六、辨濟として振替貯金の方法に依り現金の拂込ありたるときは債權者に於て之が受領を證明する爲作成したる證書は印紙稅法第四條に所謂受取書に該當す（れ）第九三二號　大正十五年七月二十一日判決）

辯護人加納壽市上告趣意書原判決には「被告會社は云々振替貯金の方法により金二百三十五圓十九錢の支拂ありたるに對し同月二十日被告會社使用人が肩書地店舗に於て郵便端書を利用し被告會社名義を以て「入金記帳案內」と題し其の金額欄に「金二百三十五圓十九錢」摘要欄に「振替貯金」と記載し以て右代金を受領したる

二六、辨濟として振替貯金の方法に依り現金の拂込ありたるときは債權者に於て之が受領を證明する爲作成したる證書は印紙稅法第四條に所謂受取書に該當す

旨の營業に關する受取書一通を作成し』云々とせられ該書面を以て印紙稅法第四條第三十一號に該當するものとせられたり然れども印紙稅法上の受領證とは同法第一條に相關聯し權利の變更消滅を證明すべき證書にして當事者に於て現金授受の場合之を證明すべき意思により作成交付せられたるものならざるべからず單に客觀的觀察により證明すべき證書なりと思料せらるゝものなりと雖作成者の意思にして之に反する場合は同法第一條の證書なりと云ふを得ざるなり故に振替貯金又は銀行爲替等にて送金の場合未だ現實金錢を受領せず單に一遍の通知に基き帳簿の整理を爲すも通知誤謬書損口座組內誤銀行破產等果して現實に金錢を受領し得るや否やは疑問に屬す故に此の通知に基き一應辨濟せられたるものと認め得ざるに非ずと雖現金授受の場合の如く適確に辨濟せられたるものと爲すことを得ざるなり斯る場合作成せらるべき書面は所謂疎明の用に供せらるべきものなるも印紙稅法に所謂權利の消滅等を證すべき證書とは謂ふことを得ざるなり本件の場合は即ち之に該當する案件なるにより印紙稅法第四條該當すべきに非ず原判決は此の點に於て法律の解釋を誤りたるものなりと云ふに在れども○印紙稅法第四條に所謂受取書とは債權の辨濟受領を證明する爲作成したる證書を指稱するものにして其の辨濟は現金授受の場合は勿論之と同視すべき振替貯金の方法に依る送金の場合の如きも亦之を包含するや論

二七、新聞紙の發行を營業と爲す者が其の營業に關して受取書と爲すときは印紙稅法の定むる所に從ひ印紙稅を納むべきものとす

を俟たず而して原判決列擧の各證據に依れば被告會社雇人が被告會社名義を以て辨濟受領を證明する爲振替貯金に依り代金二百三十五圓十九錢を受領したる旨の營業に關する受取書一通を作成し相當の印紙稅を納付せずして他人に郵送交付したる事實を認定し得べく從て原判決が本件公訴に係る書面を受取書と認め被告會社を印紙稅法第十四條の二第四條第三十一號第三十一條に問擬處罰したるは毫も違法に非ず論旨理由なし

二七、新聞紙の發行を營業と爲す者が其の營業に關して受取書を作成するときは印紙稅法の定むる所に從ひ印紙稅を納むべきものとす（【れ】第一二〇四號　大正十五年九月二十一日判決）

辯護人綱田市太郎林德造上告趣意書第二點印紙稅法第五條は印紙稅を納むることを要せざる行爲として其の第十四號に『記載金高十圓未滿若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書』と定めたり印紙稅法に所謂營業の何たるやに付ては未だ判例の定まれるものなきに依り之が解釋に付ては商法其の他の法律の解釋に依るの外なかるべしと信ず而して我商法學者は營業の意義を以て(一)營業とは營利の目的を以て繼續的に同一の行動を爲すを謂ふ（靑木博士）と稱し(二)營業に二義あり或は營

業上の活動を謂ひ或は營業に屬する行爲と云ふが如き皆之に屬す（竹田博士）と謂ひ(三)玆に營業的に行ふとは換言すれば營業とすること即ち商法の所謂業とするに當る營業を爲すとは嚴格に之を謂はゞ不斷の收入の淵源と爲すの目的を以て連續し反覆し行ふの意なり（青山博士）と謂ひ以上の說明を通觀するに多少說明の方法を異にすと雖(一)不斷の收入即ち自己生活の淵源と爲すの目的を以て(二)同一の行爲を連續反覆することを要件として營業を說明するは學說の一致する所たり故に事業が營業上の行爲なりや否を定むるに當りては第一に於て營業者と認めらるゝものが不斷の收入の目的を有せしや否を吟味し次に同一行爲を反覆せりや否を探究せざるべからざるは事由の當然なり(一)原審判決は上告人に對し『主として其の購讀料竝廣告料を得て其の維持費に充て且其の剩餘は自己の生活費の一部にも充當し居りたるものにして云々』と稱し更に『右新聞紙發行なる出版に關する同種にして繼續したる業務は營利の目的に出でたるものなるに依り所謂一の營業を爲すものと謂はざるべからず云々』と判示したるも本件事案に於て上告人が新聞廣告料の剩餘を得て之を自己の生活費の一部に充當したりとするも右は全く偶然の餘得にして上告人は此の餘得を目的として新聞紙を發行し居るものにあらざるは本件事案公知の事實に屬し右の判示は全く本末を顚倒したるの斷定なりと謂はざるべからず(二)所謂新聞

社が租稅主體たるに適せざること明瞭なるに拘らず稅務當局中には今尙新聞社の行爲を標準とし其の購讀料の領收證には印紙の貼用を要すと爲すの見解有りと雖行爲より生ずる收益を以て營利行く一の俗論たるに止まれり何となれば單に個々の行爲なりと爲し之を營業と爲すときは婦人會のバザーの如き慈善團體の興業の如き若は廢兵院の行商の如き其の利益の點よりして總て營業なりと斷ずるの外なきに至るべし之を要するに其の行爲を反覆して利益を得るや否の點のみにては營業の觀念は之を確立することを得ざるべし之れ學者が一致して營業の觀念には目的を必要とすと主張する所以なり(三)大正十一年十月大藏省主稅局は大阪稅務監督局よりの伺に係る新聞紙法に依り發行する新聞經營者の作成する廣告料の受取書に對し印紙を貼用すべきや否の問に對し回答として『右は其の經營が營利の目的に出でたるものなる以上之に對し相當印紙を貼用せしめ然らざるものは印紙を貼用せしむべき限にあらずと認められ候云々』と稱す此の回答は其の區別の標準を與へ而かも其の實行を困難ならしむるに過ぎざるの觀あり之と雖其の經營の目的に着眼せるは全く一見識と云ふべく而かも新聞紙の經營が必ずしも營利の目的に出でざることを承認せる點に於て上告人と主張を同ふするものたり(四)新聞紙の發行は新聞紙法に依るものにし

て報道論議を使命として存在し其の目的が社會公益に在るに付ては何人も異議なき所なり近時社會の發達に伴ひ新聞紙上廣告を掲載すること夥からずと雖之が爲に未だ新聞經營の本質に變化を生じたりとの論あることを聞かず殊に我が現行法律は新聞紙に對し(一)郵便法は其の郵便料金を低減し(二)電信法に於ては其の電信料を割引し(三)電話規則に於て電話機の架設通信の優先其の他の特點を認め多大の國費を犧牲として之を保護せるに徴しても新聞經營の事業が公益を本旨とするものなる事實は顯著にして法律解釋上一の公益人なりと謂ふべく其の本質に於て其の機能に於て宗教慈善教育等を目的として設立されたる民法上の公益法人と何等異る所なし故に新聞經營者は民法上の公益法人と等しく印紙稅法の租稅主體たるに適せざるなり(五)營業稅法第七條第二項は『出版業にして新聞紙法に依るものは營業稅を課せず』と定めたり之れ蓋し新聞紙法に依る出版物即ち新聞紙は社會の公益を目的とし營利を目的とするものにあらざるを認めたるの結果營業稅法に除外例を設けたるものにして上告人の經營するメザマシ新聞は新聞紙法に依る出版物として創刊以來未だ營業稅を賦課せられたることなし然るに原審判決の如く上告人の行爲を以て營利行爲と爲し營業なりと爲すときは上告人は營業稅法上に於ては非營業者にして印紙稅法上に於ては營業者たるの奇觀を呈するに至る上告人は敢て辯を好むものにあら

ずと雖夫れ此の矛盾を如何せん(六)更に稅制の體系よりするときは營業稅は直稅なり印紙稅は若し原審判決の如く上告人の行爲にして營業ならむには上告人は直稅に於て免稅され間稅に於て免稅されざるの結果となり稅法の解釋に於て統一を缺くるに至るべし殊に直稅たる營業稅に於て租稅主體として取扱はれ間稅たる印紙稅法に於て租稅主體として取扱はれずとするは或は肯定し得べけむも之に反し直稅に於て租稅主體たらずとし間稅に於て租稅主體なりと云ふは尙一方に於て汝は男子たるが故に子を産むことなしと稱し他方に於て此の子は汝が産みたる子なりと稱するに異らず本件事案に於ては各稅法を通じて一貫の條理と要求あることを忘れ全く稅法解釋減免の精神に於ては各稅法を通して一貫の條理と要求あることを忘れ全く稅法解釋に付ての本末を誤りたるの違法有り到底破毀を免れざるものと信ずと云ふに在れども〇新聞紙の發行を繼續して爲すことは出版業の一種にして其性質よりすれば之を公益的事業として目すべきこと論を俟たずと雖而も之に依り利を圖るを妨ぐるものに非ざれば營利の目的の併存する場合に於ては其の業は即ち營業なりと謂はざるべからず所論通信法規に於ける特典の如き之に依りては未だ新聞紙の發行を營業と爲し得ずとする根據と爲すを得ず而して所論營業稅法第七條第二項に出版業にして新聞紙法に依るも

二八、印紙稅法に所謂證書に關して記載金高の有無を判定するには同法第二條第一項及第二項の規定に從ふべき法意なりとす

のは營業稅を課せずとあるは之を營業稅法第七條第一項同法第一條の規定と對照するときは營業として爲す出版業も新聞紙法に準據して爲すものなるときは營業稅に關してのみ之れに其の適用を除外するの趣旨にして其の之を除外するの所以は營利を目的とせざる非營業たるが故に非ざること明白なるのみならず營業稅と印紙稅とは各其の性質目的を異にするが故に其の一に付課稅せられざる故を以て之を他に援用し又納稅義務なしと解する論旨は採用するを得ず從て原判決は法律の解釋を誤り被告人に對し有罪の事實を認定したる不法あることなければ論旨其の理由なし

二八、印紙稅法に所謂證書に關して記載金高の有無を判定するには同法第二條第一項及第二項の規定に從ふべき法意なりとす（れ）第一二二〇號　大正十五年十一月六日判決）

岡山地方裁判所檢事正田中昌太郎上告趣意書當裁判所は被告德平雇人岸本某が被告人の營業の爲大正十四年二月二十二日岡山縣勝田郡新野村雜貨商菅原某方に於て同人より扇子百七十本の注文を受け即時其の單價等を定め之れを證明する爲扇子賣買に關する證書（證第一號）一通を作成し之れに所定の印紙を納付せずして右菅原某に交付したる事實及右證第一號には各種類の小賣相場を表示せる單價と契約當事者間の卸值段は其の五掛け即ち小賣相場の二分の一なる事を記載し其の合算額十六圓六十六錢五厘なる事實を認定しながら如此證書は同法第二條第二項の規定を俟つて始めて金高の記載ある證書と謂ふを得べく同條の適用なきものに在りては同法に於て之れを金高の記載ある證書と目せざる事は同法第二條第二項の對照上明確にして同法第五條第十二號に依れば物品賣買に關する證書と雖記載金高十圓未滿のもの又は金高記載なきものは同法第四條所定の印紙を納付することを要せざるが故に本件證書は記載金高なき物品賣買に關する證書として印紙稅を納付するの要なきものと論斷せざる可らずとの理由を以て無罪の判決を爲したり然れども同法第二條第二項は同條第一項に記載せる證書類に對し比例稅を課すべき標準たる金高に付疑義を避くる爲特に規定せるものなるを以て同第四條列記の證書類に付ては前揭第二條第二項の如き規定の有無に關せず宜しく證書記載の內容に依りて記載金高の如何を判定すべく合算額の記載なき理由を以て直ちに金高記載なきものと解すべきに非ず證書自體の記載に依り金高記載の有無を判定すべきものと思料す之れを本件係爭第一號に徵するに同證書は當審認定の如く品目數量單價を記載し而して當事者間の賣買價格は其の五掛即ち二分の一なる旨の記載あるに依れば其の合算額十六圓六十六錢五厘なることは計算上洵に明白にして何等疑義を有すべき餘地なきを以て即ち本件

の證書は金高記載あるものと解すべく從て之に相當印紙を貼用せざる時は印紙稅法第十一條に該當するものと爲さゞるべからずと思料す更に本件を取引の實際方面より觀察するに當審判決の如く事實上賣買契約の成立を證明すべき證書を作成交付しながら只其の合算額を明記せざりしとの一事を以て納稅の義務なしとせむが狡猾なる商取引者は常時此の種の方法を慣用して納稅を免るゝことゝなり稅法の精神を破壞するの結果を生ずべきこと多言を要せざるべし要するに當裁判所の判決は記載金高十圓以上なる物品賣買に關する證書に印紙を貼用せざりし事實に對し印紙稅法の解釋を誤り不當に同法第十一條を適用せざる違法あるを以て之を破毀し更に有罪の判決相成るものと思料すと云ふに在り○按ずるに印紙稅法第二條第一項は證書に關して一通毎に其の記載金高十圓以上のものに限印紙稅を納むべき旨を規定し同條第二項は金高記載なきも證書面に標記しある價格の單位又は其の他の記載事項に依り其の金高を算出することを得るものは其の總金額を以て記載金高と看做す旨を規定し同條第一項に所謂記載金高の意義を推定したるものなり而して同法條は廣く證書に關して規定し特定の證書に關する規定に非ざるを以て印紙稅法の規定に於ける證書に關して記載金高の有無に付ては同法第二條の規定に從ひて之れを判定すべき法意なりと解するを相當とす果して然らば同法第五條に所謂記載金高の規定の意義も

二九、印紙稅法第四條第三十一號に所謂受取書とは財產權の創設移轉變更若くは消滅に關し物の領收を證明すべき證書を謂ふものなれば其の受取書中には金錢は勿論物品の受取書をも包含するものと解せざるべからず

亦右第二條の規定の意義に從て判定せらるべきは勿論なりとす若し第五條所定の記載金高の趣旨に付ては第二條第二項の規定の適用なきものとせば同一法律中同一用語に付特別の規定なきに拘らず二樣の異りたる解釋に從ふべき不當の結果を生ずるが故に此の點よりするも前段解釋の正當なることを知るに足るべし本件に於て原判決の確定したる事實は上告人所論の如くにして判示賣買に關する證書（押收に係る證第一號）には賣買の目的たる物件の單價の記載ありて之れを證書記載の趣旨に從ひ合算するときは總金額十六圓六十六錢五厘なること明かなりとす從て判示證書は證書面に標記しある價格の單位に依り其の金高を算出することを得る記載金高十六圓六十六錢五厘の賣買に關する證書なりと解すべきものとす然らば右證書に對しては印紙稅法第四條第二十九號に從ひ印紙稅を納むべきものなるに拘らず原判決が同法第五條第十二號に該當する證書なりとし被告人に對し無罪の判決を言渡したるは擬律錯誤の違法あるものにして論旨は理由あり原判決は此の點に於て破毀を免れず

二九、印紙稅法第四條第三十一號に所謂受取書とは財產權の創設移轉變更若くは消滅に關し物の領收を證明すべき證書を謂ふものなれば其の受取書中には金錢は勿論物品の受取書をも包含するものと解せざるべからず

三〇、印紙稅法第五條第十四號に所謂記載金高とは必ずしも金高の記載を必要とし若は其の記載が證明の目的に出で且證明の能力を必要とする趣旨なりと解するを得ざるものとす

を包含するものと解せざるべからず

三〇、印紙稅法第五條第十四號に所謂記載金高とは必ずしも金高の記載を必要とし若は其の記載が證明の目的に出で且證明の能力を必要とする趣旨なりと解するを得ざるものとす（れ）第一七一九號　大正十五年十二月二十三日判決）

辯護人小谷瀧治上告趣意書第二點（イ）本件請取證は證第一號證に明かなる如く仕切書原簿二葉及出庫票竝に請取證の四葉一組の用紙よりなり該四葉の用紙には悉く同一項目の罫欄を設けある所にして出荷主たる角一ゴム合資會社に於て仕切書を作成する際前記四葉の用紙に二枚の複寫紙を挿み一時に記入するの便宜を利用し本件請取證及出庫票に至る迄各單價及金額を記入し仕切書の薄き分と出庫票との二葉は角一ゴム合資會社に遺留し仕切書の厚き分は會社に於て相當印紙を貼用し該仕切書と本件請取證の二葉を運搬夫に手交し荷受人たる被告人等に於ては先づ仕切書を受取り之によりて品名種類數量及單價を知り更に本件請取證と送荷品とを對照の上請取證所揭の品名種類數量に相違なきとき該請取證に認印を押捺して運搬仲仕に手交返付し來りたる次第にして毫末も請取證記載の單價及金高の記載を顧慮するものにあらざるなり（ロ）聽て荷物受取書の本質を考ふるに隔地送荷の場合に於ては出荷主より貨物と同時又は郵便を以て送り狀案內狀又は仕切書等を送付し貨物の受取は殆ど例外なり運送店呈示の判取帳に押印するものにして該判取帳には決して金額の記載あるものにあらざるなり本件請取證は悉く同地者間の取引に付作成せられるものに係り實に出荷主が證書の本質上當然金額の記載を必要とする仕切書を作成するの便宜を利用し複寫紙を用ゐて金高記載の必要なき出庫票竝に本件請取證に迄同一の記載を爲したるに止まるものとす即ち貨物請取證の本來の性質及效用は當該貨物の品名種類數量又は容積重量等之に該當する貨物夫れ自體を領取したる事實を證明する爲に作成せらるものにして代金額等金高證明の用に供せらるゝものにあらざるなり（ハ）本件請取證亦之と同樣にして所揭金高の證明の目的を以て作成せられたるものにあらざるのみならず本件請取證作成の實情及過程竝記載數字の表現の程度等よりして事實上及法律上金高證明の用に供せられ又供し得べきものにあらざるなり本件請取證は出荷主たる角一ゴム合資會社の倉庫係に於て保管せられ後日貨物の品名種類數量等に付き受取引渡上の疑問發生の際之を證明するものにして貨物の價格即ち金高證明の方法は當時の市價、人と人との約束注文書注文請書當事者双方の商業帳簿又は仕切書等によりて證明し又之等を以てのみ證明することを要する

ものにして荷受の際荷受主たる本件被告人等方の下稚下婢等にても容易に貨物を點檢押印して仲仕に返付するに過ぎざる本件請取證を以て其所揭金高をも尙且證明の用に供し且之が證明ありと云ふが如き議論の可否は假令取引の實際を見聞せざる人と雖容易に想像し得るところなりとす即ち本件請取證は單に貨物の品名種類數量に付之が受取引渡の點に付てのみ證明力あるに過ぎざるものにして又實に右の點等のみの證明に供する爲に作成せれたるものなりとす（ニ）印紙税法が金高記載の有無により印紙税納付の要不要を區別したる法の精神は當該證書が實に記載金高をも證明するの力ありや否やに從て作成者は其證明の目的の下に作成せられたるや否やの區別により決せらるべき問題なりと謂はざるべからず然り而して右證明の目的及其證明力の判斷は只單に作成せられたる證書の外形又は文言のみを以て速斷することを許さず更に進んで當該證書の性質效用證書の作成實情作成に至れる過程或は文字表現の程度竝に當事者の意思等により綜合判斷を爲すにあらざれば斷じて當證書に關する正鵠なる判斷を爲す能はざるのみならず又之を爲したりと云ふ能はざるものとす（ホ）果して然らば本件請取證は前所述の如く作成當事者の意思に於て全然金高記載を必要とせず即ち金高の證明の用に供するの目的及意思の下に作成せられたるものにあらざる以上假令當該請取書に金高記載あるも印紙税法に所謂金高記載あ

る受取書なりと云ふことを得ざるものと云はざるべからざるのみならず（參考『實際上或る文書の內容が或事實を直接若くは間接に證明するの效用を具有する場合に於ても苟くも其作成者に於て當該事實を證明する目的を以て作成せしむるものに非ざる限りは印紙税法に所謂受取書に非ず從て斯る文書に印紙を貼用せざりしとするも印紙税法違反となるべきものに非ず』『明治四十四年十月六日東京區裁判所判決法律新聞社編纂判決要錄第十一版第三卷）』既に目的及意思の下に作成せられたるにあらざる限り法律上該請取證を以て所載金高を證明すること不可能なりと云はざるべからず（ヘ）印紙税法が金高記載の有無により印紙税納付の要不要を區別したるは一に記載金高の證明力の有無にありと解釋すべきものなること前所述の如くなるが故に印紙税法に所謂『金高記載ある受取書』とは結局『金高記載を證明するの目的を以て作成せられ且其證明力ある受取書』を謂ふと解するを當然なりと云はざるべからず唯法規の文理の形式に泥み漫然『金高記載あり』との一事を以て本件請取證書の作成の目的當事者の意思作成の實情其過程其證書の效用其表現の程度等の如何を顧慮せざるは頗る失當の解釋なりと云はざるべからず尙本件請取證は之が證明の目的又意思の下に作成せられたるものにあらざること從て證明力なきこと又前述の如くなる故に本件請取書は印紙税法に所謂『金高記載なき受取書に該當し結局

犯罪を構成せざるものと云はざるべからず然るに原判決は這間の事情及理論を全然無視し本件請取金證の高記載が果して之が證明の目的の下に作成せられ又其證明力ありや否やの點に付毫末の判斷を爲さずして只單に文書の形式に金高記載ありとの一事を以て漫然印紙稅法違反に問擬したるは判決に示すべき判斷を遺脫し他面印紙稅法の解釋を誤り不當に法令を適用したる違法の判決にして到底破毀を免れざるものと云はざるべからず（ト）惟ふに印紙稅法が金高記載ある受取書に印紙稅の納付を要し該記載なき受取書には納付を要せずと爲したるは商品の取引に於て仕切書（印紙稅法第四條第二十八號）賣買に關する證書（同條第二十九號）又は送り狀（同條第三十號）等一切を作成せず從て印紙稅の納付を要せずして更に金高を記載したる受取書のみを作成したりとせんか該受取書のみを以て取引總ての事項（品名種類數量代金額等取引事項の全部の事實）の證明力あるものを作成したる場合の如き若し受取書に金高記載の有無を論ぜず印紙稅納付を要せずと爲さんか作成者は前揭總ての證書作成と同效あるものを作り乍ら總て印紙稅納付を要せざることなり一面脫法的手段を默認するの結果となるを以て脫稅者の輩出を防止せんが爲なりと解せざるを得ず然るに本件には原審記錄及證第四號證に明なる如く本件取引の仕切書には全部相當印紙稅を納付し居るものにして以上の如き脫法的手段なきこと明白なりと

す（チ）本件請取證に金高記載の必要なく又作成當事者に其意思及目的なき事實は前所述及證據證（第一號證及原審證人竝各被告人等の供述）以外第二號證の一及二によりて明かなる如く本件事犯ありとの疑を受くるや二重の手數（仕切書の作成と受取書の作成と各別の手數）を厭はず新に請取證用紙を新作し而して該記載には全然金高記載の欄を抹消し然かも夫れ以上從前に異る何等の手段方法を講ぜざる點に於て洵に明瞭なりとす（リ）上叙したる印紙稅法に所謂金高記載ある證書とは當該記載金高が當該證書のみによりて其證明ありや否やの點にありて只單に漫然金高記載ありとの一事によりて決すべきものにあらざることの正當なる解釋なることは本件證第三號證（大阪稅務監督局の回答文書）によりても亦之を知ることを得べし即ち該文書に所謂『送品票』は印紙稅法第四條第三十號及同法第五條第十三號に所謂『送狀』なりとの前提の下に（A）金高記載なきものは同法第五條第十三號により當然印紙稅納付を要せず而して（B）記載金高十圓以上の注文請書は賣買に關する證書として同法第四條第二十九號同法第五條第十二號により印紙稅納付を要すと爲し更に（C）前記注文請書の作成交付の後其目的物を發送する場合に使用する送狀は記載金高の有無に拘らず『記載金高の有爲に拘らず』とはなけれども前後の文言により當然如斯解釋せざるべからず）印紙稅の納付を要せざる旨を明

白に爲し居るものなり然るに本件は大阪稅務監督局管內の大阪玉造稅務署が事犯を發見したりとし其告發に係り居るものにして明かに上級廳たる大阪稅務監督局の解釋と正反對の解釋を下し居るものなり由來下級稅務官吏が稅法の文理解釋に泥み證書の眞意及法律の精神竝に立法理由等を究めずして不法不當の解釋を持し由て圓滑なる商取引阻害し爲に無法なる不測の損害を蒙らしめ他面簡單なる書類の作成を徒に復雜ならしむる等全國到る所に國民非難の聲を聞く本件の如き洵に其適例の一たるを失はざるなり而して本件の如き請取證に印紙稅を納付すると否とは輓近に至る迄惡稅なりとして國民非難の標的たりし營業稅納稅額より遙かに高き租稅を負擔すると同樣の計算となるものにして況んや之を稅法違反なりとして稅額の二十倍若は百倍に相當する科料に處分せらるゝが如きは實に商人の堪へ得べからざる重課なりと云はざるべからず又或は曰はん印紙稅法は所謂形式法なりと見よ（A）科刑に裁判官の自由裁量の餘地なく（同稅法第十一條乃至第十三條）（B）本法所犯者には刑法中犯罪の不成立刑の減免併合罪及酌量減刑の例を用ゐず（同法第十四條）更に（D）證書作成者が何人なるを問はず當該證書作成名義人を處罰するものなり（同法第十四條の二）果して然らば（D）同法第五條第十四號に所謂金高記載ある受取書なるに於ては其作成の過程內容及效力竝に作成當事者の意思等の如何を顧慮せず

印紙稅納付を要求するものなりと然り然らば本件被告人等は（A）本件事案に於て量刑の不當を鳴らすにあらず（B）刑法中の犯罪の不成立刑の減免即ち刑法第三十五條乃至第四十二條所定の理由を不當なりと云ふにあらず又併合罪の處斷を不當なりと云ふにあらず抑も又刑の酌量減刑を仰がんと欲するものにあらず又（C）作成者が他人なりと主張して作成名義人たる被告人等の處罰の不當を主張するものにあらずして（D）更に印紙稅法に所謂『金高記載ある證書』の本質を論究して其無罪なることを主張するものなりと云ふに在れども○印紙稅法第四條第三十一號に所謂受取書とは財產權の創設移轉變更若は消滅に關し物の領收を證明すべき證書を謂ふものなれば其の受取書中には金錢は勿論物品の受取書をも包含するものと解せざるべからず何となれば二者共に財產權の得喪變更に關する以上一は印紙稅の納付を要し他は之を要せずと云ふが如き差別を爲すべき理由毫も存せざるのみならず若し物品の受取書を包含せざるものとせんか同第五條第十四號に於て印紙稅の納付を要せざるものとして特に金高の記載なき受取書を指示するの必要存ぜざるを以てなり而して金錢の受取書は金高の記載を必要とするのみならず其記載は金高の證明を目的とし且其證明能力を必要とすること勿論なりと唯物品の受取書にありては元來其物品の領收を證明することを目的とするものなるが故に

必しも金高の記載を必要とせず偶々其の記載を爲すも固より金錢領收證明の目的に非ざること論を俟たざるが故に印紙税法第五條第十四號に所謂記載金高とは所論の如く必しも金高の記載を必要とし若は其記載が證明の目的に出て且證明の能力を必要とする趣旨なりと解するを得ず物品の受取書は表示の物品に付金高の記載ある以上は其の目的の如何を問はず記載金高十圓以下なるや否やに從ひ一は印紙税法第五條第十四號に從ひ印紙税の納付を要せざるも他は同第四條第三十一號により其納付を要するものと解せざるべからず蓋し物品の受取書に記載せられたる金高は假令領收證明の具に非ずと雖尚之によりて領收の目的たる物品の價額を證明し牽て物品の品質を明にするの效用あるを以て財産權の創設移轉變更若は消滅を證明するに付重大なる影響あるのみならず印紙税法が記載金高の多少によりて納付の要否を定めた法意に鑑みるときは記載金高の有無を問はず苟も領收の目的物にして十圓以上の價額を有する以上は總て印紙税を納付せしむるを以て相當とするも金高の記載なき物品は僅少の納税額に對し價格の評定煩はしきを思ひ其の眞價の如何を問はず印紙税の納付を要せざるものと爲したる法意を窺知するに難からざるを以てなり然して原判決擧示の諸帳簿を綜合すれば原判示の如く被告の雇人が被告の營業に關し記載金高十圓以上なる商品の受取書百七通を作成したるに不拘之に相當印紙を貼付せざり

三一、振替貯金加入者が自己の營業に關し金高拾圓を超ゆる現金受領證書を發行し集金郵便に託して支拂人に交付したるときは其の受領書は印紙税法第四條第二十九號の受取證書に該當し之に印紙を貼用せざるに於ては同法第十一條の違反罪を構成す

振替貯金加入營業者が集金郵便に託して交付する受取書は營業に關する受取書なり

三二、郵便官署がが明治四十四年十月二十五日付通信局郵便貯金局より遞信管理通信官署に發したる通牒通業第六三二八號に從ひ印紙を貼用せざる現金受領證書を受理し集金の委託に應ずるも此の事實は委託者印紙税法違反の免責事由とならず

し事實を認め得るが故に原判決が之を印紙税法第四條第三十一號第十一條第十四條の二を以て問擬したるは正當にして論旨は理由なし

三一、振替貯金加入者が自己の營業に關し金高拾圓を超ゆる現金受領證書を發行し集金郵便に託して支拂人に交付したるときは其の受領書は印紙税法第四條第二十九號の受取證書に該當し之に印紙を貼用せざるに於ては同法第十一條の違反罪を構成す

三二、郵便官署が明治四十四年十月二十五日付通信局郵便貯金局より遞信官理通信官署に發したる通牒通業第六三二八號に從ひ印紙を貼用せざる現金受領證書を受理し集金の委託に應ずるも此の事實は委託者印紙税法違反の免責事由とならず（【れ】第一八四六號　昭和四年三月五日判決）

（註）明治四十四年十月二十五日付通牒通業第六三二八號通信局郵便貯金局より遞信通信官署へ通牒

郵便官署が收入印紙貼用なき受取書を受理し集金の委託に應ずるも犯則免責事由たらず

集金郵便に依る現金受領證に對し印紙稅法に依り收入印紙の貼付を要するや否を郵便官署に於て一々審議調査し委託者に指示するが如きは取扱上困難なるのみならず徒に事務の遲滯を來し却て公衆に迷惑を及ぼす惧あり事業上遺憾の次第に付納稅の要否に付ては全く委託者の判定に委ね之に關與せざるものとす

被告人上告趣意書の要旨は第一點本件被告人の行爲は印紙稅法違反に非ず抑も印紙稅は十圓以上の金子を受取り其の證書を交付するとき納稅の義務を生ずるものにして營業者たる被告人等個人間に於ては平素例外なく遵率し來れる所なるが振替貯金に依る集金郵便の場合には大に之と趣を異にするものなり振替貯金に依る集金郵便の場合には郵便局に於て取扱規則に從ひ未だ金子の受領なきに拘らず委託をして受領證書に受領の文言を記入せしめて郵便局に差出さしめ之に據て取立に從事すると雖其の取立が不確定にして郵便局は絕對の責任を以て其の取立に從事するものに非ず本件犯則として擧げられたる受領證は舞鶴郵便局に於て取扱ひたる振替貯金に依る集金郵便の受領證にして被告人は昭和三年四月十日被告人店舖に於て認めたる證書なるが其の當時に於ては元より金子を受領し居るに非ず唯郵便局の取扱規則に從ひ所定の用紙に所定の形式に從ひ必要事項を記入し受付局たる舞鶴郵便局に振替貯金に依る集金方を依頼したるに過ぎず然るに支拂人鳥取縣岩井町小谷眞太郎が右

取立に應じ金十七圓の代金を支拂ひたるを以て本件の問題を惹起したるも本來此の受領證なるものは確定せる本受領證に非ず取扱上所定の形式に依り止むを得ず假に認め差入れたるものにて若し支拂人が支拂に應ぜざるときは支拂拒絕なる附箋を付して返還せらるべかりしものなり斯の如く不確實なるものに對し必ず印紙を貼用すべきものと爲さば吾人營業者は無益の納稅を餘儀なくせらるゝことなり又若し印紙を貼用せずして郵便局の取扱規則に從ひ集金を委託し本件の如く支拂はれたる場合に稅務署より直ちに犯則を以て臨まるに於ては吾人營業者其の適從する所を知らず郵便局に於ては明治四十四年十月二十五日通信局及郵便貯金局より發せられたる通牒通業第六三二八號に依り事務を取扱ひ居る由なるが之に從ひ營業者が集金を委託せる場合に其の行爲は一面に於て國法たる印紙稅法に觸るゝものなりと云ふに至りては其の責任果して孰れに存するや國法は未確定の領收證假の領收證にも印紙を貼用せしむるの趣旨に非ずと信ず而も民衆個人間に於て取交はさるるものならば格別公然官廳が中間に介在し集金の勞を取りながら斯かる犯則行爲を默認せるものとは思考する能はず一方郵便局に於て何等の異議なく印紙を貼用せざる受領證を受付ながら他方稅務署に於て稅法違反なりとして責罰に問擬せらるるは不合理も亦甚し此の如きは等しく國家の機關たる官廳間に於て意見の統一を缺き取扱の一致を失ふが

爲に基因するものにして其の責任は官廳に存し委託者たる被告人に於て毫も責任を負ふべき謂はれなし次に鳥取稅務署及舞鶴區裁判所は孰れも本件の受領證を單なる營業に關する受領證と認め被告人を三圓の科料に處したるも大に誤れり何者本件の受領證には取立郵便局の日附印を押捺し且遞信局なる三字が該受領證に印刷せられ在りて一見官廳の發行したる受領證なること洵に明瞭なり從て印紙稅法第五條第一號に依り假令記載金額十圓を超過するも印紙を貼用することを要せざるものと解すべく取立郵便局は委託者の單なる使丁にして現金受領證は委託者の發行したる單純なる私證書なりとは到底解するを得ざるものとす斯く解すればとて委託者の不正に納稅の義務を免れ得るものに非ず取立郵便局は拂込まれたる金員を直ちに振替貯金課へ送金し振替貯金課は該金員を加入口座の貯金に組入れて入金の旨を委託者に通知すべく委託者は一定の料金を支拂ひて該金員の拂出を請求すべきものなるが故に委託者は右入金の通知に接したる時改めて正式の受領證即本受領證たる私證書を作成し稅法に從ひ印紙を貼用したる上之を支拂人に發送するときは玆に納稅の義務を完了するものにして此は被告人等營業者間に於ける通常の慣行なり此の慣行に從ひ吾人營業者は金額十圓を超ゆる受領證と雖常に印紙を貼用せずして郵便局に集金の依賴を爲し居る事實は全國到る處に於て見る事例にて獨り被告人に於て之に依り脫

稅を企てんとするの意思毫も存せず（中略）集金郵便に依る振替貯金の拂込は支拂人が郵便局の集金取立に接し之に應じて振替貯金の拂込を爲すものに過ぎずして其拂込の性質其支拂に對して交付せらるる受領證の性質及拂込後に於ける郵便局及貯金局の取扱振り等に於て全然同一なるに拘らず此の場合に於て受領證に印紙を貼用せざるべからざる理由なし尤も之の場合に支拂人に交付せらるる受領證は其の形式に於て前者と異り現金受領證書と題し集金依賴の際委託者をして豫め受領文言を記入せしめて之を郵便局に差出さしむる等二者其の形式に於て多少の相違ありと雖郵便局及振替貯金課が委託者の爲に中繼者として發行する受領證たる點に於て何等の相違あることなし即孰れも印紙稅法第五條第一號に該當する官廳の發行證書たることと一點の疑を挿むの餘地なし然るに原判決は右受領證に印紙の貼用なき故を以て被告人を印紙稅法違反なりとして處罰したるは不當に法律を適用したる違法ありと信ずと云ふに在り○仍て按ずるに郵便規則第五十三條には一、證書、現金受領證二、證券（無記名の公、社債券又は其の利札、貨物引換證船荷證券又は之に準ずべきもの）は集金郵便として之と引換に現金の取立を郵便官署に委託することを得る旨規定し同第六十三條には郵便振替貯金加入者は別に定むる所に從ひ集金郵便振替貯金拂込に關する特別取扱を請求することを得とあり而して別に定むる集金郵便振替貯

金拂込規則第一條には郵便振替貯金加入者は本規則の定むる所に從ひ其の發行に係る現金受領證書又は郵便規則第五十三條に規定する證券に依り之が集金及口座拂込に關する特別取扱を郵便官署に請求することを得と規定し集金郵便振替貯金拂込規則第五條第一項には加入者其の發行に係る現金受領證書に依り集金拂込の取扱を請求せむとするときは振替貯金集金書の現金受領書の部に受領の年月日を除く外現金領收に關する相當證明を附し且之に接續せる受付票監査票及拂込通知票に相當事項を記入し之を郵便局に差出すべしと規定し其の第六條に郵便局に於て集金を了したるときは其の取立金は通常爲替と爲し當該加入者の振替貯金口座に對し之が振替拂込の手續を爲す云々とあり又郵便規則第六十條には現金受領證書に依り現金を取立つるときは取立郵便官署に於て之に其の取立を爲したる年月日を記入すと規定しあるを以て是等の諸規定を參照するときは集金郵便とは郵便規則第五十三條揭記の證書又は證券を郵便官署に委託し之と引換に支拂人より現金の取立を爲すことを指稱するものにして郵便官署は其の委託に係る證書又は證券を指定支拂人に配達し之と引換に現金の交付を受くることを以て其の任務と爲すに止まるものなれば其の委託に係る證書又は證券は單覽一種の引換郵便物として受理遞送せらるるものに過ぎざるを知るべく從て集金郵便に付せられたる證書又は證券が印紙稅法に從ひ納稅を要するや否やは全く其の證書又は證券の內容に徵し之を見るの外なく郵便官署が之を受理遞送するの故を以て其の內容に毫も變更を來すべきものにあらざるなり然り而して振替貯金加入者が現金受領證書を發行し之に依て集金の委託と共に口座拂込の取扱を請求する場合に於ても其の集金郵便たる性質に於て何等異る所なければ該受領證書が印紙稅を納付することを要するや否やは該證書の內容に依りて決定せらるべきものとす本件に於て集金郵便に付せられたる所論現金受領證書は被告人が自己の營業に關し判示債務者に宛て金十七圓受領の事實を證明する爲自ら發行したる受取書なること原判文に依りて明確なれば該證書は印紙稅法第四條第二十九號の受取書に該當する事洵に明なりと論旨前段に於て集金郵便に付する爲發行せられたる現金受領證書は不確實なる支拂に對し事前に作成せらるゝ假の領收書なるが故に印紙を貼用するを要せずと輪ずるも原判決の認めたる事實は被告人は營業に關する判示金高の受取書を發行して之を集金郵便に託し判示金員と引換に之を支拂人に交付したるに拘らず相當印紙稅を納付せざりしものなりと云ふに在りて所論現金受領證書は既に取立郵便局の手を經由し現金と引換に支拂人に交付せられたる以上之に依りて金錢領收の事實を證明するに何等缺くる所なければ未完成又は假の領收證なりと云ひ難く之を交付するに當り相當印紙稅を納付せざるに於ては印紙稅法第四條第二

十九號第十一條の違反罪を構成するを免れず次に論旨後段に於て本件受領證書には取立郵便局の日附印押捺しあり且又遞信省なる三字印刷せられあるを以て一面に於ては官廳の發したる證書と看做すべく從て印紙の貼用を要せずと云ふも前に說示せる如く集金郵便に付せられたる現金受領證書は受託郵便局に於て一種の引換郵便物として之を支拂人に配達し之と引換に現金の交付を受くるものに過ぎざれば取立郵便局に於て別に現金領收の證明書を發行するの必要毫も存せざるのみならず所論日附印は現金の取立ありたると否とに拘らず之を押捺するものなるが故に該捺印は單に集金事務の取扱を證明する爲に押捺せらるゝものに過ぎずと解すべく又所論欄外に印刷せる遞信省なる三字は遞信省指定の用紙なることを表明するに止まり證書の作成名義を表示するものに非ざるが故に論旨は理由なし又上告論旨に於て振替貯金の拂込に際し郵便局の發行する現金受領票は官廳の發行する領收證として印紙を貼用するを要せざるが故に集金郵便に於て支拂人に交付せらるゝ現金受領證書も亦之と同一に看做すべきものなりと論ずれども前者は郵便局が振替貯金加入者の口座に一定の現金の拂込を受けたるとき該金員受領の證明として受入郵便局の發行する證書なれば之に對し印紙を貼用するを要せざること勿論なるも後者は集金郵便の委託者が現金受領の事實を證明する爲自ら發行する證書にして郵便官署の集金取扱に依り毫も其の內容に變更を來さざること前段說示の如くなれば其の發行者が官廳又は公署に非ざる限り二者同一に論ずべからざること多言を要せず次に論旨に於て郵便官署は明治四十四年十月二十五日付通牒通業第六三二八號に從ひ印紙を貼用せざる現金受領證書を受理して集金の委託に應じ居るが故に之に從ひたる判示被告人の行爲は犯罪成立を阻却するものなりと云ふと雖所論通牒の趣旨は集金郵便に依る現金受領證書に對し印紙稅法に依りて收入印紙を貼用するを要するや否やは全く委託者の判定に委ね郵便官署は之に關與すべからずと云ふに在りて印紙を貼用することを要せずとの趣旨に非ざれば受託郵便局が委託者の意思に任せ印紙を貼用せざる現金受領證書を受理し集金に從事したればとて之を以て委託者の免責事由と爲し難く又假令委託者に於て其の行爲が印紙稅法に觸るゝことを知らざりしとするも苟も自己の意思に從ひ印紙を貼用せざる現金受領證書を集金郵便に付して支拂人に交付したる事實の存する以上は罪となるべき事實に付認識を缺きたるものと謂ふを得ざれば犯罪の成立を阻却するものと爲すに足らず又上告人は論旨に於て集金郵便に託する現金受領證書には印紙を貼用せず後日取立郵便局より入金の通知を受けたるとき正式の領收證書を作成し之に印紙を貼付して支拂人に發送するの慣行あり被告人は此の慣行に從ふの意思なしと主張すれども斯かる慣行は原判決の認めざる所なるのみ

三三、保險會社の代理店が代理店契約に基く債務の履行として爲したる保險料の送金に對し會社が交付する入金通知書は印紙稅法第四條第一項第二十九號に所謂受取書に該當す

保險會社が保險料の送金に對し代理店に交付する入金通知書は營業に關する受取書なり

ならず印紙稅法に違背し法律上其の效力を付すべからざるを以て之に從ふの意思ありとするも犯意を阻却する事由と爲らず然らば原判決は判示被告人の所爲を印紙稅法違反に問擬したるは正當にして論旨は總て理由なし

三三、保險會社の代理店が代理店契約に基く債務の履行として爲したる保險料の送金に對し會社が交付する入金通知書は印紙稅法第四條第一項第二十九號に所謂受取書に該當す

【れ】第七七二號　昭和四年九月二十六日判決）（【れ】第一〇五七號　昭和四年十月三十一日判決）

辨護人野中鎭上告趣意書原判決は法令に違反し若は其の理由に齟齬あるか又は重大なる事實の誤認あることを疑ふべき顯著なる事由あるものとす第一點被告會社は廣く全國に放在する數十萬の保險契約者の爲に全國に約三千の代理店を設置して被告會社の代理事務を取扱はしめ以て保險契約者をして保險料の拂込に便ならしむるものなり而して被告會社は其代理店に付ては會社の營業の補助機關として事業方法書に於て支部及出張所と同樣に其の權限を定め監督官廳の認可を受け居るものなり代理店は右權限の範圍に於て被告會社との委任契約並に代理店處務規定の指示する所に從ひ委任事務を處理するものなり然し而して本件入金通知書は代理店が被告會社の代理名義を以て保險契約者より領收したる保險料を本人たる被告會社に送附し來りたる場合被告會社より該保險料の到着したる旨を事務の處理方法として代理店に通知する事實の通知書なり原審判決に依れば『右通知書は保險會社と代理店間の權利の移轉消滅に關する印紙稅法第四條第二十九號に所謂受領證に該當し而も同法第五條第十四號に所謂營業に關せざるものと謂ふことを得ざれば保險會社が斯る書面を其の代理店に交付するに當りては印紙稅法第四條に從ひ印紙稅を納付する義務あるものとす』と判示せり然れども印紙稅法第四條第二十九號に所謂受領書と稱するものは物の所有權の移轉を證する證明書なり然るに代理店は被告會社の委任を受けて其の事務を取扱ふ代理人にして會社の營業部額に屬する商行爲を會社の代理人として會社の名に於て行ひ從て代理店の保險契約者より領收せる保險料は其の受領と同時に本人たる被告會社の所有に屬するものなるが故に代理店より被告會社に其取立たる保險料を送附するは單に被告會社の所有に歸屬したる保險料を事實上送附するに過ぎざるを以て寸毫も右の所有權の移轉と云ふが如き觀念を容るゝの餘地なきものとする斯る法律關係に於て其の入金通知を印紙稅法第四條に所謂受取書なりとなすは法律の適用を誤りたるものと謂はざるを得ずと云ひ同第二點假に右通知書

を以て受取書なりとするも被告會社は前述したるが如く其の事業方法書に於て代理店を以て會社營業の補助機關として主務省の認可を受け居り會社と代理店間の委任契約及代理店處務規定に於ては代理店が集收したる保險料は代理店個人の勘定とは截然區別し之を混同流用すべからざることを明記し居るが故に委任契約に定められたる手數料其の他會社が特に指圖したる支拂金以外留置權等普通代理店が有する權利を認めざるは勿論交互計算其の他普通取引の決濟方法の如きは之を認めざるものなり即被告會社と代理店との關係は御應明治四十三年（オ）第二二八號事件同年十一月二十五日判旨の御院御判例の如く保險營業に關する內部關係にして代理店は委任事務の處理を爲すに過ぎず從て對內關係に於て事務處理の爲にする事實の通知書は印紙稅法第五條第十四號に所謂營業に關せざる受取書に該當すべきなり若し之を以て印紙稅法に所謂營業に關する受取書なりとせば營業の對內關係と對外關係とを混同し一個の所有權の移轉なる法律事實に對し二重三重の課稅を爲すことゝなり印紙稅法は制限なく不法に適用せらるゝの結果となるものとす印紙稅法に關する太政官布告第百五十五號に於ける增補規則第十九條に『同會社同店等出張先々より互に送致する如き他に關せざる爲替類は都て印紙貼用に不及候事』と規定し同第二十條に『印紙貼用ある證文類を引當として更に借用金等致候節は右引當證文の方へは別

段印紙貼用に不及候事但本文同樣の事に付ては請取書へも印紙貼用に不及候事』と規定したるは營業の內部關係に於ける權利の得喪變更に付ては課稅の範圍を制限せむとするの必要なく又同一物に對する權利の移轉消滅に付ては證書に印紙を貼付する主旨を明にしたるものなることを窺ひ知らるべし況んや被告會社が代理店に對して發する入金通知書は營業上財產權の移轉を證する意味にあらずして會社事務の處理方法として爲念事實の通知を爲すに止るものなるに於ておや尙代理店主幹が契約者より保險料の領收を爲すは會社の支部又は出張所に於て會社の使用人たる支部長出張所長が會社の代理人として保險料の領收を爲す場合と些の異同あることなし而して支部又は出張所より本社に對する保險料送附の場合本社より發する該送金に付ての入金通知書には何等印紙稅の課稅たきものとす尙又會社の他の使用人が代理名義を以て保險契約者より集收したる保險料を會社に引渡すに就ても之に對し作成する入金通知に就ては印紙稅法の適用を受け居らざるものなり蓋し會社の補助機關たる支部長出張所長其の他の一般社員の會社に對する關係が內部關係なるを以てなり然るに等しく內部關係たる代理人に對する入金通知書にも課稅せらるゝことは違法たるを免れざるものとすと云ひ』同第三點保險業に就ては社會政策上の意味よりして相手方たる保險契約者の利益を保護する必要上代理店を設けたるものにして代理

店は會社と獨立したる別個の營業者に非ず保險會社に從屬せしめ保險會社の機關として保險會社に於て其の權限を定め監督官廳の認可を得たる上は營業上會社の代理店として保險契約者と爲す取引に對しては會社に於て其の監督の責を負ひ其の業務執行上契約者に加へたる損害に對しては會社は補償の責を負ふものにして其の機能に於ては支部又は出張所と全く異同なきものとす從て普通代理商の如く本人たる會社との間に留置權其の他交互計算等普通取引關係の存せざるは言を俟たざる所とす故に原判決の如く被告會社の代理店を以て商法上單なる代理商と斷じたるは被告會社の代理店の性質に重大なる事實の誤認あることを疑ふべき顯著なる事由あるものとす保險契約者は獨立せる被告會社の代理商と取引し直接代理商に對して債權債務の關係を有するものに非ずして代理店が代理する被告會社に對して直接債權を有し債務を負ふものなり代理店は委任を受けたる範圍內に於て被告會社の營業機關の一部を構成するものにして其の代理店處務規程により委任事務の處理を爲すこと保險會社の外勤社員が雇傭契約により保險會社の營業機關の一部を構成し會社し外務社員規定によりて委任事務を行ふと何等異なる事なく共に保險料の集收又は保險契約者の募集に付一定手數料の支給を受け何等固定給料の支給を受けざるものとす若し原審判決の如く上述の入金通知書が單に代理店と會社間の權利の移轉消滅を證する

證書なるを以て印紙稅法第四條第二十九號に所謂受取書に該當し然も同法第五條第十四號に所謂營業に關せざるものと謂ふ能はずとせば被告會社の取締役にても保險契約者より被告會社の代理人として受取りたる保險料を會社の會計係に送金し其到達したることを會計係より取締役に通知する場合には該通知書に對しても印紙稅法により印紙稅を納付せざるべからざるものと言はざるを得ざるに至るべし然れども斯の如き場合に於ける代理又は代表關係は全く內部關係にして右通知書は印紙稅法に所謂營業に關するものと謂ふ可からざること勿論にして該通知には印紙を貼用するの必要なきこと一點の疑なき所なりされば被告會社が右の關係と同一關係にある代理店に對して發したる入金通知書は印紙稅法に所謂營業に關する受取書にあらずして單なる事務の處理方法として發する書類に外ならず從て印紙貼用の必要なきこと勿論なりと云ふに在り○按ずるに金品の授受に付受取書を發行する場合に於て該金品の授受と同時に之に對する所有權の移轉を伴ふこと蓋し尠からざるべしと雖必しも常に之を伴ふものに非ず他人の所有物件を保管する者が所有者に對し該物件を返還するが如き所有權の移轉を伴はざる場合に於ても苟も物件受領者に於て交付者に對し其の授受を證明する爲に作成交付したる文書なる以上通常の意義に於ては之を受取書と稱すべきものとす然り而して印紙稅法に依り課稅すべき文書は財產權の

創設移轉變更若は消滅を證明する等同法第一條所定の性質を有し且同法第五條に該當せざる文書たるを要すること右各法條の規定に依り明なるが故に同法第四條第一項第二十九號に所謂受取書とは叙上通常の意義に於ける受取書の全部を包含せず同第一條所定の性質を具有し且第五條第十四號に該當せざる受取書のみを指稱するものと解すべきものとす而して本件に付原判決の認定したる事實は被告會社は保險業を營む株式會社にして眞田雅一との間に代理店契約を締結し同人をして被告會社の爲使用人に非ずして保險契約者を募集せしめ尙被告會社を代理して保險契約者に對し保險料を請求し之を受領し毎月纏めて其の受領したる金員中より同人に對する報酬を差引き殘額を被告會社に引渡さしむることゝし眞田雅一は昭和三年五月三十一日右代理店契約に基く被告會社に對する債務の履行として其の受領したる保險料中より自己の報酬を差引きたる殘額七十二圓七十錢を被告會社に送金したる處被告會社は同人に對し右金額を受領したる事實を證明する唯一の文書として本件入金通知書を作成交付したりと云ふに在れば該通知書が通常の意義に於ける受取書たるは勿論被告會社が眞田雅一に對し其の代理店として受領したる金員の引渡を求むる債權の消滅を證明するの點に於て印紙稅法第一條所定の性質を具有し且被告會社の營業に關する金高十圓の受取書にして同法第五條第十四號に該當せざる文書なること明白なり然らば原判決が本件入金通知書は同法第四條第一項第二十九號に所謂受取書とあるものに該當すと判示したるは正當なり被告會社が其の支部又は出張所よりする送金に對し入金通知書を發する場合に在りては支部又は出張所等は別個の人格を有するものに非ざるが故に其の送金又は之に對する入金通知は單に會社の內部關係に於ける事務處理の方法に過ぎざるものと謂ふべく又その送金に依り何等財產權の移轉消滅等の事實を生ぜず從て該通知書は印紙稅法第一條所定の性質を具有せざるものなれば之を同法第四條第一項第二十九號に所謂受取書なりと謂ふべからざること洵に所論の如しと雖眞田雅一は被告會社と代理店契約を締結し該契約に基き被告會社に對し債務を負擔する獨立の權利主體にして其の送金に依り該契約に基く債務の消滅を出すものなれば同人の送金を證明するが爲に同人に對し交付せられたる本件入金通知書を何等別個の人格を有せざる支部又は出張所に對する入金通知書と同一視し之を會社內部に於ける事務處理の方法に過ぎざるものと爲す可からず論旨に引用せる當院判例は本件に適切ならず論旨は總て其の理由なし

三四、商法第六百二十二條の規定は船荷證券に通常記載すべき事項を列擧したるに止まり其の記載を具備せざるときは每

記載を具備せざるときは毎に其の證券を無效と爲すべしとの注意にあらず

に其の證券を無效と爲すべしとの注意にあらず（民【オ】第一五五二號　昭和七年五月十三日判決）

上告論旨第三點の二は我が商法第六百二十二條にありては船荷證券に記載すべき事項を列記すと雖も這は船荷證券の效用を全ふするが爲めに通常必要なる事項を擧示したるに過ぎず之を完備せざるも爲めに船荷證券の無效を招致すべきにあらず是れ地方に於て船荷證券には法定事項以外の事項を揭ぐることを得る所以なり之を要するに船荷證券に記載すべき事項は若し之を缺くときは證書の無效を來すべき要素にあらざることはレーマン氏著獨逸商法教科書に依るも明白なりと云ふにあり

○按ずるに商法第六百二十二條の規定は之只船荷證券に通常記載すべき事項を列擧したるに止まり其の記載を具備せざるときは毎に其の證券を無效と爲すべしとの法意にあらず右の事項中例へば船舶の名稱、運送品の種類、重量若くは容積俵船者又は荷送人の表示等の如く船荷證券の本質上之が記載を缺くことを得ざるものあるは勿論なりと雖も右の事項中偶々其の記載を缺くも船荷證券の本質を害せざるものに付ては其の記載なきの一事により證券は無效と爲らざるものと解するを正當とす蓋し船荷證券は其の發行により物品の權利義務を創設するものにあらず既に成立せる運送契約の履行を確實ならしむる爲め發行するものにして運送品の船積ありたることを證し該運送品に關する船舶所有者及證券所持人間の法律關係を定むるものに外ならざるが故に荷も當事者が船荷證券として發行し證書の記載事項及總ての事情に於て船荷證券として觀察し得べきものなる以上は證書を無效なりとする何等の理由存せざればなり然して船荷證券に於ける運送賃の記載の如きは之を缺くも船荷證券としての觀察に妨ぐるものにあらざるを以て此の記載の缺如は船荷證券の本質效力に影響なきものとす果して然らば本件に於て原審が論旨揭記の如く判示し係爭船證券は運送賃の記載を缺く故に無效なりと論斷したるは違法にして論旨は何れも其の理由あるを以て原判決は此の點に於て到底破毀を免れざるものとす

三五、賣買仕切書物品販賣契約書たるの性質を有する書面と雖其の使命とする所返戻を受けたる商品の受領を證明するに在るときは受取書たるの性質を害せらるゝものにあらず

【れ】第一三五三號　昭和八年三月一三日判決）

辯護人花岡敏夫、長瀨秀吉上告趣意書一點本件仕切書は印紙稅法に所謂賣仕切書なりと信ず從て原判決は違法ありと信ず原判決理由を看るに其の判示事實として被

告會社は吳服織物の卸商を營むものなるところ昭和六年六月二十七日同年七月四日及同年同月十二日の三回に吳服商櫻井角三郎に對し營業に關する受取書各一通其の記載金高何れも十圓以上（昭和七年第八〇五號ノ一ノ第一第二第三）を作成し孰れも之に相當の印紙を貼用せずして右角三郎に交付したるものなりと云ふにあり而して該事實の證據としては被告會社代表者杉村友次郎の當公廷に於ける判示書面を買仕切書として之を作成して何れも印紙を貼用せずして之を判示櫻井角三郎に交付したる旨の供述及押收に係る前記書面三通の現存の外には左記證人櫻井角三郎及同平野賢道の供述を綜合して右書面が何れも實質上受取書なりと認むるの證明十分なりとすと說明せられたり、（一）證人櫻井角三郎に對する昭和七年二月十二日附受託判事奈良正夫の訊問調書中同證人の供述として自分は被告會社と洋反物の賣買取引を爲し居るものなるが判示各日時三回に被告會社に對し同會社より注文により送付を受けたる商品を返還したることあり其は販賣上不向なる爲返還したるなり被告會社が自分方に適品を送付する場合は仕切書が參り其の品の內返品したるときは更に同會社より返品仕切書が來たるものなり自分方に於て返品の際には其の控を作成し置き返品仕切書が何たる場合に始めて正式に帳尻に其の返品部分を控除したるものを買受品と記載し代金も返品分を控除して支拂ふ旨の記載、（二）昭和六年十月三十日

附平野賢道に對する檢事の聽取書中同人の供述として櫻井商店とは古くから取引し來れるものなるが其の取引方法は同商店にて大體必要なるものを注文し來り自分の店から賣仕切書を發行して送荷し櫻井商店に於て賣れざるものは大抵一ヶ月以內に送り返し來たるがそれを自分の店に買戻すことにして受取り其の際押收の仕切書と題する書面を發行するものなり故に右書面は買仕切書として發行するものにして其の結果として櫻井商店より返戻し來たれる商品を受取りし旨の印にはなれども自分の店にては返戻品を受取りし際受取書を出す代りに後日代金精算關係を明にする意味にて買仕切書を出せる旨の記載一、元來本件被告會社の取引法としては客が自ら來店し若くは書面又は電話等を以て注文し來りたる場合に於て其の注文品を發送すると同時に賣仕切書を作成し之に品名數量單價代價並に之が附隨の費用たる運賃荷具料及保險料等を記入し之を注文者に發送し玆に賣買は完了するものなり然るに時としては買受人は一旦注文を爲し買入たる品物と雖（固より注文違ひにも又瑕疵ある品物にも非ず）其の地方にて販賣上柄行其他の關係にて賣行面白からざる品物ある場合に於ては之を被告會社に買取りを求め來る場合なきに非ず此場合に於て被告會社としては右の如く得意先の注文により其の注文品を發送し玆に賣買の履行を完了したるものなるを以て何等買取り義務なしと雖只其日時割合に短期間にして且相

場に大なる變動なき限り問屋たる地位上得意先の便宜を考慮し其の買取を承認するものとす而して此場合に於て其の買取を求むる品物に付被告會社に於て本件押收の證據物の如き品名數量（員數）單價（替）及金額等を記入したる買仕切書を發送し以て後日其の代金支拂の際に於ける賣買決算の證となすものに過ぎざるを以て上告人に於て其の性質は印紙稅第五條ノ十一號に所謂買仕切書に該當すべきものと信じたる次第なり（證人櫻井角三郎の供述と被告會社代表者杉村友次郎の供述とは單に其の買戻要求に付當然の義務ありや否やの差異あるのみにして何れの供述も後日の決算の際に於ける證明の用に供すべき目的を以て作成交付したる書面なることに付ては爭ひなきものなり）一、但此に特に御院の御留意を求めたき點ある次第なるが從來御院の判例としては東京商業會議所が明治三十四年十一月三十日に發表したる意見（原金吾編『稅の判例』一九八頁參照）を其の儘採用せられたる大正元年十月十九日の法曹決議に從ひ『賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付當事者の一方より相手方に對し其の確定價格を表示して決算を證明する書面を謂ふものにして云々』との主旨を採用せらるるが如きも其の前提とせる『代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付』なることを必要條件とすべきや否やは大いに考察すべきものなりと信ず現に該東京商業會議所の如き意見發表せられたる後に於

ても關西方面に於ける裁判所の認むる事例は皆な悉く之に反して更に廣き意義を有せるものとして認めらるる次第なり而して被告人會社の代表者杉村友次郎は勿論關西出身者なり蓋し該東京商業會議所の意見の如きは問屋と小賣商人間に於ける取引上に行はるる買仕切書なるものの性質を遺脫したるものと云はざるを得ずと信ず（一）『昭和二年三月法律第七號による印紙稅法改正に關する五十二議會政府提案理由』によれば『賣買仕切書は價格の表示を彙ねたる單純なる商品引合せの用に供する書簡に過ぎずして證書として左まで權威なきものとなると云々』とありて洵に能く本件事案の場合に該當せるものなりと信ず（二）『明治十二年八月布告第三號證券印紙規則』によれば『買仕切とは荷主より輸送し又は輸送せんとする物品を問屋仲買又は其の他に於て仕切り其價格等を荷主へ證明報告するを云ひ賣仕切とは云々』とありて敢て『代價の標準を定め爲したる商品の賣買に付』との條件を付し居らざるなりと謂ひ』第二點若し夫れ本件仕切書なる書面は買仕切書に非ずとするも物品の賣買證書なり受取書に非ず從て原判決理由は違法ありと信ず一、元來上告代理人の信ずるところによれば受取書とは財產權の創設移轉變更若くは消滅に關し物の領收を證明すべき證書を謂ふものにして換言すれば法律行爲又は準法律行爲の義務履行の結果を證明する書にして受取書なるものを發行するの前提には概ね法律行爲又

は準法律行爲の存在を常とし殊に等しく其の財産權の創設移轉變更消滅を證明すべき證書なりと雖受取書は賣買證書に比して一層永く後日に之を證明すべき趣旨を目的とするものなりと信ずるに本件被告會社の發行したる買仕切書なるものは原判決事實認定に摘示せる證人櫻井角三郎の供述によれば被告會社が曩に得意先櫻井角三郎よりの注文に應じ之に相當する注文書を發送したるところ同人に於て販賣上不向なる爲返還したるものに付返品仕切書（本件仕切書）が來たものにして其の場合に始めて正式に帳尻に其の返品部分を控除したるものを買受品と記載し代金も返品分を控除して支拂ふものなりとの趣旨によるときは全然最初よりの物品賣買行爲の完了に過ぎざるなり又同じく原判決事實認定に摘示せる證人平野賢道の供述によれば櫻井商店に於て實れざるものは大抵一ヶ月以内に送り返し來るものなること及其の返戻品を受取りし際後日代金精算關係を明かにする意味にて本件買仕切書を出せるものなること明白なり而して其の代金の支拂なるものは固より悠久の將來を目的とするものに非ずして翌月若くは遲くとも六十日繰延拂に過ぎざることは顯著の事實より即本件買仕切書なるものは之を何れの證據に照らすも物品賣買に關する證書たるに止まり決して財産權の創設移轉變更消滅を主たる目的とせるものに非ざるなり從て印紙稅法に關する昭和六年四月法律第五十二號による改正を以て同法第五條

の十二として取扱はれ是亦印紙稅を納むることを要せざるものと信ず蓋し受取證書の如き財産權の創設移轉變更消滅を證明することを主たる目的とするものと物品賣買行爲に關する證書との區別に付ては印紙稅法の本義を闡明したる同法第一條の法文のみにては幾分明晰を缺き賣買證書と雖全然財産權の創設移轉變更消滅の證明に非ずと認めたるものに非らざることは印紙稅法の下に於て從前には之に印紙を納めしめたるに照し明白なるにも拘らず同稅法改正の立法主旨が財産移轉の證明證書なりや否や判明困難なるを以て之を除外したる主旨に照すときは同改正法が物品賣買契約證書に付印紙稅を納むることを要せざるものと爲したる立法主旨は全く此に（即程度論にして絶對論に非ざること）存せりと信ずと謂ひ』第三點原判決は受取書の性質を說明せざる理由不備の判決なり一、今原判決理由を看るに『被告人代表者及辯護人は被告會社發行の本件書面は買仕切書として判示櫻井商店より商品買戻を證する爲之を作成したるものなるを以て印紙貼用の義務なきを主張すれども右書面が實質上受取書と目すべきこと前段認定の如くなるを以て右辯疏は之を採用せず』とあれども原判決に所謂前段認定とは如何なる意味なりや原判決の前段を査閲するに原判決の判示事實摘示即第一乃至第三に於ては營業に關する受取書各一通記載金高十圓以上のものを作成し之に相當の印紙を貼用せずして櫻井角三郎に交付し

と判示しありと雖其の事實を說明すべき證據として單に證人櫻井角三郎の供述として『販賣上不向なる爲返還したる返品の際其の返品仕切書が來たる場合に始めて正式に帳尻に其の返品部分を控除したるもの買受品と記載し代金も返品分を控除して支拂ふ』との記載及證人平野賢道の供述として『櫻井商店に於て買れざるものは大抵一ヶ月以內に送り返し來たるが（證人櫻井角三郎の供述調書第五問答によるときは一週間以內の返品たることを要件とす）それを自分の店に買戻すことにして受取書を出す代りに後日代金精算關係を明にする意味にて買仕切書を出せるとの記載』なるものを掲ぐるに過ぎずして毫も其の斷定したる受取書なるものの內容を明にせず唯だ證人が檢事の訊問に對して供述したる『受取書を出す代りに』との片言を曲解して之を認むるに充分なりとせられたるも到底其の實質的說明を窺知するに足らざる判決理由にして同人の供述の眞意は檢事よりの受取書を如何にするやとの問に對して受取書を出さずして本件買仕切書を出すものなりとの主旨なることは該供述によりて察知するに充分なりと信ず況んや本件仕切書には品名及員數のみならず特に單價及代金を一々明示し居れるに照すも其の賣買仕切書として交付したること明白なるべし畢竟本件原判決理由は本來賣買仕切書若は賣買證書を發行すべき場合に非ずして受取書を發行すべき場合に屬するや否や及本件の書面が此等重要なる點を看過し何等の說明を與へざるものにして理由不備又は審理不盡の違法あるものとすと謂ふにあり

○仍て原判決を査するに原判決は其の判示事實に於て本件書面を說明するに單に營業に關する受取書となし其の性質に付深く說明するところなく從て此點に於て稍粗笨の譏を免れざるも原判決全體の趣旨を考覈するに判示事實は被告會社は呉服織物の卸商にして櫻井角三郎は其の取引先なるが被告會社が櫻井の注文に對し送荷したる商品中櫻井方にて販賣上不向と認めたるもの約一箇月內に返戻し來ることあり其の商品を受取る際本件の如き仕切書と稱する書面を櫻井方に送付するものなるところ原判示各期に於て被告會社は曩に櫻井の注文に應じ送荷したる商品中返戻せられたるものあるに對し夫々其の受領の際被告會社より右の趣旨に則り本件書面を櫻井に送付したりと謂ふに歸着するものと認むるに足るべく右に依れば本件仕切書と稱する書面の使命は返戻を受けたる商品の受領を證明するにあるものと謂はざるべからず既に本件書面が右の使命を有する以上原判決が其の性質に鑑み本件書面を印紙稅法第四條に所謂受取書なりとし印紙の貼用を要すと判斷したるは正當なりと謂ふべく右書面が假に所論の如く別に賣買仕切書たる性質を有することありとするも之が爲に右受取書たる性質を有することありとするも將又物品賣買契約證書たる性

三六、醬油一升の價格が一圓未滿たることは今日の經濟狀態に照して顯著なる所なるを以て金高記載なき物品切手と雖印紙稅を納むることを要せざるものと解するを以て社會生活の實情に適するものと言はざるべからず

の性質を害せらるるものにあらざる性質を有すとの理由を以て其の受取書たることを否認する論旨は理由なきものとす然れば原判決が右書面に印紙の貼用なきの故を以て被告會社を印紙稅法第十一條に依り處斷したるは相當にして原判決には所論の如き失當あることなく論旨孰れも理由なきものとす

三六、醬油一升の價格が一圓未滿たることは今日の經濟狀態に照して顯著なる所なるを以て金高記載なき物品切手と雖印紙稅を納むることを要せざるものと解するを以て社會生活の實情に適するものと言はざるべからず（【れ】第一七五五　昭和八年三月二十九日判決）

被告辯護人古岡力太郎上告趣意書第五點原判決は前叙の如く『之に相當印紙を貼用せず又稅印の押捺を受けずして』云々と認定し印紙稅法第四條第一項第十一條に該當する旨判示せられたり然れども上告人の解する所に依れば本件商品券には印紙の貼用を要するものに非ず何となれば印紙稅法第四條第二項に依れば『證書に金高記載なきも證書面に標記しある價額の單位其の他の記載事項に依り其の金高を算高

することを得るものは其の總金額を以て記載金高と看做す』と規定せり飜て本件押收に係る商品券（證第一號）には孰れも『最上醬油一升也』と標記しあるを見るべし詳言すれば商品の種類品質は『最上醬油』なること其の數量は『一升』なることを明かにして即ち右法規の所謂『金高記載なきも證書面に標記しある（中略）其の他の記載事項に依り其の金高を算出することを得る』標記なりと謂はざるべからず而して最上醬油一升の價が其の總金額何程の記載金額と看做すべきやは其の地方に於ける其の時代の商事取引上の實狀に鑑み種類品質數量によりて其の時價を算出すべきものなること言を俟たず而して現代の商事取引に於て最上醬油一升の値段が金一圓以下なる事實は社會の通念に照し取引の實驗則に鑑み常識に訴ふるも極めて顯著なる事實にして敢て立證の要あるを見ず若し夫れ假りに立證を要するとせんか本件記錄申證人小山幸助の供述中『同店で釀造する最上富士三印醬油は昨年迄は一升七十錢位でしたが本年よりは五十錢位に値下げされて居ります然し是迄一升の價格が一圓以上になつたこと等は無く當地方に於ては他の醬油で最上のものでも一升六、七十錢であります』云々證人小野寺源之助の供述中『私方では四、五年前より富士三醬油店より醬油を買入れて居りますが富士三印最上醬油一升は以前は六十錢でしたがで最近は五十五錢で買受けて居ります當地方では一升一圓以上の醬油は無い樣

であります」云々證人濱田八郎の供述中『醬油の小賣値段は一定して居りませぬが當町内に於て醸造するものも或は他縣より來るものも大體最高値段は一升に付六十錢位でありまして一升一圓以上の醬油は販賣されて居りませぬ以前醬油稅が廢止にならぬ當時でも一升九十錢位が最高値段でありまして私はこれ迄一升一圓以上の値段の醬油のあることは聞きませぬでした』云々等の各供述は本件商品券に標記しある商品が價格金一圓以下の種類品質數量なる事を明瞭ならしむべき確然たる證據資料と謂はざるべからず果して然らば本件商品券は寧ろ印紙稅法第五條第一項第十一號の所謂『記載金高一圓未滿の物品切手』と同一視すべき商品券に該當するを以て同條第一項に依り印紙稅を納むるを要せずと解する所以なり若し夫れ金高の記載なき物品切手なるの故を以て商品の種類品質數量の標記あるも之を處罰すべきものとせば白米一升大豆一升の物品切手を發行するも金高の記載なきに於ては處罰せらるゝの結果を生ず加之若斯くの如くんば印紙稅法第四條末項に所謂『其の他の記載事項に依り其の金額を算出することを得るもの』なる規定は遂に其の適用なき空文に歸するに非ずや是れ豈印紙稅法の精神ならんや然るに原判決が此等の確然たる證據資料を閑却して漫然前叙の法規を適用せられたるは罪と爲らざる所爲を罰したる違法の判決なりと思料すと云ふに在り

○仍て按ずるに印紙稅法第四條第二十八號には物品切手には三錢の印紙稅を納むべき旨規定しあるも同法第五條第十號に依れば記載金高一圓未滿の物品切手に印紙稅を納むることを要せざるは洵に所論の如し而して之を沿革に徴するに金高一圓未滿の物品切手に印紙稅を納むることを要せざることは明治四十三年法律第十四號を以て追加せられたるものに係り同規定には單に金高一圓未滿の物品切手とありたるが故に金高の記載なきも當該物品切手に表示せられたる物品の價格にして一圓未滿のものなるときは印紙稅を納むることを要せざりしや言を俟たず然れども大正十二年法律第十二號を以て記載金高一圓未滿の物品切手と改正せられたる今日に在りては切手に記載せられたる物品の價格が一圓未滿の場合と雖其の一圓未滿なることが取引上の通念に照して顯著ならざる限其の金高が切手面に表示せられざるに於ては所定の印紙稅を納むることを要するものと解せざるべからず蓋期くの如く金高を記載することを要するものと改正するに至りたり所以のものは徴稅上物品切手に記載せられたる物品の價格が一圓未滿なりや否やに付紛議の生ずることある可きを慮りたるに因るべし隨て所論印紙稅法第四條末項を以てする攻撃は當らず果して然らば本件の如き記載金高の記載なき物品切手に付ては其の物品の價格如何に拘らず所定の印紙稅を納むることを要するものと解すべきに似たりと雖も醬油一升の價格が一

三七、貨物引換證に運送品の重量又は容積及其の荷造の種類等の記載なきときは法律上無效のものとす

圓未滿なることは今日の經濟狀態に照して頗る顯著なる所なれば假令金高の記載なしとするも此の如き場合に於ては叙上の立法精神に鑑み印紙稅を納むることを要せざるものと解するを以て社會共同生活の實情に適するものと謂はざるべからず然らば即ち原判決は罪と爲らざる事實に付不當の法令を適用したる違法あるを以て此の點に於て到底破毀を免れざるものと云ふべく論旨は理由あり

三七、貨物引換證に運送品の重量又は容積及其の荷造の種類等の記載なきときは法律上無效のものとす（民【オ】第六七號　昭和八年六月十三日）

上告論旨商法第三百三十三條第二項に貨物引換證には左の事項を記載し運送人之れに署名することを要すと規定する注意は必ずしも貨物引換證に其の事項中の一、二の缺如あるときは假りに貨物引換證として發行するもそは貨物引換證としては無效なりと云ふにあらず（中略）商法第三百三十三條第二項に所謂記載することを要すと謂ふは運送人に對して同條同項記載の事項は貨物運送を爲すに當りては荷送人と運送人との間に於て通常運送契約として定め置くべき性質の事項なるを以て之れを記載せよとする訓示的記載事項なりと解するを以てよく我商法の眞意に合するも

のと謂ふべし若次條の規定を見るときは此の點更に明なり曰く貨物引換證を作りたるときは運送に關する事項は運送人と荷送人との間に於ては貨物引換證の定むるところに依ると即ち商法第三百三十四條の規定は運送人と荷送人との間に於ける法律關係は貨物引換證の記載内容を基準として專ら之れを以て判斷解決の資料と爲すべしと言ふに在りて偶々其の記載事項の一、二を缺くことあるも法律は其の發行せられたる貨物引換證を全然無效と爲すの旨を明言せるにあらずと云ふにあり○然れども貨物引換證に運送品の重量又は容積及其の荷造の種類等を記載すべきことは商法第三百三十三條第二項第一號の規定するところにして之等の事項は貨物引換證の本質上之が記載を缺除し得ざるものなるを以て原判決が本件貨物引換證に運送品の重量又は容積及其の荷造の種類に關し何等の記載なき事實を確定し該貨物引換證は法律上無效のものなる旨說明したるは相當にして論旨理由なし

附（二）　印紙稅關係法規

○印紙稅法（明治三十二年三月十日法律第五十四號）

改正　明治三十四年四月　四　日法律第十　六　號
同　四十　年三月二十九日法律第二十七號
同　四十二年五月　十　七日法律第四十二號
同　四十三年三月二十五日法律第十　四　號
同　四十四年三月二十八日法律第四十一號
大正十　一　年四月　十　八日法律第四十七號
同　十　二年三月二十七日法律第十　二　號
同　十　四年三月　三　十日法律第二十二號
昭和　二　年三月二十九日法律第　七　號
同　六　年四月　一　日法律第五十二號（自動車交通事業法）
同　七　年九月六　日　法律第二十五號（商業組合法）
同　八　年三月二十九日法律第三十三號（漁業法）

印紙稅法

第一條　財產權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙稅ヲ納ムヘシ

第二條　削除（昭和二年法律第七號）

第三條　削除（大正十二年法律第十二號）

第四條　左ニ揭クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通每ニ、帳簿ハ一冊一年以內ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ（昭和二年法律第七號改正）

一　不動產、鐵道財團、軌道財團、軌道財團自動交通事業財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書（昭和六年法律第五十二號自動車交通事業法ニ依リ改正）　記載金高五十圓以下ノモノ　二錢
同　百圓以下ノモノ　三錢
同　五百圓以下ノモノ　十錢
同　千圓以下ノモノ　二十錢
同　一萬圓以下ノモノ　五十錢
同　一萬圓ヲ超ユルモノ　一圓

二　消費貸借ニ關スル證書　記載金高ナキモノ　三錢

三　請負ニ關スル證書　二錢

四　運送ニ關スル證書　二錢

五　傭船契約書　二錢

六　委任狀　二錢

七　約束手形
八　爲替手形
九　銀行預金證書
十　產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書
十一　產業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會又ハ輸出組合聯合會ノ發スル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ノ發スル出資證券（昭和七年法律第二十三號商業組合法ニ依リ改正）（昭和八年法律第三十五號漁業法ニ依リ改正）
十二　船荷證券
十三　運送貨物引換證
十四　倉庫證券
十五　保險證券
十六　株券
十七　債券
十八　相互保險會社ノ發スル基金證券
十九　株式申込證
二十　社債申込證
……三錢

二十一　地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書
……五錢
二十二　使用貸借、賃貸借、扶養、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
二十三　信託行爲ニ關スル證書
二十四　無盡ニ關スル證書
二十五　定款又ハ組合契約書
二十六　權利ノ變更ニ關スル證書
二十七　追認又ハ承認ニ關スル證書
二十八　物品切手
二十九　受取書
三十　質權、抵當權ニ關スル證書
……五十錢
三十一　前各號以外ノ證書
三十二　預金通帳
三十三　前號以外ノ通帳……
三十四　判取帳……
證書ニ金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

第五條　左ニ揭ク證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

一　宣誓又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿

二　官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿

三　國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書

四　恩給又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書（大正十二年法律第十二號改正）

五　小切手

六　産業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券（大正十二年法律第十二號追加）（昭和二年法律第七號改正）

七　記載金高十圓未滿ノ約束手形及爲替手形（大正十二年法律第十二號改正）

八　貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書（貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル）（同上追加）（昭和二年法律第七號改正）

九　産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ（同上追加）

十　記載金高一圓未滿ノ物品切手（明治四十三年法律第十四號追加）

十一　賣買仕切書（明治四十四年法律第四十一號改正）（大正十二年法律第十二號改正）（昭和二年法律第七號改正）

十二　物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書（大正十二年法律第十二號追加）（昭和二年法律第七號改正）

十三　送狀（明治四十四年法律第四十一號改正）（大正十二年法律第十二號改正）（昭和二年法律第七號改正）

十四　記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書（明治四十四年法律第四十一號改正）（大正十二年法律第十二號改正）

十五　主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書（大正十二年法律第十二號改正）

十六　手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書（同上）

十七　株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書（同上）

十八　手形ノ引受及保證（同上）

十九　手形又ハ證券ノ拒絶證書（同上）

二十　手形又ハ證券ノ複本及謄本（同上）

二十一　農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券（昭和二年法律第七號追加）

二十二　賀札又ハ賀物通帳（質屋營業者ノ發スルモノニ限ル）（同上）

二十三　勤務通帳（同上）

二十四　乘車券、乘船券又ハ各種入場券（同上）

二十五　第四條第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未滿ノ

モノ（同上）

第六條　印紙ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙税額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ税印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得（明治三十四年法律第十六號改正）

第七條　一册ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス

第八條　證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ

第九條　印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第十條　印紙ヲ貼用スヘキ證書帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ檢査スルコトアルヘシ（昭和二年法律第七號改正）

第十一條　證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ税印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ脫税高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但ッ脫税高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス（大正十二年法律第十二號改正）

第十二條　第十條ノ檢査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス（明治四十三年法律第十四號改正）

第十三條　第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス（大正十二年法律第十二號改正）

第十四條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ不成立、刑ノ減免、併合罪及酌量減輕ノ例ヲ用キス但シ第十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス（大正十二年法律第十二號改正）

第十四條ノ二　證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人等が名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス（大正十二年法律第十二號追加）

附　則

第十五條　此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條　明治十七年第十一號布告證券印税規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條　明治十七年第十一號布告證券印税規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附　則（明治四十年法律第二十七號）

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中約束手形及小切手ノ印紙稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附　則（明治四十三年法律第十四號）

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中印紙稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附　則（明治四十四年法律第四十一號）

本法ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（大正十一年法律第四十七號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（未施行ノ儘大正十二年法律第十二號改正）

附　則（大正十二年法律第十二號）

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（大正十四年法律第二十二號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十四年八月二十八日勅令第二百六十八號ヲ以テ大正十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス）

附　則

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和二年法律第七號）

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭和六年法律第五十二號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和八年九月二十五日勅令第二百五十號ヲ以テ昭和八年十月一日ヨリ施行ス）

附　則（昭和七年法律第二十五號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和七年九月三十日勅令第二百七十二號ヲ以テ昭和七年十月一日ヨリ施行ス）

附　則（昭和八年法律第二十三號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和九年七月二十五日勅令第二百三十一號ヲ以テ昭和九年八月一日ヨリ施行ス）

○印紙稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件（大正五年五月十五日勅令第百二十九號）

印紙稅法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

印紙稅法を樺太に施行するの件（施行ス）

印紙稅法を臺灣に施行するの件
朝鮮印紙稅令
保管金規則
國稅徵收法
郵便爲替法

○印紙稅法ヲ臺灣ニ施行スルノ件（大正十一年十二月二十九日勅令第五百二十一號）（賣屋取締法外十六件施行ニ關スル件抄錄）

第一條　左ニ揭ク法律ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

印紙稅法
附則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮印紙稅令（抄錄）（大正八年三月二十七日制令第六號）

第一條　證書、帳簿ヲ作成スル者ハ本令ニ依リ印紙稅ヲ納ムヘシ
印紙稅ニ關シテハ印紙稅法ニ依ル

○保管金規則（抄錄）（明治二十三年一月七日法律第一號）

第四條　保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス

○國稅徵收法（抄錄）（明治三十年三月二十九日法律第二十一號）

第二十二條　第二項
差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

○郵便爲替法（抄錄）（明治三十三年三月十二日法律第五十五號）

間接國稅犯則者處分法
貯蓄債券法
郵便貯金法
簡易生命保險法
健康保險法
產業組合中央金庫法

第六條　郵便爲替ニ關スル書類ニ付テハ印紙稅ヲ課セス

○間接國稅犯則者處分法（抄錄）（明治三十三年三月十七日法律第六十七號）

第七條　第二項
差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

○貯蓄債券法（抄錄）（明治三十七年四月一日法律第十八號）

第六條　貯蓄債券及其ノ引換證ニハ印紙稅ヲ免除ス

○郵便貯金法（抄錄）（明治三十八年二月十六日法律第二十三號）

第十七條　郵便貯金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

○簡易生命保險法（抄錄）（大正五年七月十日法律第四十二號）

第三十二條　簡易生命保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

○健康保險法（抄錄）（大正十一年四月二十二日法律第七十號）

第六條　健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

○產業組合中央金庫法（抄錄）（大正十二年四月六日法律第四十二號）

復興貯蓄債券法
郵便年金法
家畜保險法
勞働者災害扶助責任保險法
稅印押捺請求方に關する件

第八條　第二項
登錄稅法及印紙稅法中產業組合聯合會ニ關スル規定ハ產業組合中央金庫ニ之ヲ準用ス

○復興貯蓄債券法（抄錄）（大正十三年七月二十二日法律第十五號）
第六條　復興貯蓄債券ニハ印紙稅ヲ課セス

○郵便年金法（抄錄）（大正十五年三月三十日法律第三十九號）
第二十一條　郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

○家畜保險法（抄錄）（昭和四年三月二十七日法律第十九號）
第十條　本法ニ依ル家畜保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス
第九十九條　本法ニ依ル家畜再保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

○勞働者災害扶助責任保險法（抄錄）（昭和六年四月二日法律第五十五號）
第十一條　本法ニ依ル保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

○稅印押捺請求方ニ關スル件（明治三十二年三月十一日大藏省令第五號）
改正　明治三十四年八月三日大藏省令第十六號
同　三十五年一月六日同　第二十八號

同　三十六年二月十二日同　第五號
同　三十六年四月九日同　第十一號
同　三十六年五月二十五日同　第十三號
同　三十六年七月二十一日同　第二十號
同　三十六年九月十四日同　第二十二號
同　三十六年十一月二日同　第三十一號
同　三十七年六月六日同　第二十三號
同　四十二年十月二十三日同　第五十號
大正二年六月十三日同　第十五號
同　十一年三月一日同　第十七號
同　十五年十一月九日同　第四十六號
昭和二年八月五日同　第二十二號

印紙稅法第六條ニ依リ稅印ノ押捺ヲ求メムトスル者ハ適宜ノ稅務署ニ申出稅金ヲ納付シ其ノ領收書又ハ稅務署ノ納稅濟證明書ヲ添ヘ用紙ト共ニ請求書ヲ札幌、東京、大阪、名古屋、仙臺、廣島、熊本各稅務監督局又ハ函館、小樽、東京、橫濱、神戸、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、靜岡、濱松、姬路、岡山、佐賀、

稅印押捺請求書記載方の件

稅印押捺用紙損傷又は汚染の場合に於ける取扱の件

長野、松本、新潟、長岡、足利、四日市、(三重縣)、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、德島、高知、松山、福岡、小倉、大分、鹿兒島稅務署ニ提出スヘシ

稅印押捺請求者ハ口頭ヲ以テ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

稅印押捺請求者用紙返送ニ要スル郵便料金ニ相當スル郵便切手ヲ併セ提出スルトキハ稅務監督局又ハ稅務署ハ稅印押捺ノ上郵便ヲ以テ用紙ノ返送ヲ爲スヘシ

○稅印押捺請求書記載方ノ件（明治三十四年五月十四日大藏省告示第二十一號）

明治三十二年省令第五號ニ據リ提出スル稅印押捺請求書ニハ其ノ證書用紙ノ價格ヲ記載ス可シ

○稅印押捺用紙損傷又ハ汚染ノ場合ニ於ケル取扱ノ件（明治三十九年九月二十日大藏省令第四十一號）

印紙稅法第六條ニ依リ稅印押捺ヲ受ケタル用紙ニシテ證書又ハ帳簿調製完了前損傷又ハ汚染シタルモノアルトキハ一日十枚以上ニ限リ代用紙ヲ提出シテ更ニ稅印ノ押捺ヲ請求スルコトヲ得但シ損傷又ハ汚染用紙ノ稅印ノ抹消ヲ受クヘシ

印紙模造取締規則

○印紙模造取締規則（大正五年七月二十日大藏省令第十八號）

帝國政府ノ發行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外之ヲ製造、輸入、移入、販賣、頒布又ハ使用スルコトヲ得ス

前項ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ五圓以上ノ科料ニ處ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年五月　十　日印刷
昭和十年五月十四日發行

「印紙稅の話」奥附
定價壹圓五拾錢

10.5.10

著者　勝　正憲

發行者　千倉豐
東京市京橋區京橋三ノ一

印刷者　山縣精一
東京市神田區神保町三ノ二九

發行所　千倉書房
東京・京橋第一相互館
電話京橋(56)三八二七番
振替東京九一一八六番
七八一五番

山縣製本印刷株式會社印刷

商政工務次官 省官 勝正憲著書目錄

書名	定價	送料
稅の話	〔十五版〕	價一圓五十錢（四六判三八九頁 送料十二錢）
所得稅の話	〔九版〕	價一圓六十錢（四六判四三六頁 送料十二錢）
相續稅の話	〔九版〕	價一圓五十錢（四六判三二〇頁 送料十二錢）
營業收益稅の話	〔十一版〕	價一圓五十錢（四六判三四〇頁 送料十二錢）
企業と租稅	〔十版〕	價一圓五十錢（菊判三八〇頁 送料十四錢）
印紙稅の話	〔最新刊〕	價一圓五十錢（四六判三九〇頁 送料十二錢）

東京・京橋 第一相互館 千倉書房 振替東京 九七八

千倉書房圖書目錄（1）

著者	書名	定價 送料
高田保馬著	價格と獨占	價二・三〇 送料・一二
勝正憲著	稅の話（十三版）	價一・五〇 送料・〇八
那須皓著	日本農業論（再版）	價二・五〇 送料・一五
高橋龜吉著	資本主義頽廢の諸相	價二・二〇 送料・一二
美濃部達吉著	行政裁判法	價二・八〇 送料・一八
小泉信三著	マルクシズムとボルシエヰズム（再版）	價二・三〇 送料・一二
小島精一著	日本金融資本論（再版）	價二・五〇 送料・一二
報知新聞調査部編	談話室（四版）	價一・五〇 送料・一〇
高橋龜吉著	實用經濟學（五版）	價一・八〇 送料・一二
平林初之輔著	文學理論の諸問題	價一・八〇 送料・一二
井上準之助著	國民經濟の立直と金解禁（二百版）	價・三〇 送料・〇四
河合榮治郎著	英國勞働黨のイデオロギー	價・五〇 送料・〇四
清澤洌著	轉換期の日本（五版）	價一・八〇 送料・一二
東京日日學藝課編	常識百話（五版）	價一・五〇 送料・〇八
白柳秀湖著	日本經濟革命史（五版）	價一・八〇 送料・一〇
小島昌太郎著	海運經濟要論	價二・五〇 送料・一二
水上鐵治郎著	英國の勞働組合	價・五〇 送料・〇四
小島精一著	產業合理化（十五版）	價一・五〇 送料・一八
向井鹿松著	經營經濟學總論（十二版）	價一・五〇 送料・一八
上野陽一著	產業能率論（十二版）	價一・五〇 送料・一八
松永安左衛門著	產業改造への途（五十版）	價・八〇 送料・〇六
白柳秀湖著	親分子分（英雄編）（十版）	價一・五〇 送料・一〇
高橋龜吉著	『經濟國難來』（五版）	價一・五〇 送料・一〇
報知新聞調査部編	談話室漫談篇（五版）	價一・五〇 送料・一〇
平林初之輔著	近世社會思想講話	價一・八〇 送料・一〇
永井亨著	社會の話（五版）	價一・五〇 送料・一〇
中川靜著	廣告論	價一・五〇 送料・一八
山川均著	社會主義の話（六版）	價一・五〇 送料・一〇
白柳秀湖著	親分子分（俠客編）（七版）	價一・五〇 送料・一〇
大崎厚夫著	世界を動かす十二傑（五版）	價一・五〇 送料・一〇

著者	書名	定價	送料
勝正憲著	所得稅の話（七版）	一・六〇	送料・一〇
報知經濟部編	能率增進時代（五版）	一・五〇	送料・一〇
鵜田敬太郎著	市場論（九版）	一・五〇	送料・一八
政經研究會編	各政黨の主張（三十版）	三〇	送料・〇四
土田杏村著	文明は何處へ行く（五版）	一・五〇	送料・一〇
增地庸治郎著	企業形態論（八版）	一・五〇	送料・一八
小島精一著	世界經濟と合理化運動（五版）	一・五〇	送料・一〇
白柳秀湖著	親分子分（漢人編）（七版）	一・五〇	送料・一二
小林行昌著	資本論（九版）	一・五〇	送料・一八
石濱知行著	アメリカ資本主義發達史（四版）	一・七〇	送料・一〇
小林行昌著	關稅と物價	二・五〇	送料・一八
末弘嚴太郎共編 野間海造	農林法規集	五・〇〇	送料・二四
小島精一著	企業統制論（七版）	一・五〇	送料・一八
神長倉眞民著	財界巡禮記（五版）	一・五〇	送料・一〇
報知新聞調査部編	ナンセンス・ジャパン（五版）	一・五〇	送料・一〇

著者	書名	定價	送料
長野朗著	支那の眞相（五版）	一・五〇	送料・一〇
武野藤介著	文士の側面裏面（五版）	一・五〇	送料・一〇
上野陽一著	能率秘話（十二版）	一・五〇	送料・一〇
中外商業經濟部編	經濟國難打開の途（五版）	一・五〇	送料・一〇
細田民樹著	黑の死刑女囚（五版）	一・五〇	送料・一〇
藤井佛著	英國勞働黨の組織・沿革・政策	五〇	送料・〇四
藤本幸太郎著	海上保險論（七版）	一・五〇	送料・一八
上野陽一著	家庭經濟の秘訣（十版）	九〇	送料・〇八
勝正憲著	企業と租稅（七版）	一・五〇	送料・一八
報知新聞經濟部編	經濟相談（十版）	一・五〇	送料・一〇
堀眞琴著	國家論	二・三〇	送料・一四
堀光龜著	海運（八版）	一・五〇	送料・一八
增井幸雄著	陸運（七版）	一・五〇	送料・一八
山川均著	勞働組合の話（四版）	一・五〇	送料・一〇
世界經濟研究所編	世界經濟（總觀）（七版）	一・五〇	送料・一四

著者	書名	定價	送料
前田美稻著	豫算の知識（三版）	一・五〇	送料・一〇
佐藤弘著	世界經濟地理（八版）	一・五〇	送料・一八
米野豐實著	サウエート經濟の實體	一・五〇	送料・一〇
中村第三著	販賣革命（六版）	一・二〇	送料・一〇
高木友三郎著	日本經濟の實體（四版）	一・〇〇	送料・一〇
勝田貞次著	投資相談（十五版）	一・五〇	送料・一〇
勝田貞次著	獨逸財界の機構（三版）	一・八〇	送料・一〇
小池四郎著	社會主義か資本主義か	一・二〇	送料・一〇
大辻司郎著	漫談集	一・〇〇	送料・〇八
白柳秀湖著	社會展開の動力（三版）	一・六〇	送料・一〇
上田貞次郎著	商工經營（十版）	一・五〇	送料・一八
山田忍三著	百貨店經營と小賣業	一・五〇	送料・一〇
後藤朝太郎著	哲人支那	一・五〇	送料・一〇
報知新聞調査部編	ユーモア百話（六版）	一・五〇	送料・一〇
小島精一著	アメリカ恐慌の見透し	一・〇〇	送料・〇六

著者	書名	定價	送料
林恒彥著	生活指導	一・五〇	送料・一〇
帝國大學新聞編輯部編	大學の運命と使命	一・五〇	送料・一〇
清澤洌著	アメリカを裸體にす（十三版）	一・五〇	送料・一〇
三邊金藏著	會計監査（八版）	一・五〇	送料・一八
北林惣吉著	淺野總一郎傳（十版）	一・五〇	送料・一〇
報知新聞經濟部編	中小產業の活路	一・八〇	送料・一二
勝田貞次著	不景氣時代の投資法（十版）	一・五〇	送料・一〇
白柳秀湖著	食慾と愛慾（六版）	一・六〇	送料・一〇
勝正憲著	營業收益稅の話（八版）	一・五〇	送料・一〇
國松豐著	工場經營論（六版）	一・五〇	送料・一八
青野季吉著	實踐的文學論	一・六〇	送料・一〇
北野大吉著	勞人運動の開祖メリー・ウオルストンクラフト	一・五〇	送料・一〇
小汀利得著	街頭經濟學（十九版）	一・五〇	送料・一〇
近松秋江著	文壇三十年	一・八〇	送料・一〇
北林惣吉著	淺野總一郎人正傳 女の一心	一・二〇	送料・一〇

著者	書名	定價 送料
野守廣 内藤章著	信託經營論	價一・五〇 送料・一八
木村毅著	巴里情痴傳（五版）	價一・五〇 送料・一〇
宮川貞一郎譯	金本位制度の理論と實際	價一・三〇 送料・一〇
佐々弘雄著	政治の貧困	價一・五〇 送料・一〇
北林惣吉著	成功秘談（注野依秀一氏の傳記）	價一・五〇 送料・一〇
井關孝雄著	金融の常識（七版）	價一・五〇 送料・一〇
白柳秀湖著	住友物語（十二版）	價一・五〇 送料・一〇
小林新著	經營統計（七版）	價一・五〇 送料・一八
山崎靖純著	何が財界を動かすか（九版）	價一・五〇 送料・一〇
北林惣吉著	投資基礎學（四版）	價一・五〇 送料・一〇
内池廉吉著	倉庫論（七版）	價一・五〇 送料・一八
清澤洌著	不安世界の大通り（九版）	價一・五〇 送料・一〇
勝田貞次著	投資の仕方（三版）	價一・五〇 送料・一〇
木村毅著	ラグーザお玉（五版）	價一・八〇 送料・一〇
報知新聞經濟部編	財界を牛耳る人々（九版）	價一・五〇 送料・一〇

著者	書名	定價 送料
高橋亀吉著	景氣はドウなる（九版）	價一・五〇 送料・一八
勝田貞次著	景氣の見方（三版）	價一・五〇 送料・一〇
福田敬太郎著	商業概論（六版）	價一・五〇 送料・一八
太田哲三著	銀行簿記の常識（五版）	價一・〇〇 送料・一〇
上野陽一著	販賣心理（五版）	價一・五〇 送料・一八
都新聞峰島編	法律相談（六版）	價一・五〇 送料・一〇
都新聞峰島編	衛生相談（五版）	價一・五〇 送料・一〇
アインチヒ著 山本米治譯	國際金融爭覇戰（七版）	價一・〇〇 送料・一〇
報知新聞經濟部編	小資本開業案内（六版）	價一・五〇 送料・一〇
藤田國之助著	取引所論（五版）	價一・五〇 送料・一八
黒澤清著	商業簿記の常識（五版）	價一・〇〇 送料・一〇
山崎靖純著	フーヴア景氣はドウなる（五十九版）	價・三〇 送料・〇四
半野意二著	世界市場を脅ろすロシア五ケ年計畫（廿五版）	價・五〇 送料・〇四
國民新聞政治部編	明日を待つ彼	價一・五〇 送料・一〇
中外商業新報社商店部編	尖端的販賣戰術（五版）	價一・五〇 送料・一〇

著者	書名	定價 送料
中野正剛著	沈滯日本の更生（五十版）	價〇・三〇 送料・〇四
井關十二郎著	販賣の常識	價一・〇〇 送料・一〇
坂口武之助著	商品學	價一・五〇 送料・一八
小林行昌著	商業算術の常識（五版）	價一・〇〇 送料・一〇
山川均著	無產政黨の話（三版）	價一・五〇 送料・一〇
加藤三郎譯	世界商業祕話	價一・六〇 送料・一〇
アインチヒ著 木村毅八郎譯	世界經濟恐慌の解剖（五版）	價一・二〇 送料・一〇
高島佐一郎著	金融統制論	價一・五〇 送料・一八
白柳秀湖著	日本富豪發生學（下士階級革命の卷）	價一・六〇 送料・一〇
デニー著 香月保譯	アメリカの世界經濟征服（八版）	價一・五〇 送料・一〇
松本烝治著	商法改正の話（附錄としての）	價〇・五〇 送料・〇四
本多熊太郎著	日本の立場（五十版）（世界の動きと）	價〇・三〇 送料・〇四
木村毅八郎著	金本位制の危機（增五版）	價〇・三〇 送料・〇四
金子利八郎著	事務管理總論	價一・五〇 送料・一八
佐藤弘著	商品學の常識	價一・〇〇 送料・一〇

著者	書名	定價 送料
村瀨玄著	工業會計の常識	價一・〇〇 送料・一〇
藤本幸太郎著	商業統計の常識	價一・〇〇 送料・一〇
内池廉吉著	商業學の常識	價一・〇〇 送料・一〇
小松綠著	維新革命祕話	價二・〇〇 送料・一四
ベンネット著 森田敏譯	人生如何に生くべきか	價一・〇〇 送料・一〇
ベッターソン著 伊地知軍司譯	列强經濟のヂレンマ	價一・二〇 送料・一〇
長野朗著	動亂支那の眞相	價一・〇〇 送料・一〇
武藤山治著	金輸出再禁止（百版）（景氣囘復の爲めの）	價〇・三〇 送料・〇四
土野朗著	滿蒙（廿五版）（暗雲たゞよふ）	價〇・三〇 送料・〇四
同著	滿蒙併呑か獨立？（廿版）	價〇・三〇 送料・〇四
同著	列强の侵略戰（廿版）（滿蒙に於ける）	價〇・三〇 送料・〇四
後藤朝太郎著	支那の民情（廿版）（時人を驚らす）	價〇・三〇 送料・〇四
吉田良三著	會計學の常識	價一・〇〇 送料・一〇
ホブソン著 中島徹三譯	世界經濟の統一	價一・〇〇 送料・一〇
佐々木道雄著	商業數學	價一・五〇 送料・一八

書名	著者	定價
現代財閥史（上下二冊）	自由労働者	價一圓八〇 送料一〇
現代市街論（中下二冊）	土田杏村著	價一圓五〇 送料一〇
非常時の經濟對策（上下二冊）	青砥良吉著	價一圓〇三〇 送料一〇
日本計量經濟論（上下二冊）	小島精一著	價一圓八〇 送料一〇
8・0・8のアメリカ	木村毅著	價一圓五〇 送料一〇
貧の分れか新宗教か？	島田良夫著	價一圓五〇 送料一〇
資本主義の將來	ベーベル著 加藤武士郎譯	價一圓二〇 送料一〇
資本主義三論	鶴見祐輔著	價一圓〇三〇 送料一〇
米國海軍戰略	ペイン大佐著 尾崎秀實譯	價一圓五〇 送料一〇
歷史は繰返すか	長崎英造著	價〇圓三五 送料一〇
經濟學の基礎知識（上下二冊）	高橋龜吉著	價一圓五〇 送料一〇
日本再建論（上下二冊）	山道襄一著	價〇圓三〇 送料一〇
購買力補給（上下二冊）	谷口吉彥著	價一圓五〇 送料一〇
經營學入門	平井泰太郎著	價二圓二〇 送料一〇
計畫經濟と管理法	上野陽一著	價一圓五〇 送料一〇
勞多社一般事業	ジャナリズムの現象	價一圓五〇 送料一〇
國防産業	上向傾向期の主要産業	價一圓三〇 送料一〇
農村更生運動	農村疲弊と其の對策	價一圓三〇 送料一〇
鮮支旅行記	農山省太著	價〇圓四〇 送料一〇
非賣品	小島精一著	價〇圓三〇 送料一〇
日滿經濟ブロック問答	高橋龜吉著	價一圓五〇 送料一〇
景氣轉換期	山本勝市著	價一圓五〇 送料一〇
日本は東亞と共に榮えんとす（上下二冊）	清水（アメリカは何故日本を敵視するか）	價一圓五〇 送料一〇
産業合理化の話	安部磯雄著	價〇圓三〇 送料一〇
相續稅の話	正重榮著	價一圓五〇 送料一〇
親分子分の政黨	白柳秀湖著	價一圓五〇 送料一〇
南北分水嶺を越えて	小原重三郎著	價一圓〇〇 送料一〇
國境はどうなる（滿蒙問題）	山崎靖純著	價〇圓三〇 送料一〇
東亞モンロー主義（滿蒙問題）	高木友三郎著	價〇圓三〇 送料一〇
經濟作戰（七圓）	上野陽一著	價一圓五〇 送料一〇
滿業小史（滿蒙問題）	森山四郎著	價一圓二〇 送料一〇
日本資本主義生成史	白柳秀湖著	價一圓六〇 送料一〇
學生記	原口光太著	價一圓五〇 送料一〇
日本企業獨占の基礎（上下二冊）	高橋龜吉著	價一圓五〇 送料一〇
小原重三郎著	小原重三郎著	價一圓〇〇 送料一〇
日本經濟の躍進（上下二冊）	高橋龜吉著	價一圓五〇 送料一〇
經濟の國家統制（上下二冊）	清水（コーホル著）	價一圓五〇 送料一〇

書名	著者	定價
井上準之助	會計檢査院と財界の前途（上下二冊）	價一圓五〇 送料一〇
世界金融恐慌の眞相	オイゲン八島著	價一圓一〇 送料一〇
高橋龜吉著	高橋龜吉著	價一圓五〇 送料一〇
宇野木忠著	宇野木忠著	價一圓一〇 送料一〇
滿洲國と日本産業の開發	滿洲國と日本産業の開發	價一圓二〇 送料一〇
産業心理學	金子弘著	價〇圓四〇 送料一〇
我財界の緊急對策	武藏山治著	價〇圓五〇 送料一〇
相場戰術（十五圓）	勝田貞次著	價一圓八〇 送料一〇
此の金恐慌（五圓）	渡邊進譯	價一圓二〇 送料一〇
經營學の常識（四圓）	平井泰太郎著	價一圓〇〇 送料一〇
販賣秘法	佐々木吉藏著	價一圓五〇 送料一〇
人の募集（中圓）	高木友三郎著	價〇圓三〇 送料一〇
相場實話（五圓）	相場實話	價一圓五〇 送料一〇
株式會社經濟部編	株式會社經濟部編	價一圓五〇 送料一〇
相場の財界（九對策）	高橋龜吉著	價一圓八〇 送料一〇
伯業＝經濟（十圓）	宇野木忠著	價一圓八〇 送料一〇
滿洲國と日本産業の開發	滿洲國と日本産業の開發	價一圓二〇 送料一〇
株式會社經濟部編	株式會社經濟部編	價一圓五〇 送料一〇
相場實話（五圓）	相場實話	價一圓五〇 送料一〇

書名	著者	定價
會社の將來（八圓）	各務鎌吉著	價一圓八〇 送料一〇
商業通論	增地庫治著	價一圓五〇 送料一〇
株式會社會計（上下二冊）	山本勝市著	價一圓五〇 送料一〇
國境はどうなる（滿蒙問題）	山崎靖純著	價〇圓三〇 送料一〇
東亞モンロー主義（滿蒙問題）	高木友三郎著	價〇圓三〇 送料一〇
株式會社會計（上下二冊）	山本勝市著	價一圓五〇 送料一〇
株式會社經濟學（上下二冊）	增地庫治著	價一圓五〇 送料一〇
政治家群像（五圓）	中外商業新報社編	價一圓五〇 送料一〇
經濟作戰（七圓）	上野陽一著	價一圓五〇 送料一〇
滿業小史（滿蒙問題）	森山四郎著	價一圓二〇 送料一〇
日本資本主義生成史	白柳秀湖著	價一圓六〇 送料一〇
學生記	原口光太著	價一圓五〇 送料一〇
日本企業獨占の基礎（上下二冊）	高橋龜吉著	價一圓五〇 送料一〇
小原重三郎著	小原重三郎著	價一圓〇〇 送料一〇
日本經濟の躍進（上下二冊）	高橋龜吉著	價一圓五〇 送料一〇
經濟の國家統制（上下二冊）	清水（コーホル著）	價一圓五〇 送料一〇

宇原義豐著	日本産業革命論	價二・〇〇 送料・一四
佐々弘雄著	政局危機の動向	價一・五〇 送料・一〇
マツケンナ著 前馬治一著	金融政策十四年	價一・六〇 送料・一〇
白柳秀湖著	日本外交の血路(九版)	價一・五〇 送料・一〇
白柳秀湖著	『親分子分』英雄編(普及版)	價一・〇〇 送料・一〇
白柳秀湖著	『親分子分』俠客編(普及版)	價一・〇〇 送料・一〇
白柳秀湖著	『親分子分』浪人編(普及版)	價一・〇〇 送料・一〇
太田哲三著	會計制度論	價一・五〇 送料・一八
勝田貞次著	1933 投資相談(六十五版)	價一・五〇 送料・一〇
山川均著	世相を語る XYZの對話	價一・五〇 送料・一〇
土田杏村著	思想・人物・時代(十五版)	價一・五〇 送料・一〇
中外商業新報社編	經營祕話	價一・五〇 送料・一〇
清水芳太郎著	日本經濟革命論(八版)	價一・五〇 送料・一〇
山崎幸四郎編	農村副業と共同販賣	價一・五〇 送料・一〇
小汀利得著	金より物へ(七十五版)	價一・五〇 送料・一〇
モンカド著 清澤洌著	亞細亞モンロー主義(六版)	價一・五〇 送料・一〇
國地與四松著	インフレ景氣論(五版)	價一・五〇 送料・一〇
上野陽一著	能率百話(八版)	價一・五〇 送料・一〇
高橋龜吉著	非常時經濟(十五版)	價一・五〇 送料・一〇
篠田澤一郎著	朝鮮は起ち上る(廿版)	價一・五〇 送料・一〇
谷口吉彥著	爲替理論と爲替問題(廿版)	價二・三〇 送料・一四
清澤洌著	非常日本への直言(六版)	價一・五〇 送料・一〇
勝田貞次著	金本位恐慌後の投資對策(十二版)	價一・五〇 送料・一〇
小島精一著	金融恐慌論(十版)	價一・五〇 送料・一〇
木村毅著	世界の女性を語る	價〇・五〇 送料・〇四
畑桃作著	國策を守れ	價一・五〇 送料・一〇
佐々弘雄著	街頭政治讀本	價一・五〇 送料・一〇
黒田禮二著	革命三人男	價一・五〇 送料・一二
澤田謙著	獨裁期來!	價一・五〇 送料・一〇
高橋龜吉著	清算期世界經濟と日本	價一・五〇 送料・一〇
白柳秀湖著	左傾兒とその父	價一・五〇 送料・一〇
室伏高信著	マルクスを乘り越えて	價一・五〇 送料・一〇

久保久治著	金融革命宣言	價一・二〇 送料・一〇
高島佐一郎著	金融景氣とその限界	價一・五〇 送料・一〇
佐々木良雄著	科學的商店經營法(廿五版)	價一・五〇 送料・一〇
黒田禮二著	最後に笑ふ者	價一・五〇 送料・一〇
上野陽一著	能率茶話	價一・五〇 送料・一〇
勝田貞次著	投資祕話(廿五版)	價一・五〇 送料・一〇
黒澤清著	會計學(三版)	價二・五〇 送料・一四
保科貞次著	空襲(普及版)	價・八〇 送料・〇八
渡邊鐵藏著	ハツトン・世界經濟新體系論	價一・二〇 送料・〇八
平井泰太郎著	經濟座談	價一・五〇 送料・一〇
小島精一著	世界危機一九三六年!(廿版)	價一・五〇 送料・一〇
小島昌太郎著	日本金融工作論(再版)	價一・五〇 送料・一〇
雪谷北斗星著	株道祕話(十五版)	價一・五〇 送料・一〇
白柳秀湖著	世界經濟鬪爭史(再版)	價一・六〇 送料・一二
清水芳太郎著	金力・權力・武力	價一・二〇 送料・一〇
田中鶴三著	科學的工場經營法(再版)	價二・〇〇 送料・一四
室伏高信著	現代文明講話	價一・五〇 送料・一〇
栗林正修著	投資者必携(再版)	價一・五〇 送料・一〇
具島榮三郎著	フアツシスト國家論	價一・五〇 送料・一〇
谷口吉彥著	國際經濟の理論と問題	價二・五〇 送料・一四
吉村觀水著	觀相科學(十五版)	價一・五〇 送料・一〇
ジョンソン著	英帝國の野心	價一・〇〇 送料・一〇
佐々木良雄著	實益的商店經營學	價一・五〇 送料・一〇
中野正剛著	國家改造計畫綱領(百版)	價・五〇 送料・〇四
清水芳太郎著	古今偉人會議	價一・三〇 送料・一〇
東京商工會議所調査部編	明日の貨幣(卅版)	價一・〇〇 送料・〇八
仲西初五郎著	商賣のコツ(廿五版)	價一・七〇 送料・一〇
清澤洌著	革命期のアメリカ經濟	價一・五〇 送料・一〇
竹内謙二著	貿易統制論	價二・五〇 送料・一四
久原房之助著	皇道經濟論(七十八版)	價・三〇 送料・〇四
土田杏村著	明日に呼びかける	價一・五〇 送料・一〇
勝田貞次著	一九三四年投資相談	價一・五〇 送料・一〇

著者	書名	定價	送料
上野陽一著	能率文明論	價一・五〇	送料・一〇
小島精一著	日本經濟の伸展性	價一・六〇	送料・一四
細野孝一著	各國インフレーション形態の研究	價三・〇〇	送料・一四
關根郡平著	將來の海軍問題	價一・〇〇	送料・一〇
三田同學會著	國際經濟戰略（三版）	價二・〇〇	送料・一四
白柳秀湖著	日本女性史話（五版）	價一・五〇	送料・一〇
小島經濟研究所著	膨脹財政の建設的役割	價一・三〇	送料・一〇
勝田貞次著	平價切下に備へよ（四版）	價一・〇〇	送料・一〇
黑田鐙二著	金世紀の始まる頃	價一・八〇	送料・一二
木村毅著	西郷南洲（七版）	價一・六〇	送料・一二
渡邊銕藏著	中小商工業死活の問題	價・五〇	送料・〇四
茂木惣兵衛著	來るべき世界の姿	價一・五〇	送料・一二
勝田貞次著	雜株投資案內（十五版）	價一・五〇	送料・一〇
高橋龜吉著	世界資本主義の前途と日本（三版）	價一・五〇	送料・一〇
中外商業新報社經濟部著	日本商品の話（十二版）	價一・六〇	送料・一二
岩井良太郎著	財界新聞將傳（九版）	價一・五〇	送料・一〇

著者	書名	定價	送料
尾崎行雄著	近代快傑錄（六十版）	價一・二〇	送料・一〇
村本福松著	經營學原論	價一・五〇	送料・一四
大野木秉太郎著	世紀の支配者ハースト	價一・五〇	送料・一〇
白柳秀湖著	維新革命前夜物語	價一・五〇	送料・一〇
坂口二郎著	現代新聞論	價一・五〇	送料・一〇
谷口吉彥著	日本經濟の過出と經濟國策の特來	價一・二〇	送料・一〇
高島佐一郎著	新貨幣金融論	價二・二〇	送料・一四
烟石輝治著	工業經濟の話	價一・五〇	送料・一〇
高橋龜吉著	ソシアル・ダンピング論	價一・五〇	送料・一〇
小笠原秀昱著	法城崩る	價一・五〇	送料・一二
高橋龜吉著	實踐金融論	價二・五〇	送料・一四
報知新聞經濟部著	景氣と相場の見方	價一・二〇	送料・一〇
木村禧八郎著	圓・弗・磅・法の話	價一・八〇	送料・一四
岩井良太郎著	三井・三菱物語	價一・五〇	送料・一〇
深尾須勝子著	マダム・Xと快走艇	價一・〇〇	送料・一〇
清澤洌著	激動期に生く	價一・五〇	送料・一〇

著者	書名	定價	送料
白柳秀湖著	山水と歷史	價一・八〇	送料・一二
杉山茂著	日本式收支簿記	價一・〇〇	送料・一〇
栗栖赳夫著	商法の常識	價一・〇〇	送料・一〇
小島精一著	岡田內閣と一九三五年	價一・五〇	送料・一〇
高田保馬著	貧者必勝	價一・六〇	送料・一二
樣田澤一郎著	滿洲移民の新らしき道	價一・二〇	送料・一〇
澤呂木光治 菅谷北斗星著	將棋相談	價一・五〇	送料・一〇
齋藤恒之助著	軍擴景氣の發展と投資法	價一・五〇	送料・一〇
木本龍太郎著	景氣變動の見方	價一・五〇	送料・一〇
澤村克人著	米高と繭安の見方	價一・〇〇	送料・一〇
讀賣新聞編著	思ひ出を語る	價一・〇〇	送料・一〇
末高信著	生命保險の常識	價一・〇〇	送料・一〇
前川梅松著	利廻相談	價一・五〇	送料・一〇
安川雄之助著	產業貿易觀	價一・五〇	送料・一〇
高田孝三郎著	明日の小賣店經營	價一・二〇	送料・一〇

著者	書名	定價	送料
白柳秀湖著	日本民族論	價一・五〇	送料・一〇
和田日出吉著	福澤諭吉と弟子達	價一・九〇	送料・一〇
本莊可宗著	不惑の人生觀	價一・五〇	送料・一〇
村松梢風著	人間苦闘史	價一・五〇	送料・一〇
芳野園雄著	貿易爲替計算の常識	價一・〇〇	送料・一〇
龜田豐治朗著	生命保險論	價一・五〇	送料・一四
清水芳太郎著	日本產業戰略	價一・五〇	送料・一〇
高橋龜吉著	滿洲經濟と日本經濟	價一・五〇	送料・一〇
波多野鼎著	景氣論	價二・〇〇	送料・一四
岩井良太郎著	日本獨占產業物語	價一・五〇	送料・一〇
上野陽一著	人を說く法	價一・五〇	送料・一〇
板橋菊松著	社債の實際知識	價一・六〇	送料・一二
村松梢風著	唐人お才	價一・五〇	送料・一二
鈴木梅四郎著	立憲哲人政治	價一・〇〇	送料・一〇
芳野園雄著	利廻採算法	價一・五〇	送料・一〇

著者	書名	定價	送料
荻原井泉水著	芭蕉・蕪村・子規	一・六〇	一四
勝田貞次著	一九三五年投資相談	一・五〇	一〇
本莊可宗著	苦よりの離脫	一・五〇	一〇
竹內謙二著	日本經濟の不安性	一・五〇	一〇
村本福松著	新販賣工作十講	一・五〇	一〇
清澤洌著	混迷時代の生活態度	一・五〇	一〇
石川千代松 中目尙義共著	人間の歷史	一・八〇	一四
木村毅著	賴山陽	一・五〇	一二
小島精一著	世界經濟の常識	一・〇〇	一〇
長谷川光太郎著	日本金融網の話	一・五〇	一〇
矢田挿雲著	修養太閤記	一・五〇	一〇
中外商業新報社編	最新商店經營相談	一・五〇	一〇
高橋龜吉著	經濟理論の革命時代	一・五〇	一〇
金子金五郎 菅谷北斗星著	新將棋戰略	一・五〇	一〇
勝野金政著	ソヴエトロシヤ今日の生活	一・五〇	一〇

著者	書名	定價	送料
尾崎行雄著	處世記	一・五〇	一二
村證券調査部編	赤字財政下のインフレーション研究	二・三〇	一四
尾崎昇編著	話題の辭典	一・五〇	一二
勝田貞次著	中間景氣の發動時代	一・五〇	一〇
矢田挿雲著	度胸の一生	一・五〇	一四
白柳秀湖著	民族日本歷史	一・五〇	一二
高島佐一郎著	租稅・公債・通貨新論	二・〇〇	一四
吉田良三著	工業會計	一・五〇	一四
高橋龜吉著	現代朝鮮經濟論	二・〇〇	一二
岩井良太郎著	日本商品王	一・五〇	一〇
勝正憲著	印紙稅の話	一・五〇	一二
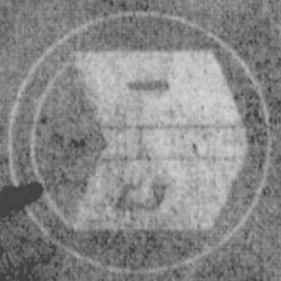
609
433